

第二者 居 中間 本地釋迦如來
第三者 居 右間 本地藥師如來 小神所主明神本地文珠

已上奉號中殿

第一者 居 左間 本地大日如來 小神浪折本地觀音

第三者 居 中間 本地藥師如來 小神正三位本地文珠
(是志賀大明神)

第二者 居 右間 本地釋迦如來 小神御鑑持本地毘沙門

已上奉號地主 小神上袴本地不動

如御詫宣三神一所仁有遷座此則居海邊向異國事者顯三神一躰俱躰俱用一致幽明靈德盡未來際施本朝鎮護異國征罰之靈驗也矣

一、金崎織旗大明神者本地如意輪觀音(一本十一)垂迹者武內大臣靈神也神功皇后三韓征罰之時織赤白二流之旗被付當神宗大臣(宗像大菩薩)之御手長故仁神明垂迹之時毛得玉惠織旗之名字也為異

賊襲來之海路於守護海邊仁居玉惠

一、許斐權現者本地阿彌陀如來奉與宗像神明仁依在本朝鎮護異國征罰之誓約文德天皇(人王五代)御宇天安元年仁熊野權現於奉勸請云云靈驗異于他萬人之歸依世仁越玉惠

一說云宗像大神卜居於西海之邊畔加護東域之仙洞加之率五千九百餘之從神凌二千餘萬里之波濤振上御手長害數千人之異賊振下御手長滅數千人之凶徒云々

同傳記云三韓降伏之御手長者既納宮內其中一竹之御手長者猶生瓶中靈異年舊奇特于今新

凡當宮者三所大神織幡大明神許斐大權現已上五社末社七十五所寺塔六十四宇也於當神五神與五基

社六社有開合之不同合時者五社如左開時者六社奉加孔大寺一藏

一、孔大寺權現者御垂迹之時代不知之本地奉秘之大宮司一人之外者不相傳之吉野象王權現土一躰異名之神明云云

彼山頂仁有大奈留穴仍號穴大寺自彼穴神明或現白馬之形或現大蛇之形指出半身祭禮於受玉惠

上古者為九州平均之役致每年不闕之祭詞為諸國之順役彼山頂穴口仁造高棚其上仁號生贄土未開之女人於一人居置計利然於七日中仁靈神自彼穴乃口指出半身食土彼生贄其親類昔祭禮時患无限

者甕松原仁立甕御供於調美志天彼松原與穴大寺山中間七八里之間九州之人民等郡集志天至滿天彼山頂仁立連天傳供仁奉備之仍昔者穴大寺土波國大事土書計利然間靈驗異于他無左右神

前於通人无之御前海上往覆之船多令破損之間此海上通人者先垂船以前仁令參詣致祈誠云云仍延曆廿一年壬最澄傳教大師和尙為渡唐安船御祈禱有參詣致顯密之法施奉授圓戒於神明自其時靈神改邪歸正理自今以後者普法花之法味不可食生贄結緣繫屬衆生悉可令度脫之由有誓

仍其年當日向國之順役或人備鍾愛之息女於彼生贄仁彼女人年來法花信仰之間讀誦之處仁白髮老翁出來天聽聞之其後蛇體之靈神雖出現玉不食之詫宣云我依渡唐之比丘教戒改邪執訖自今以後者留生贄可書寫讀誦法花經於云云仍每年不闕仁祭禮之時法花經一部被書寫供養處也

一、宗像三所大菩薩御垂跡以來、令受生唐土日本仁、或成僧形、或成俗形、利生方便區仁志諸神父母
土號志玉事

住吉御緣起云、日本將軍源禪師宗像顯石將軍後

香稚御緣起云、神龜五年仁太祖權現宗像大菩薩自唐土日本仁來給天、最初仁怡土郡野北浦仁着給

天、即香稚宮仁入給、于時高良玉垂告天聖母大菩薩言、此太祖現權者、日本國三千六百餘社權者實者

神々祖父也、殊聖母八幡仁波、九代祖師々匠云云、其時聖母大菩薩告太祖權現言久、此所波分限狹、

可住高山仁給土天、香稚相於分殖天、奉崇太祖權現、是則今乃若杉山是也、聖母毛八幡毛、常太祖權

現仁有御參詣云云、日本唐土仁分身散影在之見多利

太祖權現即詫宣云、我波眞言興起往生極樂薩埵也、本地眞言祖師也、權現大神、一切衆生、起四无量

心、更仁不起三毒、垂一子慈悲、成三寶興隆之念、如是無量却現五智金剛杵并獨胡法身形、付屬中天

竺國善無畏三藏者、是我也云云

然則強石將軍今宗像若杉太祖權現一跡異名神云云、如御詫宣者、朝中三千餘社之權者實者祖父

云云、爰以住吉大明神等者、宗像大菩薩之御子云云、宇佐八幡高良玉垂者、御孫子土見多利、惣天爲

諸神之祖父故歟、依之於當宮奉祭七十餘社乃至、諸社之神明此意也、然間參詣當宮者、日本一州三

千餘社之神明仁參詣須留可同者也

一、當宮御詫宣云、吾昔率五千九百餘之從神、凌二千餘萬里之風浪、振御手長、害異國凶賊、是則爲國

爲民、而所犯若干之殺罪也、早書寫般若經、可放生供養云云

同第三御詫宣云、歸命滿月海 淨妙瑠璃尊 藥能救衆生 因中十二願

依此御詫宣、每年不闕仁摸寫大般若金剛般若經等、八月十三四五首尾三箇日夜之間、展開題講

讚之梵序、被行放生大會處也

一、延喜神祇式云、西海道神一百七座大三十八座 小六十九座筑前國十九座大十六座 小三座宗像郡並宗像神社三座名神 並大

織幡神社一座名神云

一、宗像太神宮本社末社大小神明事

第一太神宮

第二太神宮

第三太神宮

上高宮仁波第一、第二、第三、三所有御座

下高宮仁波第一、第二、第三、北崎 四所有御座

高宮下府社員數事

(右十二番)岡塚明神社

(中) 楯崎明神社

(左十一番)加津浦明神社 (右十一番)須多田明神社 山口御口代明神社 只下明神社 浪折明神

社 千得下府三社須田明神、伊摩大 年津久明神社 太井明神社 飯盛明神社(右一番) 和歌明
 神社(右二番) 國玉明神社(左十番) 犬王丸明神社 四道明神社 小野井明神社 原比女明神
 社 息直明神社 飯豊明神社 御靈明神社 祓方明神社 葦木明神社 山手明神社

已上二十五社

息御嶋社

中御嶋社

御衣代社 五位社 河上社 所主社 龍主社 年所社 止々社 祝詞社 荒熊社 山部

社 山師社 御竈社 君達社 草上社 天宮金宮社 御船漕社 稗和社 四道社 朝拜

社 風隼社 息送社 九日社 息正三位社 已上二十三社

織幡大明神

許斐權現

孔大寺御山社

宮地嶽明神

森明神

改所社

酒井明神

與里嶽明神

土穴若宮

浪折大明神

池田若宮

妙見大菩薩

伊摩大明神

許斐所主

山下明神

縫殿明神

伊久志明神

渡津社

今山妙見大菩薩

人見明神

田熊貴船

本木若宮

西塔田若宮

久米明神

國玉明神

楯崎明神

大神明神

前戸明神

祓方遠賀堺明神

小野井明神

溫濟殿明神

内浦若宮

飯豊明神

池浦山王

年毛明神

宮田若宮

辻原若宮

牧口明神

稻庭上明神

津田明神

酒田明神

年津兩上明神

酒多明神

原比女明神

御靈明神

葦木明神

示現明神

山口若宮

柳牟田社

蛭田若宮

國連明神

宰貴若宮

十所王子

濱宮明神

吹浦明神

和加明神

勝浦明神

山口御口代明神

飯盛小盛明神

息直明神

藤宮明神

山手明神

四道福松明神 津加計志明神 只下明神

已上小神六十二社前後惣一百八社

一、貴船大明神於大宮司館鬼門方 丑寅角被安置玉事

此神本名宜布禰也、奉改名字於貴船事者、一切衆生溺生死海故、浮神船令玉到彼岸、故名貴船也云云、本地不動也、大神宮外宮者、本地不動仍一躰也、上社者大荒神也、本地聖天也、是則伊弉諾、伊弉諾冊尊也、天照大神父母宗像神者、祖父祖母也、仍在氏人□護之誓、故大宮司館仁被安置玉敷

貴船者賀茂大明神土一躰、故上下兩社仁有之、又名山神、白山一躰故也、白山仁大汝小汝二神有之、是又伊弉諾伊弉諾冊之二神也云 鷹或白狐 爲使者也

一、三所大菩薩最初御影向地事

室貴六嶽仁有御着、則神興村仁着玉、於此村仁初天被耀神威、故仁神興村號之、其後三所之靈地仁有御遷座云云

一、當神對異賊最初御合戰地事

御楯於被築始處於、楯崎土號須、其御楯成石仁、今仁有之、軍仁有御勝々、鼓打玉留處於鼓嶋土號須、其鼓成石仁、有于今仁矣 一説三韓征伐之後、御楯於此處仁留置玉云云

右御緣起者、雖有古本、爲紛失用心書之

文安元甲子霜月十五日執印大宮司宗像朝臣氏俊

筆者釋氏曾周

宗像三社緣起

宗像三社緣起は寶永六年具原篤信撰めり。享保二十一年山田行恒が寫せしもの、與書棍原可久の文によれば、篤信の稿本は其の後姪常春(和軒)に託せられ、常春屢校訂せりといふ。本書は即ち宗像神社所藏の行恒が寫せる三冊本を轉載せり。原本第二冊、第三冊を附録とし、第二冊に田島を、第三冊に奥津島大島を載せたり。第二冊は寶曆五年行恒が寫せしもの、第三冊は筆寫の年號を記さず。

宗像三社緣記

六合の内天の覆ふ所地の載する處、もろもろの國多くして、きはまりなし。しかれば、國ことに、天神地き祇なにしもあらず。中につゐて、わが豊秋津洲瑞穂國を取わき神國と稱するは、なんぞや。夫わが日ノ本は、ひとの國にたくらぶるに、天地の南北のものなかに有て、四の時そなはり、月日の運正しく、陰陽たひらかに、晝夜時にしたがひ、寒暑さだまり、風土和かにして、偏ならず。倚らず。かゝる故にや、人の心すなをに、いつくしみふかく、勇有て、義をこのみ、あだし國よりのちながし。しかのみならず、百穀ゆたかに、萬の財多くして、みちみちの百の工のしわざもすぐれ、百の器物もそなはりて、求めてたらずといふことなし。我が邦の人、名づけて豊葦原千五百秋之瑞穂國とい

ひ、唐土の人は是を君子國といひ、又不死の國といひけんも、亦むべならずや。かくのことく天地の間におゐて、殊に造化神秀のあつまれる國なるけにや、八百萬の神の、しづまりまして、ひとの國より、神威もいとさかんに、靈妙なる事すぐれたり。こゝを以て、名づけて神明の國と稱するならし。かゝるめでたき國に生まれし人は、其幸有をよろこび、こと國よりよろづ天地のみたまもの、ゆたかなる事を樂しみて、其御めぐみをめでて、手のまひ足のふむ事をしらざるべし。いにしへ天地いまだわかれず、一氣渾沌たり。其すみあきらかなる者は、のぼりて天となり、おもくにされる者は、とゞこほりて地となれり。故に天まづなりて地後に定まる。然して後神聖其中にあれば、ませり。我が日本はじめて開けし、神の御世遠いかな。はるかなる事きく事を得べからず。されど日本書紀にしるせるは、其いと初の御神を國常立尊と申奉る。次國狹槌尊、次に豊斟淳尊、此三神は、もはら陽神にて、いまだ陰神はそなはりまさず、次に泥土煮尊、沙土煮尊、次に大戸道尊、大戸間邊尊、次に面足尊、惶根尊、次に伊弉諾尊、伊弉册尊、此八神四つぎは、陰陽そなはりて、男女の神にておはします。國常立尊より伊弉諾尊、伊弉册尊にいたりて、陽神三つぎ、陰陽の神四つぎ、是を天神七代と云。此四つぎの内三世は、陰陽の神はそなはれりといへど、いまだ夫婦婚合の道は、おはしませず。伊弉諾尊、伊弉册尊にいたりて、初て夫婦の道を行ひ玉ひ、もろもろの國をうむ。二神相ともにはかりて、のたまはく、吾すでに大八州國及山川草木をうむ。いかなぞ天の下の君たる者をうまさらんやとて、先づ日の神をうみ給ふ。是を大日靈貴とまうす。かけまくも

あやにかしこき、天照大神の御事にておはします。此御子ひかりうるはしくして、六合の内にてりとほる。二神其すぐれあやしき御子なるを、めでよろこび給ひ、天におくりあげて天上の事をしらしめ給ふ。次に月神をうみ給ふ。又月夜見尊とまうす。其光りうるはしき事、日につげり。日にならべてあめに送りまつる。次に蛭兒をうむ。次に素盞鳴尊をうみ給ふ。此御子性惡して、殘害事をこのみ給ふ故、父母の御心になはす、遠く下して根の國に逐ひ給ふ。素盞鳴尊教をうけたまはり、根の國にまかり給はんとて、雲霧をふみわたり、しばらく高天原にまうで、姉尊天照大に相まみえ給ふ。こゝに天照大神乃素盞鳴尊の十握の劍をこひとり、打折て三段にな神也。し、天の眞名井にふりすゝぎ、酷然にかんで、吹すつる氣吹の狭霧にうまるゝ神を名つけて、田心姫といふ。次に湍津姫、次に市杵島姫、すべて三はしらの女神ます。既にして素盞鳴尊、天照大神の髻鬢及腕に所纏八坂瓊の五百箇御統をこひとり、天の眞名井にふりすゝぎ、さがみにかんで、吹棄る氣噴の狭霧にうまるゝ神をなづけて、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊とまふす。是瓊瓊杵尊の御父にて、神武天皇の高祖の御神にておはします。次に四神あり。すべて五はしらの男神ます。此時に天照大神勅して曰、其物根を原ぬれば、則八坂瓊の五百箇御統は、是吾物なり。故彼五はしらの男神は、ことごとくは吾兒なりとの給ひて、乃とつて子養給ふ。又勅して曰く、其十握ノ劍は、是素盞鳴尊の物也。故此三女神は、悉く是爾兒なりとの給ひて、便是を素盞鳴尊に授給ふ。是則筑紫の胸肩君等が、いつき祭る神是也。是日本紀第一卷に載る所かくの如し。又日本紀の内一書の

説に、日の神の生ませる三はしらの神を以て、筑紫の洲にあまくだりまさしめ、因て教て曰く、汝三はしらの神は、宜しく道の中にあまくだりまして、天孫を助け奉り、天孫のために祭まつかれよとのたまふ。是宗像の三女神の、天照大神の勅をうけさせ給ひて、初て筑紫にしづまり座せる縁なり。

筑紫の前の洲、宗像の三女神は、延喜式神名帳に、筑前國宗像郡宗像社三座と記せり。是乃日本紀にいはゆる天照大神のうみませる田心姫、湍津姫、市杵島姫の三はしらの御神にておはします。其御同胞ついでのついで、日本紀及舊事紀、古事記の説まちまちなりといへども、日本紀第一卷に載たる本文の説は、田心姫を第一とし、湍津姫を第二とし、市杵島姫を第三とせり。日本紀は舊事紀、古事記の後に立たれば、前書の訛を正せしなるべし。古語にいへる如く、後出の者巧なる理なれば、おそらくは是を正説とすべし。其上文徳實録、三代實録などに記せし序も、皆是に同じければ、是亦證とするに足れり。此三はしらの御神、天照大神の勅によりて、筑紫にあまくだり給ふ。三神の内、一はしらの御神は遠瀛オホソノに鎮りませり。今奥の島と稱する所是也。一神は中瀛に鎮りませり。今大島と稱する所是也。一神は海邊にしづまりませり。今田島と稱する所の御神是なり。田島の御神は、昔は神湊と江口邑との間の海濱に坐せり。故に海濱宮とまふす。此三所にしづまり坐せる御神の御名、三部本書日本紀、舊事紀、古事記にしるせし處、其説同じからず。何れの御神いづれの所に、鎮座し給ふとは、決しがたければ、今しるて、おぼろげにいひさだむべくもあらず。古にひろき君子を

まつのみ。

宗像社と名つくる事、其いはれなきにしもあらず。筑前國風土記に曰、宗像大神自天降居崎門山之時、以青薤玉アヲ置奥津宮之表、以八坂瓊紫玉置中津宮之表、以八呎鏡置邊津宮之表、以此三表、成神體之形、而納三宮、即納隱之、因曰身形、後人改曰宗像。釋日本紀云、胸肩之神體爲玉之由、見風土記、然則尋其由來、爲其神像者也。今案日本紀、古事記には、胸肩とかけり。舊事紀には、宗像としるせり。又日本紀の内に胸肩とかける所もあり。舊事紀、續日本紀以下の國史には、皆宗像としるせり。順倭名抄も亦同じ。萬葉集には、宗像とかけり。凡訓同じければ、字を換へて通はし用る事、是吾が國の文字を用るならひなれば、あやしとすべからず。奥津宮、中津宮には、玉を用ひて、神體とし、邊津宮には、鏡を用ひて、神の御身の形として、其表とす。故に神は身の形の神と申し、を、みのと、むなど普通する故、和語のならひ、かなへかへて、なかごろは胸肩と改む。胸肩と宗像と訓同じければ、後代に至りて、又文字を宗像と改てより、世におしなべて宗像とかきて、其後は改むる事なし。宗像の神のまします郡なれば、其郡をも宗像と名づけし也。

天照大神は我が國の本主にして、日本第一の宗廟とあがめさせ給ひ、八百萬の神をすましまして、其靈妙のたふとぶべき事、いはんもおろかなるべし。宗像の三はしらの御神は、そのあれませる所にして、日神のみことによりて、筑紫の洲にあまくだりまして、又まさしく神勅をうけて、帝の御末をたすけ、天孫のために祭まつかれよと、しめし給へるゑに、しあればにや、此神をば天

が下に多き諸神の内にて、世々の帝とりわきたうとびいつき祭り玉ひ、御いやまひおもくして、神位を世々におくらせおはしまし、をりをり奉幣の勅使を立られし事、日本紀以下の歴史にせるる處、昭々としていと明らかなれば、考がへ見てしるべし。凡此三神に、朝廷より勅使を立て、祠ミヤしめ給ふ事、神代よりの神勅にましませば、神武の帝よりさこそ有べけれど、まさしく國史に見えしは、日本紀雄略天皇九年に見えたるを初とす。又位階を、朝廷より授させ給ひし事、文德天皇嘉祥三年に、從五位上をおくらせ給ふには、じまり、其後世々相つゞきて、神位をすゝめさせおはします。清和天皇貞觀元年二月三十日に、筑前國從二位勳八等田心姫神、濹津姫神、市杵島姫神、并に正二位を授給ふよし、しるせり。類聚三代格には、從一位勳八等宗像大神としるせり。類聚符宣抄には、正一位勳一等の階登り坐すと記し侍れば、貞觀元年の後、正一位勳一等にすゝみ給ふ事明らけし、同じ御時貞觀十一年、新羅の人來りて、此國那珂郡荒津にて、御つぎものをかすめうばひ荒津は博多の邊をいへり、諸の國に地震風水の災有し事をも、うらなはしめ給ふに、隣國より兵革のうれひ有べしと申によりて、おどろかせ給ひ、其翌の十二年、大中臣國雄を勅使として、宗像大神に奉幣し給ひ、御告文をまゐらせらる。御詞にも、掛まくも畏き、宗像大神の廣前に申給へと申さく、とかきて、其さきには、我皇大神は、掛まくも畏き大帯日姫の、彼新羅人を降伏し給ふ時に、相共に力を加へ給ひて、我朝を救ひ給ひ、あがめ給ふ也。今かく狎侮る氣色をあらはし出す事をば、最是皇大神の聞驚き、いかり給ふべきものなり。掛まくも畏き皇大神、國の諸神たちを唱イザナひ道引たま

ひて、いまだ發向せざる以前に、ふせぎはらひ給へ、異國の盜兵の事、又水旱風雨の事、疫癘飢饉の事に至るまでに、國家の大なる禍、萬姓の深き憂へども、皆拂ひ消し給ひて、天下驚く事なく、國內平安く鎮め護り、救ひ助け給ひ、朝廷を實位無動、常盤堅盤に、夜守り晝守りに護幸ライベ玉へと恐れみ恐れみも申賜はくと申すとかけり。いにしへは世々の帝、しばしば此御社に勅使を立られ、禮幣をさゝげ、寶物を寄納し、御尊崇をきはめ給ひ、天下に凶變あれば、朝廷より必此御社に、いのらせおはします事は、彼神代より日神のかしこき勅をうけて、此國にあまくだり、鎮座し給ひて、天孫の御末を永く守らせ給ふ本縁によれるなるべし。是日本紀第一卷に載る所明けし。凡日本の萬姓は、日神の御末にあらざるは稀なれば、帝王の御位を守らせ給ふのみに非ず、農工商のいやしき民庶をも、すてさせ給はず、くはせ給ふべき理なり。況國土の守りとなり、殊に國君を守らせ給ひ、次には大夫士庶人をも守り給ふべき事は、おしはかりてもしるべし。すべらぎは八隅をしらしめして、貴き事のきはまりなるに、帝の御あがめ祭り玉ふ事、右にしるせし如くなれば、其下なる人の貴びあがめまゐらすべき事は、いふもおろかなりや。いにしへ此明神の威靈の嚴重なる事、古き文にも見え侍る。かく他にことなる御社なればにや、昔は、朝廷より神領多くよせまゐらせられ、御宮作り壯麗しく、みつばよつばに、みがきたてられ、大官司は世々傳はりて、富豪なる大家也。其下に在しかんづかさの輩、そこばくそなはりて、近世まで絶ず。かゝりしかば、折々の御まつりもゆたかに、潔くつかまつり、時にしたがひ、百の神事をつとめて怠りすさ

む事なく、よろづいかめしくさかんなりし事、いはずともおしはかるべし。凡盛なるものおとろへかはるは、定なき浮世のならひなれば、近き比、豊臣氏の時に至りて、亂季の世なれば、此大神の尊とぶべき本縁をしれる人なくて、神領も悉く没收せられ、大宮司の家亡び、其下に立りし神司の輩は、四方に離散して、僅かに残りし宮守ともは、あるかなきかの如くなりもてゆき、御社のおとろへ、祭のすたれる事、こゝに至りて極りぬれば、今はむかしにくらぶるに、十が一を千百に存すといへるだにも及ばず、凡よろづの事、皆末の世に至りては、衰へゆく形勢なれど、ひとり此御神の御威徳のみ、いにしへ今いさゝか替る事なし。神は人のうやまひによりて、威をますといへれど、此三所の御神は、人のいやまひは古にかはりおとろへぬれど、近き年も、まさしくあらたなるいきほひをし、しばしばあらはし給へる事多かり。凡天下國家に變災ある時は、此御社の御戸ひらけ鳴動し、且多く神奇をあらはし給ひ、奥津宮の御饌にも、事變を示し給ふ。是我が老のひが耳にのみきけるにも非ず。十目の見る所、十手の指す處、なじかはたがふべき。いとおそるべき事にこそ、きこえ侍べれ。其威靈のいかめしきありさま、いへばおろかなりや、思ひやるべし。其上あやしきをかたるも、ほいならねば、其詳なる事はいはず。かゝるあやしきしるしあるを以思へば、誠の道にかなひ、いのるべき理によりて、いのらば精誠は神明に通ずる理あれば、神の御こゝろにも、うけよろこばせ給ひて、なとかあらたなるし、おはしまさざらんや。

此神を招き請て、祭り奉り、長く彼地に鎮り給ひ、宮作りいかめしく、古より帝王もみゆきましまし、將軍家大臣も、うやまひまうで給ひ、たかきいやしき、老みいはけみ、今もあがめつかふまつり、四方の國よりまうでくる人たえず。かくのごとく、こと國にますは、世の覺えいとさかんに聞ゆめれど、この國の宗像の皇大神を、まねきこひて祭れる社なれば、末の社と云べし。此國の御社こそ、まさしく神代より神勅にて、こゝに鎮り給へば、本社なる事云に及ばず。かくこと國にだに諸人打つどひて、いやいやしくつかふまつれり。いはんや此筑紫の國にある人は、たかきいやしき、すべて此本の御神をうやまふべき理なるべし。されど僻遠の國にまして、朝廷よりの御いやまひも、絶て久しくなり、遠き國よりまうでくる人の、まれなる事、うらめしきかな。今かく此御社の衰きはまりぬれど、天運はめぐりてかへる理あれば、や、前の國主光之君、此御神を尊とびおはしまして、延寶三年、田島の社の拜殿諸末社等を改め作り、舞臺をも造立し給ひ、貞享四年に神領をも寄附し給ふ。かたがた此御社に御心をよせ給ふ事、淺からず。今の國主綱政君も、相繼いで此三神を尊信しおはしまし、折々禮幣をもさゝげさせ給ひ、且神司にも時々祿たまはりぬ。かく邦君の御いやまひも、いとあつければ、神の御威徳もいやましにさかんに、御社の興隆も、やうやくむかしに立返るべき時至りぬと、心あるかぎりは、たのもしく、よろこびの思をなし侍りぬ。

夫神は人の祖にして、民の本也。萬の草木も、本たちて末をのづから生る。故に根ふかく、本かたければ、枝葉さかんにして、花さき實の事多し。人も其祖をあがめ、厚くするは、即これ本につちか

ふ理なれば、其子孫の永くさかふる事も、求めずして、おのづから其中にあり。されど其人の祭るべき神にあらざれば、祭りても神もうけずして、さいはひせず、所謂其鬼に非ずして祭るは、誼へるなり。我が國土にあらゆる正しき名神は、其國を守り給ふことはありあれば、ことさら國君のあがめ祭り給ふべき道とかや、凡國土のたいらげく、人民のやすくして、わざはひなくたのしみ、五穀のゆたかに、萬物のなりはひ成就して、人を助くるは、人君の御めぐみの天にかなひ、人民のちからをかる理なる事は、まことにいはずしてしりぬべし。されど又、目に見えぬ天神地祇のもだして、ひそかに護り助け給へる、めぐみのいさおしなれば、天が下にいきとしいける人民は、なべて正しき神明をたふとびつかふまつり、其御めぐみをむくひ奉りて、又さいはひをいのり、災をはらふべし。中について此御神は、神代より神勅をうけて、此國にしづまりませば、萬世に年はふとも、永く帝王の御末、いやしき庶人までも、守り給ひ、殊さら鎮りませる此國をしづめ、敵國を降伏し玉ふべき理なれば、此國人のあふぐも、おろかなる事にこそ侍れ、凡我が日の本は、神の御國ときくなれば、天津神、國津社は社を祝ひて、今もいませが如くつかふまつるべき事にこそ侍れ。然れば神につかふまつる道の、正しきすぢをしらずやは有べき。いにしへ倭姫命の神の御心のべて、のたまひけるをしえに、夫天をたつとび、地につかへ、神をとらとび祖を敬ふときは、宗廟をたゝず。天業を經綸む。黒心なくして、丹心もちて、清潔く齋慎み、左の物を右にうつさず、右の物を左にうつさずして、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬の事たがふ事なくし

て、大神につかふまつれ、元元本本故也とのたまへり。此祝語は、我が日の本の神につかへ奉るいにしへの道也。今も此教のまにまに守るべし。是やまとことのはの、あさはかなるに似たれども、中夏のひじりの徑典の、ふかき道にひとしかるへし。ゆふたすき、かけまくもかしこくおもほゆ。唐土にはむかしのひじり舜の帝、天神地祇人鬼の祭の、三禮をつかさとれる。伯夷といへる臣に、神につかふる道をおしえ給ひて、夙夜惟寅、直哉惟清とのたまへり。此意は、神につかふまつるには、朝夕つねに慎みて、おこたりなく、其心直にして、いさぎよき心もちて、神につかへよとの御教也。是倭姫命の、きたなき心なくして、丹き心を以、清潔齋慎とのたまへりしに同じ。又伊尹其君大甲に教えて、鬼神常にうくる事なし、よく誠あるにうくといへり。凡神道は、誠を以主とし、つゝしみをつとめとし、すなをにいさぎよくするを以法とせり。やまともろこし、地のへだゝれる事數千里、世の相おくれたる事、千有餘年なれど、神につかへ奉る教の法をしめし給へる理の同じき事は、たとへば符節を合せたるが如し。遠き古の人の言なれど、是即今の人の、神につかうまつるべき道なり。おろそかに思ふべからず。神をうやまふに志あらん人は、此心をたもちて、つゝしみておこたる事なかるべし。およそ人の心につゝしみなければ、誠の主なくして、獨おるにも、人にまじはるにも、欲と云物有て、亂れやすし。況神につかふまつる時、つゝしまざるべけんや。是葦原は元來神明の御國なれば、天津神、國津社を祝ひてぞ、わかあし原の國は治まれるなど聞ゆるもむべなり。たかきいやしきもろ人、今もゐますがことくつかふまつるべき事にこそ侍れ。かく

ありてぞ、限なき神の御めぐみを、よもに敷島のやまと島根は、さかゆべき理ならん。かくしるし侍るは、人のしらざる事は、はんとには非ず。是を見る人の心にわすれずして、よりより思はん事をいふならし。

いにし年、やつがれ平安城に在し時、花山院前内府定誠公おほせけるは、筑紫の宗像の神社は、さばかり由ある御事にて、いにしへ朝廷の御いやまひも、伊勢宇佐につげり、此故にもろ人のたうとびし事も、他にことなれりしに、近世亂季の時より、今にいたりておとろへきはまれるよしきこゆ。吾が家に故ありて、いにしへより此三神しづまりおはします。筑紫なる御社は、其本源なれば、今かくおとろへゆきたまふ事なげきても、亦あまりあるかな。汝ふるき文をかうがへ、彼御社のいとたうとぶべき縁をしるして、邦君にさづけ、國人にも示して、後神の御まへにおさめなば、たかきいやしき彼神威のこと神にかはり給ひし事をしりて、おのづから人のいやまひも出来なば、むかしのさかんなりし時に、やうやく立かへるべきよすがともなりなんよしを、聞えさせ給ひ、其家に傳へもたまへる。宗像の神の、彼宅に古よりしづまりませる由ある事、しるせし一卷をうつさしめて、御子亞相持實卿、手づから我にさづけさせ給ふ。もとよりわが才くちよはひすてに桑楡にせまりぬれば、其命に應ぜん事おほけなくて、いとかたければ、久しく過し侍りぬ。されど位たかく、やんごとなき人の御ことよせをうけながら、そむきはてなんも、いとつみふかく、かつは此事をしるさざらましかば、此御神のさばかりとうとき御事を、もだして、おほひかく

さんもおそろしく、又宗像の神司の輩、乞求るもせちなれば、病をつとめて、つたなき筆ををこして、此卷をしるし侍りぬ。いにしへにひろき君子の、かさねてよく改め作らん事をねがふのみ。

寛永元年 月 日

貝原篤信謹記

宗像三社縁起終

右件宗像三社縁起者、曩可久之季父、貝原益軒翁、遊京師、見花山院前内府定誠公、公命之以縁起著述之事。爾來有志未果。社司輩亦乞之切也。於茲乎、不得已操觚矣。書成而後、藏之篋笥。刈繁補漏、改正之數年。既而寄之姪貝原常春、常春續翁之志、復屢校訂之二子、之於縁記、可謂頗用心矣。今茲社司河野通眞欲獻納之、神廟、因使山田行恒清書之、以獻廣前。於此述記事之梗概云爾。

享保二十一年四月廿六日

筑前州梶川可久謹拜書

山田行恒謹寫

宗像神社縁記附録 田島

宗像神社三所の内、一社は宗像郡田島の邑にあり。御社は戊亥の方に向ひ、敵國防禦をしめし給ふ。日本紀第一卷に居干海濱者也と云。舊事紀に、坐宗像邊津宮、是所居于海濱者也と云へる是也。

今此御社のたてる所、海濱を去事半里ばかりにあり。むかしは此御社、神湊の東六町、海際より一町南にありし故、海濱宮と云へり。へとは海濱を云。つは助字也。田島を去事半里餘、今其あとを神の幸屋敷と云。其所に今もむかしの御社の有し跡有て、いちじるし。其所に昔祭禮に用ひたりし土器の、われたるもの多し。神湊と江口の里の間に在て、神湊の境内に屬せり。後深草院建長年中、清氏より四十八世の孫、大宮司長氏、夢に神託の告有て、田島に移し奉ると云傳ふ。此御社は、陸地にましまして、大宮司宅に近かりしかば、神司も多くつかまつり、いにしへより其祭禮もしげく、神饌奉幣などもゆたかにあつく、諸人の參詣も多くして、神殿もいかめしかりしとかや。今の御社は、いにしへに及はずといへとも、自餘にくらぶるに、頗壯麗にして、社人も亦多し。田島の社人等所祭の神座、左のごとし。

左第二 湍津姫命

中第一 田心姫命

右第三 市杵島姫命

凡三所の大神の社に、各三神を祭り奉るといへとも、其主とする所の御神を以中座とす。田島の社家は、此社を以第一田心姫とする故に、中座に祭り奉りて、是を主とし、自餘の二神を客とす。むかしは大島、奥津嶋の神をも、田島の本社の外に、別宮に祭りし社あり。是 光仁帝天應元年、神託有て、此所にまつると、田島の社司はいへり。然るに寛文二年、彼兩社を本社の側にうつし奉りて、

大島の社は本社南にあり。奥津島の社は本社北にあり。其外末社七十五區、すべて百八神、所々に在しを、此時皆本社境内に移して、今は二十社に合せ祭る。是は別所に散在しては、昔にかはり、神司の輩、其數少ければ、祭禮及酒掃のつとめもわづらはしく、いさぎよき事成がたければ也。百鍊抄第六に、崇徳院長承二年五月二十八日、太宰府言上す。宗像社炎上の事といへり。是此社の事にや。近衛院天養元年、宗像氏信と氏平と當職を争ひ戦ふ。氏信打負しかば、火を放て、片脇と云し所にありし社務の宅をやく。其火社頭に及び、本社末社一字も残らず、忽灰燼となる。其後造營せしかども、昔に不及、年を経て後大破に及ぶ。將軍足利尊氏の時、大宮司氏俊、興立の願によりて、公に訴へしに、尊氏の弟直義奉りて、許容の下文を遣はす。貞和年中に造功終りて、悉成就せり。其奇麗なる事、あげて云べからず。はるかに年経て後、後土御門院文明の頃より、修理もたえたえになり、後奈良院天文の頃は、頽破に及びしが、弘治三年四月廿四日、内陣より火出て、神殿ほの敵襲來の難をさけて、大島に退き居れり。翌年三月本城に歸る。其後氏貞武功により、本領の半を取返せし故、天正四年、当社再興の志有て、斧初あり。同六年造營成就せり。即今の本社是也。同六月朔日、遷宮の儀式あり。此時大宮司並諸奉行連判有て、今に残れり。延寶三年に、國主光之君、拜殿諸未社及諸堂を改め作り、舞臺をも創立し給ふ。又此社の御爲に、郡吏より開墾せし新田は、神社修補の料とかや。鐘は天正十一年に、大宮司氏貞病氣の所願にて、新に鑄てまいらす。其高さ龍頭

の下際まで、四尺四寸、口の徑三尺七寸、厚さ五寸三歩あり。大宮司家のかしはの紋あり。銘あり。僧の作れる也。

田島の神司十一人の内、三人は大宮司の遠裔也。深田氏二人、此内一人、近年公命を受けて事を司とる。嶺氏一人、凡三人皆本姓は宗像氏なり。

昔は田島の御社、毎年大小の神事多くして、ゆたかにさかんなりき。今は其禮たえて、古の百分が一も行れず、年中月次の祭祀の次第を詳に記せし年中祭祀記一卷あり。今社家に傳れり。其事は繁多なれば、こゝにしるさず。其内御神樂などのありしかたはしを、しるし侍る。此地は都遠き邊土なれど、さすが上古よりしつまりませる、名神の大神なれば、古はかゝる風雅なる事をも奏しけるならし。今は殊に、かゝる神事舞樂などたへてなし。二月十六日御神樂次第、第三宮にて酉時に皆參、早韓神をうたふ。先人長舞ふ。次に内侍舞ふ。○第二宮御前の庭にてうたふ、皆前に同じ。○第一宮にて神拜の次に人長阿知女、次舞曲あり。其取物は幣杖、篠弓、劍、鉾、正木等也。次延韓神、末、次早韓神、次志都野、末、次千歳、次早歌、次内侍舞、次萬歳樂、次弓立、次宮人、次行列、次徳錢子、末、次木綿作、末、次朝倉、末、次其駒也。○五月三日競馬、次舞樂、次東舞、神官六人。○八月十五日放生會、相撲、田樂、延年、猿樂あり。

此御社の恒例の祭日は、十一月上旬の卯日、氏人是を取行ふよし、兼良公の公事根源に記せり。氏人とは宗像の君をいへるなるべし。近き年まで八月十五日に祭禮あり。猿樂もありしが、元祿八年より改めて、九月朔日に祭る。神樂あり。又猿樂あり。いにしへの風雅なる神樂には非ず。許斐山のふもとなる社人等來りつとむ。猿樂はむかしより遠賀郡内浦村の龜石太夫と云者、年ごとに來りつとむ。大宮司四十三世氏經の時、初めて八月十五日に放生會を行ふ。近代まで有之しが今はなし。此御社の神寶、いにしへは朝廷より世々の御寄納さばかり多く、その外勅書、繪旨、將軍家の御教書、公家武家の奉納そくばくなりしとかや。されど時々、の災變にかゝりて焼失し、亂世の時散亡せり。むかし、朝廷より大宮司に賜りし繪旨、猶諸州に散在するもの多し。大宮司氏貞卒して男子なく、其家絶ぬ。其女子草刈太郎左衛門に嫁して、長州に行しかば、古き文書は悉く長州に携去しが、今も其子孫草刈が家に、宗像大宮司の家、に在し古き文書多く、長櫃一に納めおけりと云。今御社に所在は、氏貞のたてまつりし歌仙繪は狩野古法眼元信が筆、三十六枚あり。近き頃前國主歌は聖護院宮の御筆也。光之君よりも、歌仙一具奉納し玉ふ。内陣に納む。繪は狩野法眼永眞筆、今拜殿に掲たる歌仙は、繪も歌も光之君、其家臣にかゝしめて、献じ玉へる也。此外足利尊氏此國に下向有し時奉納せられし鎧一領あり。又何人の奉納せしにや。太刀一腰有。其外に短刀一口、黒田の臣池内氏奉納す。明應八年に大宮司氏佐の時、鐘崎の海中より取あげたりし翁の假面一あり。小早川隆景の書狀三通あり。社人中に當る。田島の社の南に、御飯の水とて、井あり。清冽也。神饌を炊ぐには、必此水を用ゆ。故に御飯の水と云。社人の曰、汚穢ある者、この水をくめばわきあがる。民家よりはくまず。

田島の本社に、毎年除夕、彼社人十一人、年ごもりす。其夜神前にて、來年の年穀の豊凶、旱潦、風病、又は來年各我が身の吉凶、何事にても、うたがはしく難決事を占なふ。其占なひやうは、紙に其品をかきもみて、常のくじをとるが如くにす。是をためしと云。其吉凶たがふ事なし。除夕に非ずして、他時にも占なふに、又しるしあり。除夕尤しるしあり。夜明て元日に、神前にて煎たる餅を、各食して歸る。其外里人も有志者は籠る。他村よりも來る。或所願有て來り、年籠りする者も多し、いにしへの風の俗なれば、こゝにしるし侍りぬ。

毎月朔日十一日十五日、社人まうで、一時に中臣祓をよむ。暇ある時は、此外にも來りよむ。又巫女一人あり。昔は三人在しと云。社人のつとむる時ごとに、巫女も出て、神樂をうたひまふ。月ごとに其歌かはれり。

宗像三社の神司、日本紀第一卷にしるせし所の、此三神をいつき祭りし胸肩の君は、姓氏錄十九卷に、大國主命六世の孫、吾田片隅命の後也としるせり。舊事紀に、阿田賀田須命は、大己貴命八世孫也といへり。大己貴神は、素盞鳴尊の御子也。歴史の内に宗像の大領宗像朝臣任官の事しばしは見えたり。是宗像の君なるべし。天武天皇の御時より宗像朝臣と稱す。今社家の説にいひ傳ふるは、宇多天皇の皇子、醍醐天皇の御弟を光遠と云。後に清氏と改む。延喜十四年勅を奉りて、宗像大宮司となり、初て宗像に下り、神社を改め作れり。此説大江匡房卿諸社目安に出づ。又吉田神職注文に稱する人なし。或これありて、古記。宗像社家の舊記に曰、宗像の神社に、是よりさきはしばしば勅使にたまたませしにや。

を下されけるが、清氏此御社の祠官となり給ひ、祭祀を被命せしより後は、勅使の下向を停らる。清氏此地に下り玉ひてより、宗像を以て姓號とし、田島の邑片脇と云所に、居宅を營作して住せらる。其後世々の大宮司、此地を以て居城とす。今案するに日本紀に、筑紫胸肩の君等が祭る所の神是也といへば、舍人親王の時、既に宗像の祠官在し事明らか也。社家の説に、大宮司の始祖を清氏とするは、吾田片隅命の後裔なりし宗像の君は亡びて、祭祀を司どる人なかりしかば、延喜帝の御時、清氏を宗像の祠官の長として補任し、下し給ひしなるべし。田島の社家に傳はる大宮司系圖一卷あり。清氏を元祖とす。其子孫世々相ついで、大宮司の職をつとむ。正親町院天正十三年、大宮司氏貞病で卒す。あとをつぐべき子なし。醍醐天皇延喜十四年より此年まで、世を重ねし事七十九世、年をふる事六百七十三年に至りて、家亡びぬ。此家の舊説に、大宮司は世々皆中納言に任ず。世官也と云へど、公卿補任及其外の古書に、宗像大宮司中納言に任ぜし事見えす。是只後世衰亂の時、郷里におゐて私に稱して、其家をみづから尊貴にせしにや。朝廷よりの勅任には有べからず。朝野群載第六卷に、白河院應徳元年七月二十七日太政官符に、正六位上宗像氏は、道を以て、筑前國宗像社大宮司に補任せらるゝよし見えたり。中納言は相當三位也。然れば大宮司は中納言にあらざる事明らか也。又近代梶井宮より、宗像の法忍坊に賜りし御書に、宗像一官之事、雖無舊例、無餘義候、於中納言者、難成候、相應之官位、可奏聞候と有之。然れば中納言世官に非らざる事、ますくいちじるし。大宮司古は片脇の宅にすめる事、右に記すが如し。又田島の境内

本社の南に、方百餘間の宅の跡あり。近世はすかれて田となりぬ。是中世より大宮司代々の宅地也。七十八世氏男までは、常に此宅に住めり。氏貞の時は兵亂をおそれ、常に赤馬の蔦が嶽の城に住し、祭禮の時のみ此宅に来る。

清氏より以來世々の大宮司の靈を祭りし所、田島村大宮司宅の西の山上に、上高宮とて、昔より社あり。寛文二年御社の外にありし諸の末社を、皆本社の傍に移せし時、上高宮をも、御社のほとりに遷して、末社とす。故にもとの山上には、社なし。下高宮は上高宮の北にあり。其地上高宮にくらぶれば少ひきし。是大宮司世々の妻室の靈を祭りしとて、いにしへより一社あり。是亦寛文二年に、御社の側にうつして、末社とす。凡此御社のふるごとは、むかしより近き世まで、よろづ事しげき御事なれば、其かたはしも、えかきつくさず、いにしへの、さかんなりし事は、をしはかるべし。行恒、過にし年、和軒先生の遺命をうけて、三神の御縁記を書寫し、中津宮の廣前におさめぬ、しかはあれと、かの御縁記いまは、かんだからと成侍れば、祠官のともから、見まほしくとも、えかなはぬ事になん、なり侍りしかは、新に副本を書寫して、納めてんの志は、ありなから、このも、かのもにさわりおほく、本意とけさりしか、今年はからす、老か身の、拙き筆をとりつゝ、御縁記三冊を書寫して、沖津宮の祠官、河野權頭か神祇殿に、納め奉るもの也。

寶曆五乙亥年早月日

山田行恒七十二歳書

宗像神社縁記附録

奥津島、大島

日本紀第一卷一書曰、日神先生兒、號瀛津島姫。又生兒、號湍津姫。又生兒、號田心姫。凡三女神矣。凡三女神矣。又曰、市杵島姫命。是居于遠瀛者也。又化生神、號田心姫命。是居于中瀛者也。又化生神、號湍津姫命。是居海濱者也。又一書曰、日神先生兒、湍津島姫命。亦名市杵島姫命。又化生兒、湍津姫命。又化生兒、田霧姫といへり。日本紀一書の内、數説同じからざる事かくの如し。又舊事紀第四卷曰、號田心姫命。亦名奥津島姫命。亦瀛津島姫命。坐宗像奥津宮。是所居于遠瀛島者。次市杵島姫命。亦名佐依島姫命。亦云中津島姫命。坐宗像中津宮。是所居于中ツ島者也。次湍津姫命。亦名多岐都姫命。亦名邊津也。といへり。古事記曰、先所生之神、多紀理毘賣命者。坐胸形之奥津宮。次市杵島比賣命者。坐胸形之中津宮。次田寸津比賣命者。坐胸形之邊津宮。此三柱神者、胸形君等之、以伊都久三前大神也。といへり。三神御鎮坐の所、右三部の本書の説同じからず。何れが是なる事をしらず。後花園院文安元年、大宮司氏俊、宗像三社の記を書ける其詞に曰、第一神は、居を遠海の奥に示し給ふは、末世に至るまで、異國を降伏し給ふべきよし、御誓有て、彼島に留り玉ふ。即 奥の御島と號す。是日本高麗の中間也。遠瀛に居給ふ。これを田心姫と號し奉る。第二神は、居を中ツ海の奥に示し給ふ。今大島と號する是なり。中瀛に居給ふ。是を湍津姫と號し奉る。第三神は、居を海濱に示

し給ふ。今田島と號する是なり。海濱に居給ふ。是を市杵島姫と號し奉るとかけり。又氏俊宗像三社の記には、孝靈天皇四年に、出雲國簸の川上より、宗像に御遷行ありしよし記せり。是日本紀の説に背けり。日の神の勅によりて、神代よりすでに筑紫に降臨し玉ふ事、日本紀の文明證なれば、是を正説とすべし。他説を用ゆべからず。

田島の祝部の輩は、むかしより世々の大宮司、田島の御神を以て第一神、田心姫として、祭り來れるよし云傳ふ。故に彼御社に、三神をいはひ祭るに、中座を第一田心姫とし、是を主神とし、左座神の左也第二湍津姫命とし、右座を神の右也第三市杵島姫命とす。此二座を客神とす。田島の社司の輩云傳ふるは、海濱の御社を田心姫命とす。奥津島、中津島にかはり、陸地なる故に、田圃ある所に近く、しづまります。田心とは田の中の事をいへば、かく名付奉りしならん。是第一とす。大島の御社を湍津島姫とす。彼御社は天の川といへる川のほとりにしづまりますゆへ、瀧はなければ、湍津姫と申す。是を第二とす。奥津島の御社は、市杵島姫命也。日本紀に瀛津島姫命、亦名市杵島姫といへり。然ればおきつしま姫、市杵島姫は同じ御事也。おきつしまと、いちき島と、音相近ければ、おきつ島にまします故に、市杵島姫とは名付奉りしならん。是を第三とす。島とは海中にある地を云へつ宮は海中の島に非ず、市杵島姫と名付奉るべきやうなしと云。其三神に名付し意は、さも有ぬべきやうに聞え侍れど、三所の神名を定し事は、是も三部の本書の説にはあらず。奥津島の社司、一の甲斐が家には、舊事紀、古事記の文に本づき、又大宮司氏俊宗像記の説を證として、古來奥津島の

御神を田心姫とし、第一とすといふ、又奥津島の社司は、氏俊宗像記にいへる如く、三神出雲國より來りて鎮座し給へれば、第一田心姫はまづ奥島に留まりたまひ、次に第二湍津姫は中津島にまし、次に第三市杵島姫は海濱にとゞまり座せり。其序まさにかくの如くなるべしと云。古書にのする所、今世の傳る所、其説まち／＼にして、同じからざる事かくの如し。社職の傳へ云所も、亦各其理あれば、今更何れを是とし、何れを非とすべからず。然れば三神の鎮座、各何れの所と其御名を定め難し。つゝしんでおもふに、三神は共に日神の御子にて、同胞の御事なれば、皆たふとぶべき御神也。何れおとりまされりとすべからず。故にいにしへ、朝廷より贈らせ給ふ神位も、三神皆同じ御位也。凡兄をたふとび、弟をいやしむは、郷黨にて齒をたふとぶの禮也。朝廷にはしからず。昔より弟賢にして、君となりてたふとく、兄不幸にして臣となりて、いやしきためしも多かれば、必姉妹の次第を以て、其貴賤と長短とをあらそふべからず。凡田島大島奥津島三所共に、何れも三神を一社に合せ祭りて、各其社の主とする所を以て、中社にあがめ奉る。同じ枝の三神を一所にいつき祭りて、神のつらなれる御勢のさかんなる事、其御たぐひいと稀也。又おきつみや、なかつみや、へつみやと云へるも、いとゑんにして、たうときところの名なり。

此御神の御事、國史に載たるは、日本紀十二卷、履仲天皇五年、三神宮中にあらはれ給ひし事あり。雄略天皇九年春二月、凡河内直香賜を遣はして、胸方の神を祠らしめ給ふ。續日本紀、仁明天皇承和九年秋七月、使を筑前國に遣はして、宗像の神に奉幣し玉ふ。崇あるによれり。文德實錄に、文

德天皇嘉祥三年十月辛亥、筑前國宗像の神に、從五位上を授けらる。仁壽三年正五位下を加へ玉ふ。天安元年正四位下を授け玉ひ、同二年正三位を授給ふ。三代實錄、清和天皇貞觀元年正月、從二位を授け奉らる。同年二月に正二位を授らる。同十二年二月十五日、勅して大中臣國雄を遣はして、奉幣し玉ふ。御告文あり。三代實錄、陽成天皇元慶二年十二月二十四日、從五位下平朝臣季長を遣はして、宗像大神に奉幣し給ふ。

類聚三代格曰、大政官符應、充行宗像神社修理料云々。在筑前國宗像郡金崎云々。件神社大和國城上郡之内、與坐筑前國宗像郡從一位勳八等宗像大神同神也。舊記云、是天照大神之子也。大神勅曰、汝三神降居道中、奉助天孫、爲天孫所崇祭者。今國家每有禱請、奉幣使。是其本緣也。唯筑前社有封弟戸神田。大和社末預封例。

在日本紀應神天皇三十七年春二月、遣阿知使主都加使主於吳。令求縫工女。吳王於是與工女兄媛、媛吳織。穴織四婦女。阿知使主等自吳至筑紫時、胸形大神乞工女等。故以兄媛奉於胸肩大神。則今在筑紫國。御使君之祖也。

古事記曰、大國主命、娶坐胸形與津宮。神多紀理毘賣命。生子阿遲鈿高日子根神。次妹高比賣命。亦名下光比賣命。此之阿遲鈿高日子神者。今謂迦毛大御神者也。舊事記の説も亦同じ。大國主神者大己貴神也。

宗像社他國にまします所多し。皆此國にある御神を本社とせり。延喜式に載せたるは、大和國城上郡登美山神社、三座、備前國二座、赤坂郡津高郡に座せり。伯耆國會見郡、下野國寒川郡に坐せり。

式外には山城國葛野郡の宗像神に、清和天皇より告文をまいらせられ、鑄錢所の新に鑄る錢を奉り玉ひし事、三代實錄十八卷、貞觀十二年の紀に見えたり。是松尾の攝社なるか、又嵯峨の大堰川の南、嵐山のふもと、櫟谷に宗像の神社あり。清和帝より御告文をまゐらせられしは、此御社なりや。

京都華山院殿の宅に、いにしへより宗像三神の社おはします。拾芥抄云、近衛南東の洞院東一町、本名一條云々。式部卿貞保親王家貞信公傳領之。住小一條之間。號之東宮。九條殿令給外家。冷泉院此所立坊花山院傳領之。大鏡曰、忠平公貞信公也又小一條太政大臣と申す。朱雀院並に村上の御をぢにおはします云々。三人の大臣達御子のの參らせ給ふれうに、小一條の南、勘解由小路には、石たゞみをぞせられたりしが、まだ侍べるぞかし。宗像の明神のおはしますせば、洞院の後のつじよりおりさせ給ひしに、雨などのふる日のれうとぞうけたまはりし。大かた其一町は、人まかりありかざりき。今はあやしき者も、馬にのりつゝ、見しくとありき侍べるは、むかしの名ごりに、いとかたじけなくこそみ給ふめれ。此貞信公は、宗像明神うつゝに物など申給ひけり。我より御位たかくてゐさせ給へるなん、くるしきと申給ひければ、いとふびんなる御事かなとて、神の位を申させ給へるなり。○花山院殿家記云、此亭元貞保親王家也。清和御子也貞信公相傳而住西家。小一條今宗像時人以此亭號東宮。貞信公讓于九條右丞相。冷泉院右丞相於此亭有立太子事。即爲御所。東宮是也。之號。世俗之詞有徵云々。其後爲花山院御所。仍改東宮之號。又稱花山院。○三代實錄第二、清和天

皇貞觀元年二月晦日丙辰。筑前從二位勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵島姫神。並授正二位。太政大臣東宮一條第。從二位勳八等。田心姫神。湍津姫神。市杵島姫神。並授正二位。此六社居雖異。實是同神也。○諸神記曰。建治二年勘文云。東一條宗像神社。三座之爲式外之神。而去年建治。占部兼文依勘奏子細。可預四度官幣之由宣下了。○今案。東京一條第宅の三神宗像社は、今花山院殿の宅中に祠有是也。時代にしたがひて、第宅の有所はかはり侍れど、花山院の號はかはらず。彼宅中に坐せる宗像の社も、時にしたがひて、遷りたまふ。花山院殿世々を尊崇し、祭祀をつとめ給ふ。今の花山院前内府定誠公御子、大納言持實卿も、殊につゝしみつかへ給ふ。

安藝嚴島神社は、彼社の緣起に、自筑前思賀島來于此といへり。延喜式神名帳に、安藝國佐伯郡伊都伎島神社とかけり。筑前より彼地に奉請せし神也。嚴島にては本社の内第一市杵島姫、第二湍津姫、第三田心姫とす。是市杵姫を專として祭れる也と、嚴島に所祭五座あり。殘る二神は何の神を合せ祭ると云事を知らず。

豊前國宇佐の社は、もとより宗像の三女神のしつまりませる所のよし、日本紀第一卷、舊事紀第四卷に記せり。然れば三女神は、もとよりの主神にして、八幡大神は、はるかに年代過て後、彼所にあらはれ給へる客神也。今宇佐の宮三座の内、中座は即此三女神にておはします。

社記の舊記、其外、近代の文書にしるせるは、いにしへ宗像御社に神領多く附侍へる。此國にては宗像郡西郷三百町、稻本村四十町、須惠村三十町、稻光五十町、鞍手郡古物神崎四十町、芹田村五十

町以上筑前肥前國晴氣保三百町、豊後國豆田原四十町、壹岐島藥師丸二十五町、是古來定り附ける神領也。かく國々所々に神領有りしが、近代亂世と成ては、他邦の神領は、其領主沒收して、御社には納らず。清氏より第七十九世大宮司氏貞は、後陽成院の御時、天正の比、宗像一郡及鞍手郡の内、若宮三百町、遠賀郡の内河の西郷を領す。氏貞の先祖第五十四世大宮司氏俊は、將軍足利尊氏に與して、初て兵革を事とし、神領を以私領の如くせしかば、其後子孫も世々かくのごとし。大宮司氏貞は、天正十三年病死して、嗣子なし。同十五年、豊臣秀吉公九州を征伐し、玉ふ時、宗像の神領は悉く沒收せられ、大宮司の家をば、重ねて立たまはず。此御社は、古よりさばかりたうとぶべき故實ある事を、其時社家の輩さへなく、舊記にくらして、秀吉公に申さざりし故なるべし。其年小早川中納言隆景に當國を給はりし時、此御社に、新に二百町の神領を寄附せらる。其家臣井上氏が證文、及村をしるせる目錄あり。其神領寄附の間八年なり。文祿三年、隆景隱居し、備前國三原に退居し、玉ひ其養子筑前中納言秀秋、相續きて此國を領せらる。秀秋すべて國中所々の神領を沒收し、隆景の此御社に附給へる二百町の神領も、殘らず取放さる。隆景是を悲しみ、其兎裘の采地内の内、本郡河西の郷田島の邊を云の土貢米百石を寄附せらる。むかし大宮司有し時は、其下に屬したる三所の社家七十七人ありしが、秀秋の時にいたりて、社領なくなりたれば、多くの社人衣食を求めんがため、四方に離散せり。慶長五年、黒田長政君、此國を領し給ひし時、國中の神領寺領、いづくも秀秋の時の先例に隨ひて進止し給ふ。三所の造修は長政君よりこのかた、國主より營み給ふ。

此時わづかに残り留れる社人ありしも、秀秋の苛政によりて、恒の産なくて苦しめる由を、長政君聞玉ひて、慶長十一年、田島、大島、奥の島の社家十三人に、田祿をあちあたへて、其饑寒を救ひ給ふ。十三人の内、十一人は田島に屬し、一人は奥津島の神社につかへ、一人は中津島の神社につかうまつる。

奥津島

奥津島、日本紀第一卷には、遠瀛と稱す。舊事紀に、宗像の奥津島とし、遠瀛島と云是也。俗に奥の島と云神をば、奥の御神と稱す。神名の異説まち／＼なる事、右に記せり。奥津宮の神司は、舊事紀古事記及大宮司氏俊縁起の説に隨ひて、此島の御神を田心姫とし、第一の宮とす。故に中座を田心姫として、主神とす。左を市杵島姫とし、右を湍津島姫とす。其神座、かくの如し。

左座 第三 市杵島姫命

中座 第一 田心姫命

右座 第二 湍津島姫命

此島は大島より子の方にありて、相去事海上四十八里と云。されど日永き時、朝につとめて舟を出し、波風のさはりだになくて、のどかなれば、暮つかたより前につきぬ。かくあれば、只二十里餘有べしと云。御社は西南に向ひて、山の麓平地の高き所に立給ふ。海濱より御社まで、其間百五十間のぼりゆけど、路はしからず。今の神殿はわづに方九尺、前に拜殿あり。末社の數、いにしへは

凡七十五區、神名一百八神あり。近年は末社の數を合せ祭りて、十五區とす。神司は今只一員、其家を一甲斐と云。河野氏也。世々此御社の祭を司る。常には大島に居て、年ごとに暮春初冬兩度の祭禮ある時、島にわたりてつかへ奉る。昔大宮司ありし時は、秋の祭もありしが、近き世は秋を略して祭らず。風烈しく波高くして、渡る事かなはねば、たびの衣のたつ日も定めず。其故に祭日は何れの日ともきはまらず。社司彼島に渡りし時より、日ごとに潔齋し、八日といふに當れる日、かねて魚をつりて神膳をと、のへ、祭奠をそなふ。あざらかなる物を得ざれば、祭日をのぶ。むかしは三時の御祭ごとに、其所なへ甚いかめしく、御饌奉幣など、いと豊かに、潔かりし事、其品目古き記籍にのせて、今も一甲斐が家に傳はりぬ。又いにしへ祭禮のありし時、つかふまつりし神司の輩の座列のしるせし籍も残りとかや。島守を國守よりつねに置玉ふ。百日毎に交替の番をつとむ。凡此島に来る人は、先海水に浴し、正三位の社海邊に有小社なり。志賀神のよし云に、まうで、又七日の間、日ごとに一たび海水に浴し、八日に當れる日、本社に参りまうで、ぬかづき奉る。島守水主もおなじ。

凡此御神の威靈は、すぐれてさかななれば、まうで來る人の心も、おのづからいやらかなりぬ。靈驗むかしより、しば／＼多き由、かたり傳ふ。此島にては、神事をむねとし侍れば、神事にけがれある物をばいみて、まさしき名をいはで、名をかへていふ。僧尼、山伏、女人、牛馬、鹿鼠など、皆別名をいふ。死をくるやうせいと稱し、僧をまるやうせいと稱し、六畜の類をよつと稱し、鳥をくろとり、女をほと、延喜式にをいふ。め、衡をためし、鹽をなみのはな、升をはかり、未嘗をひしほ、酢をみとり、尼をかみなが、と稱るの類也。

しるせし、伊勢齋宮の内外の忌詞の類ならし。唐土に宗廟を祭るの禮には、神にそなふる物のいさぎよきを以て、其名をかへて、よき名を以て稱するにはかはれり。されどかれはきよきをめで、これはけがれをいむ。其意は同じかるべし。春の祭にそなへし御饌をば、冬の祭に徹し、冬の祭にそなへし御饌を、明る春の祭に徹する時、御饌の變によりて、世の吉凶を占なふ。是を名づけて試シと云。むかしより三神の御まへ、一神ごとくに三饌、すべて九饌を備へ奉る。御饌に變あれば、各其人にあたる例有て、天子、將軍、國君、大臣、國老及國の大夫、又社司産子の事に應ず。御饌に常にかはれる事なければ、世に災變なし。もし御饌に變恠ありて、すべて黒き毛おひて、かぶろの髪カミの如く、小兒の黒髪のうるはしく、生とゝのふるが如し。或海藻の如く、或黒く腐て、手にとれば忽くだけ消えぬ。さまざま變異有、其變恠あるを以て、其應ずる人のいみじき事を告給ふ事必しるしあり。此ためし、昔よりたがふ事なしと云傳ふ。

此島は、めぐり一里あり。山高くして三の峰あり。其内にていと高きを一の嶽と云。次は二の嶽、第三に當れるを白嶽と名づく。皆岩山也。林木しげり、うるはし。岩間より大竹多く生出たり。島をめぐりて、皆大岩也。本社の本社の御後左右にも、皆見あぐるばかりなる大岩あり。凡此島は、世ばなれて、異所に似ず、あやしくことなるさまなり。山のそびえてつらなれるかたち、岩のたゞすまる、すぐれてうるはしき事、他邦にたとふべき所もあらず。はかなき草木までも見所あり。此島のけしき繪にかゝせて、人にも見せまほし。朝夕に見れども、時ごとにおもしろしと、目を驚かしぬる由、渡

れる人いふ、まことに俗塵に遠き奇境にて、神仙の窟宅せる靈區なれば、さこそと思ひやられ侍べる。もし彼所にいたらば、只蓬萊山に行しこゝ地をすべき。峰にあがりて遠く望めば、對州ま近く見ゆ。又しらぬ新羅の山も、ほのかに見え侍べる。

凡此御社は、きはめて遠きあら海の中に立給ひ、もとより此島に常に住む人もなければ、社司島守の外、まうでくる人なく、みてぐらをさゝぐる産子なし。然る故に、中津宮へつみやより、猶衰きはまりぬれど、只大神の御威の、いかめしき事のみ、むかしにかはらず。

此島の竹木土石など取て、船にのせかへる事、神のおしみ給ふ故にや、必たゞり有て、船人共甚おそる。島の物をみだりにそこなひ、むさぼり取て、暴逆をなさば、神の祟もありなん。正神は俗説の如くに鄙吝なる事は有まじけれど、此事故あり。奥津島の前、巽の方二十町許に、小屋島とて、小島あり。皆岩也。小屋島と奥津島の間、御門柱とて、岩二ならべり。あたかも鳥居のたてるさまなり。其兩間四五間ありて、本社の本社の御方にむかへり。天然の神門なるべし。いと異なる奇境にて、御社のたふとき事も、いやましにおぼゆる。奥津島の磯に、太鼓石とて、大岩海中にさし出たり。潮のみち干に、此石に波のあたりてひびく事、あたかも太鼓をうつが如し。夫木集顯仲の歌に、たつ波に鼓の音をうちそへて、唐人よせぬ奥の島守、とよめるは、此所の事なるべし。

荒船の御社は、奥津島より少前に荒船とて、船の形なる大岩あり。海中にはなれたる小島也。前に少入海あり。大岩のみ有て、土地なし。其上に小社あり。高大明神と云。是則荒船の御社なるべし。拾

遺集第七卷物の名の歌に、草も木もみなみどりなるふか芹は、あらふねの宮しろく見ゆらんと、藤原輔相のよめりしは、此所の事なるべきか。

大島

大島は日本紀第一卷に、いはゆる中瀛^{ナカツミヤ}舊事紀古事記にいはゆる宗像の中津宮是也。又舊事紀に所居于中島者也と云。此御神の事は、すでに前にしるせり。御社は巽に向ひて、海に近し。乾にからほり有。神湊の海濱を去事三里、北の方の海中にあり。奥津宮と邊津宮との中間にまします故、中津宮と申す。源氏物語玉鬘の巻に、太宰少貳の女御許が歌に、舟人もたれをこふとか大島のうらかなしげにこゑのき。今社家こゆるとよめるは此島なり。又具氏の歌にも此島をよめり。夫木集に見ゆ。

の祭る所、津姫命を主として、中座にいはひ祀り奉れり。其神位の列かくの如し。

左第二 田心姫命

中第一 湍津姫命

右第三 市杵島姫命

いにしへ大宮司在し時、年ごとに時々祭禮ゆたかにあつくして、いさぎよかりき。神司の輩も多くつらなりて、つかふまつりしかど、今はむかしにかはり、衰きはまりぬれば、彼さかんなりし時の、十か一にだも及ばず。只島の中にあらゆる産子ども、打つとひて、かた許なる祭を行ひて、つゝしみつかふまつるも、猶此御神の御威徳の盛なるしるしなるへし。九月十二日を恒例の祭日とす。其外年の内に、凡十餘度の祭禮あり。中にも極月晦日のくれより、正月三日の朝まで國土豊饒の祭りあり。春は二月十四日の晚より、十五日の朝まで、禁裏御祈禱の御祭、夏は四月晦日の晚より五月朔日の朝まで、將軍家御祈禱の御祭、秋は九月十一日の晚より、十三日の朝まで、國家平安の御祭、冬は十一月朔日の晚より、二日の朝迄御祭禮、是四季の御神事なり。

昔は末社すべて七十五區、神名百八神あり。今は十八社に合せ祭る。神職一人あり。其家を二甲斐と云。河野氏也。つねに大島に居て、世々此島の御神の祭祀を司どる。

御社の上に高山あり。御嶽と云。昔は山上に天照大神の御祠あり。寛文二年本社境内に遷し奉りて、末社とす。

御嶽の下に小池あり。其池の下流を天の川と云。此川中津宮の御前にながれて、頓て海に入る。川の左右の側に、川をへだて、牽牛^{ヒコホシ}織女^{オリメ}二星の小社あり。二社の間に天の川流る。二星をこゝにいはひし故、天の川と名付しにや。石見女式隨腦曰、筑前大島と云所に、星の宮とてあり。河を隔て、宮あり。北をば牽牛宮と云。南を織女宮と云ふ。此社に七月朔日より、七日までこもりて、夫妻を得ん事を、兩社に祈る事をしるせり。又古今集榮雅抄にも、此事を載せたり。

此島の内所々に風景うるはしき佳境多くして、あげてかぞへがたし。されど世ばなれたる遠僻の海中にあれば、昔より歌人の吟詠もなくして、其名あらはれず。今又其佳境をひとつくしるさんも、見きく人のため、いたつがはしかるべければ、もらしつ。神崎と云所、島の北にあり。尤佳境也。

いにしへ此島の御神出雲よりはしめてこゝに來り給へりし時、先此所につかせ玉ふと云傳ふ。
此故に神崎と名つくと云。

正三位の社は、此島の内、岩瀬と云所の林の中にあり。本社より十五町あり。景致うるはし。小社也。拜殿もたてり。是は奥津島の末社にして、此島にあり。春冬二時に祭あり。奥津島の御神をも、常に此所にて祭る。遙拜の所也。前は海邊也。鳥居あり。又貴布禰の社は、正三位にゆく道にあり。中津宮の末社也。

宗像記 宗像記追考

二書共に何人の手に成れるか詳ならず。宗像記追考は宗像記を訂正増補せるものなり。元祿中占部三秀此兩書を併せて一部とし、字句を平易にし、通讀に便ならしむ。此書瀧口義資氏所藏本、占部九郎氏所藏本等種々あり。殊に占部氏所藏本は字句も多く、編者が見たる書中、最良のものたり。本編收むる所は専ら占部氏所藏本に據り、傍占部氏所藏本を參取せり。

宗像記卷ノ一

書宗像記追考首

宗像記追考之一書者、蓋^{イ未}不知出乎何人之遺編、且未審愜乎其事之實錄、唯以有余之遠祖出宗像氏之下、世從于其政事、而於鄙家、亦其來歷頗有所語傳之者也、一日賤父利安語余曰、此書不可忽焉、熟見此書之所載、與吾之所聞於父祖之者、大抵不差矣、就中記

宗像大神祠之故實者詳密、則顧非他庸俗之所著、疑是田島神家者流之所誌、而當有所由來之遺傳、豈近世往々所出之有僞史妄錄之比哉、有古訓于茲矣、盡信書則不如無書、宜乎其言也、今如此書、亦間、非無所當怪者、更有與吾所聞不合者、雖然其差處、多是次第紛亂之類、而其事則不可不實也、嗚呼、宗像氏之豪室、其廢絕雖今已久、有此書而存、則其遺名不朽乎百世矣、時讀此書而思其世也、則猶與

其家之不泯俾焉、可知此書、是吾黨之所當珍藏、而著此書者、則亦汝徒之所當愛慕也、汝思旃、於是余不忍強取捨其是否、姑勞其作者之筆功、而都以其舊文、然先修者、唯有追考之傳辭、而不載宗像記之本文、恐讀之者、難解其事歷之全旨、是以余并其兩書、以爲一部、更釋其眞字於草字、訓其漢語於倭語、欲使童蒙易見、至其潤色、則俟俊才之是正耳

元祿甲戌仲春下浣

占部 三 秀 妄 叙

宗像記追考卷第一

目錄 此目錄新寫之時加之

本書之一 宗像之記

同 二 菊姬御前并御母君被弒給事

同 三 四郎殿御家督之事

同 四 菊姬御前并御母君御靈崇之事

第一 宗像之記

宗像記新寫之時
各載之

筑前國宗像殿と申は、人皇五十九代、宇多天皇の御子清氏親王の後胤なり。其元を尋るに、清氏親

清氏

妙忠

王の御兄の帝、醍醐天皇は、聖王にてわたらせたまひ、國おさまり、民豊なる事、異朝までも、其かくれなかりしかば、唐土の御門より、聖主の太平を賀し給はんか爲に、勅使を此國にわたし給ふ。勅使すでに來朝すと聞へければ、天皇おほせけるは、今唐使に御對面あらん事、はつかしく思召處なり。此事いかゞと有ければ、諸卿せんぎ有て、帝は御顔長く、御色も黒くわたらせ給へば、恥しく思召すは御理なり。御弟の清氏親王は、客顔美麗にましませば、一日の王位をゆづらせ給ひ、天子と稱し、唐使に御對面あらん事、よろしかるべく候はんと、勅答申されければ、此儀最可然なるべしとて、一日の王位を、賜はらせたまひて、唐使に御對面あられる。それより清氏親王を、一日國王とぞ稱し奉りける。其後清氏は王家とならせ給ひ、末のおくれ給はん事、帝ほいなくおぼし召れければ、侍臣になし給はんとて、正三位に叙し中納言ににんじ、延喜十四年に筑前に下し參らせらる。むかしは田島の祭禮には、毎年勅使を被下けるに、此時に到て、清氏卿祭禮の事を執行ひ給ふべしとの、勅詔にて、勅使の下向をととめらる。此郷棟堅たかのにすませ給ひてより、其字を宗像と改め、即御姓として、田嶋の里片かた腋たもとといふ所に、殿作りして、すませ給ふ。清氏卿の後四代に當て、妙忠と云有り。始て因幡の大官司と號し、田島の宮の社務職を勤給ふ。而しより以來、此家二つに分れ、公家社家とぞ申ける。公家は、蔦嶽に城郭を構へて居住し給ひ、家門繁昌し、國中の尊敬斜ならず、かるがゆへに、清氏卿よりの官號を代々申傳へて、中納言殿とぞ稱し奉りける。今末世に至るまで、此家をつがせ給ふに至ては、皆中納言殿とぞあがめける。扱又社家は昔に替らず、片腋に住せ

給ひける。清氏卿は筑前一國を領し給ひしが、妙忠より公家社家の領知分るゝによつて、御家人も同く相分る。平相國清盛の代に至て、平家の方人は家を起し源氏の心ざし有は、家を失ふ。宗像の家臣も、或は亡び、或は存す。其後源の頼朝卿の代と成て、昔に引替、平家の方人たる者は、根葉をたち、源氏の御家人たるは、彌増に繁昌す。鎌倉より守護地頭下て、國郡をさき分て、或は領家につけ、或は平家の没官領として召上られ、一國分散して、宗像の領知は、千分の一にも及ばず、僅に納め給ふ。神領は古門神崎各、四拾町、西郷に三百町、稻元に四拾町、須惠村に三拾町、稻光に五拾町、芹田に五拾町也。宮田より流るゝ川を堺として、川より西を河西郷と號して、大宮司領とす。東の方には公家領とす。此外に肥前の晴氣に參拾町、豊後の大豆俵に四拾町、壹岐の藥師丸に貳拾餘町、惣て合する所六百四拾餘町也。公家領は宗像一郡、西は新宮の湊を限り、東は蘆屋に至る、三牧半郡、鞍手半郡なり。かくのごとく衰へさせ給ひけるが、建武三年尊氏公、此國に御没落の時、社務氏俊、氏名兄弟、武を專とし、戦功を勵さるゝ賞録に、夜須郡を賜りけり。再び共に立歸るか、と人々、頼母敷ぞ思ひける。社務職は、大宮司氏範執行ひ給ふ。氏俊をば、此時より武家と稱し奉る。後土御門の御宇に至て、明應七年の秋、執印大宮司興氏、おなじく氏佐は、同姓一家といへ共、威を争ひ給ひて、既に合戦に及びける。立花山城守、麻生與次郎、同與三郎等は、氏佐に一味合力して、八月八日西郷に打出、芦波が谷、針が崎にて、兩陣火花をちらして攻戦ふ。敵味方討たるゝ者數しらす。同十五日に興氏終に敗北して、大島におし渡り給ふ。是よりして社家領は離散し、武家は氏佐相傳し給ひ

神領
河西郷

氏俊氏名

氏範
興氏氏佐

黒川殿
河津隆業
宗像氏延

けり。其比筑前豊前の領主は、大内殿に附屬の輩おほくして、混ら御家人のごとくなるに、宗像殿も大内殿に附屬し給ひぬれば、中國に於て深川黒川の兩庄を賜はらせ給ひ、黒川に屋形を建て住給ふ故、人皆黒川殿とぞ申ける。かくのごとくなれば、社家領六百四拾餘町は、大内殿の支配となりて、河津といふ者を西郷にすへ置て、筑前の領所の目代とす。其子に川津新四郎隆業、父に相繼て西郷に居住す。享祿五年に當て、宗像新四郎氏延といふ人、立花親貞と示し合せ、河津を討て、舊領を復せんと、九月十九日西郷に到て、河津が宅を攻撃ふ。卯の刻より戦ひ初て未の刻に到るまで、攻戦ふ事夥し。隆業勇を振ひければ、氏延親貞力竭て、終に討れ給ひけり。此由大内に註進すれば、義隆大に悦び給ひけり。隆業を賞し給ふ。其感狀に曰、

去十九日大友勢爲先、宗像新四郎氏延、取懸隆業宅前挑戦、自卯時到未刻、隆業討氏延頸、其外爲宗者九人討取、郎從僕從、粉骨之次第、軍忠狀令一見畢、尤神妙之至、能々可令賀與之、誠不慮合戦、不及餘力、以讒人數、斬崩數百騎、剩自身分捕其人體事、近代未聞高名、忠節絕比類、感悅無極者也、仍而太刀一腰、宗吉遺之、必可行賞之狀、如件

九月廿五日 義隆 河津新四郎殿

へとぞあそばしける。

此時の賞として翌年天文二年八月に代官所八拾町を加増して、隆業に附賜る。其狀に曰、
去年立冬、親貞并宗像新四郎氏延、到御領所西郷、亂入之處、令防戦、氏延以下數輩討捕之、爲其賞、

當國粕屋郡之内、上下府捌拾町、御代官職事被仰付畢、然者土貢以下執沙汰肝要之由、依仰執達如件

天文二年八月三日 河津新四郎殿 隼人佐 下野守 三河守

正氏(隆尙)

鍋壽丸

菊 姫

氏光(氏雄)

と三人の御家臣の速署の御證文を頂戴して、家の眉目を開きけり。黒川殿は加様の逆意もましまさず、混に大内殿に仕へ給ふ事、ふた心なくて、ぞおはしける。氏佐の御家督は刑部少輔正氏と申。此御代に至るまで、武家領の分、前代のごとく領し給ひ、其外に元の社領の内、壹岐の薬師丸、肥前の晴氣、豊後の大豆俵を知行し給ふ。黒川の屋形に三年の勤番の時、尾張守か姪にて有ける女の、優にやさしかりしを、御側に召置れ、此腹に御子二人出来させ給ふ。兄は鍋壽丸殿と申、次は姫君なり。山田におはします。御本妻には姫君唯一人、ぞおはしましける。御名は苗姫御前とぞ申ける。正氏年、蘭給ふに付て、世の交りも物うく思召れ、苗姫御前に婿を以て、家督を譲り、世を遁れ、老を養むと思召、御一族に宗像氏繼の嫡男、權守氏光、器量も勝れ、文武にたへたる人と思召て、養子むこにして、御家督を譲り給ふ。正氏は隆尙と名を改め、隱居の身となり給ふ。斯て天文十六年病にかゝり、終に空敷ならせ給ふ。御年は四十八にて、ぞおはしける。上八郷安延山承福寺に送り奉りて、隆尙庵尖甫道祥大居士とぞ號しける。抑權守氏光は隆尙の家をつがせ給ひて、諱を氏雄と改め給ふ。上代よりの習俗として、中納言殿とあがめ奉り、武家社家兩家の人々、土民に至るまでに尊敬し奉る事限なし。天文二十年に至て、大内殿の權臣陶尾張守隆房、逆心して、山口の御館を

義隆自殺
氏雄戦死

せめおそふ。氏雄此よしを聞召、急ぎ防州に馳入せ給ふ。御屋形にかけ籠り、諸卒を勵まし、敵をふせぎ、一騎當千の猛威を振ひたまふといへども、多勢あらてを、入替せめければ、よしたか力つきて、すでに自害に及ばんとし給ふ時、氏雄いさめての給ふは、良將は命を全して、後を保を以て専途とす。今逆心の爲に自害し給はん事、謀の短きに似たり。御館をば某随分ふせぎ候べし。其間に一先落させ給ひて、後日の勝を御覽有べきにて候。遙に落のびさせ給はん比、此一方を打破て、頓て追付奉るべし。とくくと進め申ければ、御館の後より、ひそかに落行給ひける。深川の大寧寺といふ所は、極て山中けんその所なれば、此寺に落つかせ給ひけるを、敵是を知て、大勢を以て追かけ参らせ、終に遁れ給ふ事、あたはず御腹を召れけり。御年は四十七にて、ぞおはしける。氏雄是を知りたまはず、今はやうく落延びさせ給はんと思召、大手の敵を四方へ追拂ひ、義隆の御跡をしたひ、落給ふ所に、てき多勢にて追懸奉りければ、度々取てかへし、追拂ひ給ふといへども、力つきて氷上といふ所にて、うたれさせ給ひけり。御年は二十三にて、ぞおはしける。斯て隆房は、大内殿を心のまゝに仕課せ、豊後の國大友よししげの弟、三郎殿と云けるを、申受て、大内の家督にたて、大内左京太夫義長とぞ申ける。

宗像記追考

宗像之記ノ一卷ハ、彼ノ家譜代ノ老人、依人之求、作スル處也ト云、彼老人ハ、永祿中頃ヨリ、慶長ノ

初ニ至ル迄ハ、眼前ニ見タル事ヲ覺悟ノ通リヲ記ス者也。其時亂世ニテ、事ノ多キヤ、其ノ數ヲ知ラス、只其千万カーヲ記ス計ナリ。永祿ヨリ以前ノ事ハ、聞傳ル儘ニコレヲ記ス。故ニ其事大略シテ、又相違ノ事有之ト見ヘタリ。彼老人ハ、若カリシ時ノ事モ、餘多ノ年ヲ經テ、或ハ忘却、或ハ差誤一ニ非ズ。可謂無念也。サレ共此一巻アルニ依テ、形計モ昔ヲ遺ス事、可謂幸也。此書ダニ遺ラザリセバ、又年序ヲ經ノ後ハ、宗像殿ト云人アリシト云事ヲ、聞傳ル人ダニナク成ラン。誤リヲ記シナガラモ、カシコクゾ此書ヲ遺シケルト、彼家ニ於テ由緒アル人ハ、悦ビ思フベシ。今此老人モ又如然也。片端覺悟シタ事モ、老至テ皆忘却ストイヘドモ、古キ覺書ヲ考ヘ、又昔物語ニ聞傳ル事ナド取集取捨テ、爰ニ記ス者也。先輩ノ誤ヲ正改ムルハ、恐アルニ似タリトイヘドモ、相違ノ事共、見過シガタク、少々改之畢

此宗像ノ記ハ、筑前國宗像殿ノ事ヲ記シタル一巻也。此宗像殿ト申ハ、田島大神宮ノ大宮司トシテ、社務職ヲ司トリ、代々不闕ノ御家也。天正十四年ニ、氏貞卿御逝去、御嗣續ノ御子マシマサズ。故ニ大宮司ノ家系斷絶ス。是ニ於テ當家譜代ノ御家人、皆悉零落シテ、土民田夫ト成果ヌ。誠ニ時節ノ到來ト可謂之

一、宗像社務ノ御家傳來ヲ尋ルニ、大神宮此地御影向有テヨリ、此職ニ居リ、神明ニ仕ヘ奉リ給フ。第一ヲ滋光ト申奉ル。宗像ノ姓ヲ給ハラセ玉ヒテ、宗像滋光ト申ケリ。此滋光ハ住吉大明神ノ御舍弟ナリ。シカル故ニ、是ヲ神孫ト申奉リテ、其代々當社ノ社務職ヲ傳來アリ。數十代ノ後、醍醐天

滋光

清氏

七戸神官

執印

氏男

皇延喜十四年ニ當テ、宇多天皇ノ御子清氏親王ヲ此職ニ補セラレ、コノ神孫ヲ續給ヒテ後七十九代當職相續アリ。是ヲ王孫ト申奉ル。故ニ宗像殿ハ神孫王孫ナリト世ニ稱スルハ此イハレ也。御縁起ニ曰、七戸神官第一ハ、宗像滋光、第二ニハ物部福實、第三ハ秦遠範、第四ハ鳥取貞與、第五ハ伴宮忠、第六ハ蜂田種生、第七ハ三宅國連、是ヲ七戸大宮司ト世ニ稱ス。サレ共大宮司ノ家傳ハ、滋光ノ一流ヲ申シ、其他ハ祝部禰宜等ノ元祖トシテ、大宮司ノ號ナシ。故ニ御縁起モ、七戸神官ト出サレタリ。

一、執印大宮司ト云ハ、七戸ノ第一滋光神印ヲ相傳シテ、此家ニ傳リタルヲ以テ、云爾也。或說ニ曰、異朝ノ帝ヨリ、勅使ヲ吾朝ニ渡サレテ、日本ノ大平ヲ賀シ給フ時、清氏一日國王ノ宣旨ヲ蒙リ、彼使ニ御對面ノ時、和漢會盟ノ印トシテ、印判二ツヲ渡サルル。彼印判ヲ此大宮司ノ家ニ執傳ルニ依テ、執印ト云號アリト、申ナラハス處也。是俗說ニシテ、不足信用處也。其子細ハ、滋光ヨリ數代之後、大宮司氏男ト云アリ。光仁天皇ノ天應元年ニ、此氏男ニ神託アルハ、執印相傳ノ理ニマカセ、社務ハ他家ノ望アルベカラズト云々。其詳ナルコト第然レハ、執印ト云コト、清氏親王ヨリ以前ニ此號アリ。清氏親王ノ代ニ、執印ノ初タルコトニアラザルコト明白ナリ。

一、本書に清氏親王唐使ニ御對面ノ事
此事社家ノ舊記ニ著ス處、如本書也。サレ共本據タシカナラストイヘ共前輩ノ申傳ヘナレバ、サモ候ヒケン。

一、本書に清氏親王を一日國王に勅許有事
 唐使來朝シテ、博多ノ津ニ至ル。此時於京都諸卿會議アリテ、宗像ノ清氏ニ、一日國王ノ號ヲ勅許
 アツテ、博多ニテ唐使ニ御對面可宜トテ、遂ニ博多ニテ清氏國王ト稱シテ、御對面アルト云説ア
 リ。然レバ唐使ノ來朝ハ、延喜十四年ノ後ナルカ。清氏ハ延喜十四年ニ中納言ニ任ジ、侍臣トナリ
 給ヒテ、宗像ニ御下向トアリ。唐使來朝ノ年號所見ナキニ依テ、未ダコレヲ審ニセズ。又如本書ハ、
 唐使帝都ニ入り、清氏未ダ御下向以前ノ事ト見エタリ。此兩說辨之。又一日國王ノ勅許ノ事、御緣
 起ニ曰、異賊襲來乃度故土仁、日本將軍源禪師、宗像朝臣公綱、蘇民守親朝臣、蘇民真親朝臣、檢非違
 使隼風、一日帝大臣光遠、課諸國、在々所々堀池塹、堰沼水、流滅彼異賊矣。註文曰、被謂日本將軍源禪
 師、或號強石將軍、或稱宗像朝臣公綱、或隼風、一日帝大臣光遠等、被謂玉惠流、皆是宗像三所大菩薩
 御誕生以來、分身散影垂跡示現一躰異名之貌也。此裏書ニ、隼風一日帝得一日帝號云。然レバ延喜
 ノ御時、末葉重天一日之帝稱得玉惠留歟。是ヲ以按ズルニ、清氏ニ一日國王ノ號ヲ勅許アル事、先
 例アルヲ以テノ事ナルベシ。

一、本書に田島宮の祭禮に、毎年勅使を下さる
 舊記ニ曰、光仁天皇天應元年造宮ノ後、毎年祭禮ニ勅使ヲ下サル、事、延喜十四年ニ至テ、百三十
 年ノ間也ト云々。清氏卿御下向アツテヨリ、勅使ヲ止メラル。清氏卿ニ年中行事ノ神祭ヲ賜リ畢
 ヌ。年中行事ノ神祭ハ、八千五百餘度ト云ヘリ。當社ノ末社三千七百餘社トハ申セドモ、先以現在
 ニハ百八社ト、七拾五社ヲ神祭ノ本トスルナリ。又曰、三所大菩薩ハ、三女神ノ垂跡詳于第五篇 織幡
田島宮部
 ハ武内ノ大臣、許斐權現ハ、熊野三所也詳于第五篇。其外異國退治ノ時、與力ノ御神、當國ノ在々所々ニ
 皆勸請シテ、祭奠ヲ致シ畢ヌ、從往古今ニ至テ、無相違ト云々。

一、本書に此卿棟堅の郡に住せ給ひてより、其字を宗像と改め、
 清氏卿ノ御時ヨリ、宗像ト字ヲ改メラル、ト云ハ誤ナリ。宗像初ハ身形ト云。詳于第五篇御緣起ニ天
 應元年ノ神詔ニ、爲示宗大臣居、號始此所於宗像ト見エタリ。宗像ト改メ名付ラル、事、清氏卿
 ノ御時ヨリハ、遙ニ以前ノ事也。又日本記ニハ、胸肩ト書リ、又本書ニハ棟堅ト書リ。胸肩モ棟堅モ、
 皆ヨミヲカリテ、字ヲ易ル事、其例多キコトナレバ、如此モ書キタルナラン。只宗大臣ノ御像ヲ、此
 所ニ示サル、ニ依テ、宗像ト改メラル、ト云事、尤カナヘリト可謂之。宗大臣ハ、則御社ノ御神ヲ
 申奉ル事、御緣起ニ見エタリ。詳ナル事、見第五篇。

一、本書に宗像と改め即御姓とし
 姓ト云事、昔ハ其居所ノ名ヲ姓トスル事、舊記ニモアラハス處ナリ。
 一、本書に清氏卿後四代に當て、妙忠といへり。
 此代々ヲ云ニ、二様アリ。社務職分ノ代々ヲ云時ハ、妙忠ハ清氏ヨリハ五代ニ當レリ。又父子相續
 ノ世繼ヲ云時ハ、妙忠ハ代ニハ不入也。其故如何トナレバ、清氏ノ御子氏男ト云、其次ハ氏世ナリ。
 氏世ノ嫡男ハ宗時、次男ハ妙忠ナリ。然レバ父子相承ノ代々ヲ云時ハ、元祖清氏ヨリ、氏貞ニ至テ、

三十三代ト云リ。又職分補任ノ代々ヲ云時ハ、清氏ヨリ氏貞マデハ、七十九代ナリ。然ル故ハ再任アリ。補還アリ。或ハ兄弟ニテ職分アルニ依テナリ。則社務代記左ニウツシテ明之。

大宮司職系圖

宗像大宮司職系圖

一代正三位行中納言清氏、人王五十九代宇多天皇御子

延喜十四年甲戌請醍醐天皇之勅、社務補任在職二十六年。至天慶二年、此時社頭造立云々、見大

江匡房卿諸社目錄、委者吉田神主ノ註文有之。

二代氏男、天慶二己亥年補任在職二十五年 朱雀院御宇

三代氏世、康保元年甲子補任治世二十四年 村上天皇御宇

四代氏能^{三男}、永延二年戊子補任治世二十六年 一條院御宇

五代宗時^{嫡男}、長和三甲寅補任治世二十年 三條院御宇

六代妙忠^{二男}、長元七年甲戌補任治世十八年、號因幡大宮司 後一條院御宇

七代氏高、永承七年壬辰補任治世二十年 後冷泉御宇

八代氏助、延久四年壬子補任治世二十二年 後三條院御宇

九代氏季、嘉保元年甲戌補任治世十三年 堀河院御宇

十代氏道、嘉承二年丁亥補任治世二年 右同御宇ヨリ至鳥羽院御宇

十一代氏尙、天仁二年己丑補任治世十一年 鳥羽院御宇

十二代氏房、保安元年庚子八月十五日補任治世四年、自湊入社は爲始 右同御宇

十三代氏永、保安四年癸卯補任治世二年、二月十一日入社 右同御宇

十四代氏房、還補、天治元年甲辰、補任治世六年、五月十三日入社 崇徳院御宇

十五代氏平、大治五年庚戌補任治世一年 右同御宇

十六代氏俊、天承元年辛亥補任治世一年、自湊入社 右同御宇

十七代氏平、還補、同年補任治世一年 右同御宇

十八代氏房、還補、長承元年壬子九月、氏平與氏房諍論、宗像悉燒拂畢 右同御宇

十九代氏俊、還補、同年十一月補任、治世六年、十一月入社 右同御宇

二十代氏信、保延四年戊午補任、治世六年 近衛院御宇

二十一代氏平、還補、天養元年甲子、二月入社、補任治世二年、同月七日氏信將還補、氏平拒之、構城郭

相戰、同廿七日卯時氏信遂敗走、此時片腋城及社務之館有火、既而三所大菩薩之社頭皆燒失矣

二十二代氏信、還補、久安二年丙寅、補任治世五年 近衛院御宇

二十三代氏平、還補、仁平元年辛未、補任治世三年 右同御宇

二十四代氏俊、還補、久壽元年甲戌、補任治世六年 近衛院及後白河御宇

二十五代氏實、永曆元年庚辰、補任治世二年 二條院御宇

二十六代氏勝、應保二年壬午、補任治世一年 右同御宇

二十七代氏幸、長寬元年癸未、治世二年 右同御宇
 二十八代氏實、還補、永萬元年乙酉、補任治世八年 右同御宇至二條六條、高倉三代
 二十九代氏幸、還補、承安三年癸巳、補任治世三年 高倉院御宇
 三十代氏實、還補、安元二年丙申、補任治世七年 同御宇ヨリ至安德御宇
 三十一代氏家、壽永二年癸卯、補任治世一ヶ月 同御宇
 三十二代氏實、還補、同年補任治世四ヶ月 同御宇
 三十三代氏家、還補、元曆元年甲辰、補任治世一年 御鳥羽院御宇
 三十四代氏永、文治元年乙巳、補任、治世八ヶ月、此年八月爲當職身、令上洛之處、於攝津國不慮被切
 頸畢 右同御宇
 三十五代氏實、還補、同年補任、治世五年 同御宇
 三十六代氏國、文治五年己酉、補任、自牧口入社、治世九年 同御宇
 三十七代氏仲、後改氏重、建久九年戊午、補任、自松原入社、治世一年 同御宇
 三十八代氏國、還補、正治元年己未、補任、自牧口入社、在職十四年 土御門院御宇、二年者新院御宇
 三十九代氏重、還補、初名氏仲建曆三年、建保元年、癸酉、補任、自牧口入社、在職五ヶ月 新院御宇 土御門院也、當今者順德
 四十代氏國、還補、建保元年癸酉、補任、治世三年 同御宇

四十一代氏能、號大友右衛門次郎、蓋大友左近將監能直之子息

建保四年丙子、補任、八月八日自牧口入社、議式有之、自豐後入部之先使四郎太夫云々 同御宇

四十二代氏國、還補、建保五年丁丑、補任、治世十五年、貞應元年壬午、氏國爲當職身上洛、同九月下向、

自右同御宇、至後堀河院寬喜三年

四十三代氏經、貞永元年壬辰、補任、十月十三日自牧口入社、治世四年、同十三日放生會執行 後堀

河院御宇

四十四代氏昌、嘉禎二年丙申、補任、治世十二年 四條院御宇

四十五代氏澄、實治二年戊申、補任、治世一年 後深草院御宇

四十六代氏經、還補、建長元年己酉、補任、遂入社、於吉田村死去畢、同代氏業依有拜領奉補任于氏經、

同御宇

四十七代氏業、建長二年庚戌、補任、治世一年 同御宇

四十八代長氏、同三年辛亥、補任、治世十五年 自同御宇至龜山院御宇

四十九代氏盛、長氏之二男文永二年乙丑、補任、治世十二年 龜山院御宇

五十代氏範、建治三年丁丑、補任、治世一年 後宇多院御宇

五十一代氏正、弟氏範弘安元年戊寅、補任、治世十三年 同御宇

五十二代氏俊、弟氏正正應四年辛卯、補任、治世三十四年 伏見院御宇

五十三代氏名弟俊 正中二年乙丑補任、治世十一年 後醍醐天皇御宇
 五十四代氏俊還補、建武三年丙子補任、治世十三年 同帝重祚之時
 五十五代氏賴、貞和五年己丑補任、治世二十六年 崇徳院御宇
 五十六代氏重弟賴 應安七年甲寅補任、治世十八年 後圓融院御宇
 五十七代氏經、明德三年壬申補任、治世十二年 後小松院御宇
 五十八代氏忠、應永十年癸未補任、治世一年 同御宇
 五十九代長松、同年補任、治世三年
 六十代氏經、還補、應永十二年乙酉補任、治世五年 稱光院御宇
 六十一代氏顯後改氏信 氏經弟 同十七年庚寅補任、治世十二年 同御宇
 六十二代氏俊息 經 同二十八年辛丑補任、治世七年 同御宇
 六十三代氏信、還補初名 氏顯 正長元年戊申補任、治世二年 自同御宇、至後花園
 六十四代氏繼、永享二年庚戌補任、治世三年 小貳方
 六十五代氏俊、還補、同四年壬子補任、治世十二年
 六十六代氏弘二男 氏信 文安元年甲子補任、治世三年
 六十七代氏正三男 氏信 同三年丙寅補任、治世十五年
 六十八代氏鄉嫡男 氏信 長祿四年庚辰補任、治世八年

六十九代氏國氏鄉二男 發改氏佐 應仁元年丁亥補任、治世一年
 七十代氏定氏鄉 嫡男 同二年戊子補任、治世一年
 七十一代與氏、文明元年己丑補任、治世二十七年
 七十二代氏佐還補初 名氏國 明應五年丙辰補任、治世四年
 七十三代與氏、還補、同八年己未補任、治世二年
 七十四代氏佐、還補、明應九年庚申補任、治世四年
 七十五代與氏、還補、永正元年甲子補任、治世二年
 七十六代氏續、同二年乙丑補任、治世一年
 七十七代正氏、改隆、尙同三年丙寅補任、治世四十二年
 七十八代氏男初名氏光 後改隆像 天文十六年丁未補任、治世五年
 七十九代氏貞、同二十年辛亥補任、治世三十六年、至天正十四年
 右社務代記如件、氏貞天正十四年御逝去之後、社務職斷絶也
 一、社務代ノ内、有同名事
 氏男 社務元祖宗形滋光ヨリ數代ノ後、光仁天皇御宇ニ大宮司氏男ト云アリ。詳者見第五篇
 氏男 清氏卿二代目ノ當職、朱雀院天慶ノ比

氏男 氏續ノ嫡男、七十八代ノ當職也。初ノ名ハ氏光也。爲正氏家督時、改氏男、後於周防國大内殿御生害之時、同討死也。此時ハ黒川近江權守隆像ト號ス。

氏能自清氏卿弟四代、一條永延比

氏能 四十一代 建保ノ比

氏國三十六代 文治ノ比

氏國六十九代 應仁ノ比

氏俊 十六代 天承ノ比

氏俊五十四代 正和ノ比

氏俊六十二代 應永ノ比

右如件也

一、本書に妙忠より公家、社家の領知分れたる事

此事不分明。故ニ不能詳記也。凡テ當社家ノ事、委細ニ記シ置タル書物共ハ、氏貞卿御逝去ノ後、紛失シテ、古來ノ事、曾テコレヲ知人ナシ。今僅カニ古老ノ物語ニ傳ル處、カタハシテ少々記シ置計ナリ。此老耄ノ覺悟、尤無覺束事共ナリ。

一、本書に平相國清盛の代に、宗像の家臣も或は亡ひ或は存す。

此事又不分明。舊記ニモ所見ナシ。但シ平家ノ代ニハ、宗像領ハ池大納言殿ニ付ラレ、殘ル處社領

計也。此時宗像ノ御家人ノ領知ハ、神領ノ内ニテ、僅カナル給ニテ、殘ル所ハ池殿ノ支配タリ。賴朝卿ノ代ニ至テモ、又池殿ノ領ニ付ラレテ、昔ニ替ル事ナカリシ處ニ、守護地頭ヲ鎌倉ヨリ下シ置レテ後、將軍實朝ノ御時、彼地頭社領ノ内ヲ押領スルニヨリテ、社家ヨリ鎌倉ニ訴ヘ、此狼籍ヲヤメラレテ、社領モ無相違ト云傳ヘタリ。鎌倉ヨリ下シ給フ狀ニ曰、

筑前國宗像社領可止守護所使事

右中社領、依社家訴申、被停止守護所使畢者、依鎌倉殿仰、下知如件元久元年遠江守判時政ノ十二月二日

一、本書に大宮司領六百四拾餘町と云々

此神領ノ事相違セリ。故ニ今改之

一、古物ふるもの神崎 四拾町 一、西郷 三百町

一、稻元 四拾町 一、須惠村 三十町

一、稻光 五拾町 一、芹田 五十町

一、肥前晴氣はるけ 三百町 一、豊後大豆まめ俵た四拾町

一、壹岐藥師丸廿五町 合八百七拾五町也

一、本書に宮田より流る、川を堺としてと云々。

是は宮田川ニアラズ。淺町より流ル、川ヲ境トシテ、河ヨリ西ヲ河西郷ト云リ。此川ヲ武家領、社家領ノ境トス。又西ハ粕屋郡新宮ノ湊ヲ限り、下府、上府、志々府、古賀庄、福岡、西郷以上、他郡七ヶ所

宗像領ニ加へ入ル。其外ニ和白ハ往古ヨリ孔大寺ノ祭田ナルニ依テ、今ハ社家領ニ加へ入ルナリ。

一、本書に建武三年尊氏公、此國に御没落と云々。

尊氏公九州ニ御没落ハ、建武三年ノ春ナリ。其時ノ社務ハ五十四代氏俊當職タリ。氏範ノ舍弟三人アリ。二男氏正、三男氏俊、四男氏名ナリ。此氏俊建武三年ニ還補アリ。依之尊氏御下向ノ時、一番ニ馳參リ、尊氏ヲ社務ノ館ニ招キ請シ給ヒテ、蘿山ノ城ニ入奉ラル。夫ヨリ所々ノ合戦ニ勳功ヲ立給ヒ、尊氏ノ御上洛ニモ、御供ニテ上リ玉ヒ、九年在京ノ後ニ、御下向アリ。社務ノ身トシテ、武家ト稱スル事ハ、氏俊ニ始ルナリ。

一、本書に明應七年の秋八月に執印大宮司氏佐と先職興氏と合戦之事

此合戦ハ明應七年十二月五日ノ事也。本書ニ八月トアルハ相違ナリ。此合戦ノ事記シタル反故ヲ見ルニ、十二月五日トアリ。又其時河津六郎働アルニヨリテ、大内殿ヨリ感狀ヲナサレタルニ、去年十二月五日、於宗像西郷、合戦之時、太刀討高名、殊僕從討死、旁以神妙、彌可抽勳功之狀如件、明應八年三月十日義興ノ御判アリ。然レハ、十二月五日ノ合戦ト云事明白ナリ。又芦波ガ谷、針ガ崎ト本書ニアリ。是モ相違ナリ。芦間ガ谷、岩ガ崎ト云所也。抑岩ガ崎ニテ興氏ト氏佐合戦アリシ由來ハ、豊後ノ國ノ僧徒ニ、大聖院宗心ト云者アリ。惡僧ニテ、非職ノ武勇ヲ好テ、腕ダテヲスル事、俗人ニ勝レリ。豊後守大友政親父子、義絶ノ事アリシ時、此僧叛逆ノ聞アルニ依テ、害ニアハン事ヲ

恐レ、逃テ防州山口ニ行、大内權之助義興ヲ頼ミケルニ、義興懇志ヲ加へ、抱へ置、石州爾摩ノ郡ニ一寺ヲ建テ、住居シケリ。佛道ノ勤ハ一事モ不爲、朝暮武藝ニ携リ、月日ヲ送ル。此意趣ハ、遂ニハ本國ニ入テ、舊恨ヲ果サン爲ノ作業也。大内殿ヲ勸テ申ヤウ、豊後ハ今政道アシク、人望ニ背ケリ、今ノ時節、御テダテナシタマハ、イト安ク御手ニ入り候ベシ。左アランニ於テハ、愚僧案内者トシテ、御先手仕ラント申ケル。大内殿此義ニ同意シ、豊後ヲ攻ラルベキニ儀定ス。明應七年八月ニ、大聖院ヲ案内者ノ先手トシテ、陶次郎興房、杉七郎重清、並ニ彼一族其勢五千余騎、山口ヲ打立テ、關ノ戸ヲ渡リ、豊後ノ境ニ着陣ス。豊後ニ此事ヲ聞テ、人數ヲ出シ、追上ガ、佐田ノ城ト云所ニ對陣ス。山口勢二番三番五番ノ備へ、各大勢セメ入テ、要害ノ地ニ陣ヲナス。六番ハ大内殿御馬廻リ三千餘騎、都合其勢一萬千餘騎トゾ聞エケル。カ、ル處ニ、大内殿ノ御舍弟、氷上殿堯阿闍梨、野心マシマスヨシ、其告アルニ依テ、大内殿ハ軍ヲカエシテ打入り玉フ。コレヨリ豊後筑前兩國亂レ騷テ、大内方大友方トテ、二ツニワカレ、所々ニシテ合戦ヤム時ナシ。是興氏ト氏佐ト合戦ニ及ブノ始發也。斯テ大内方ト云ハ、高鳥井ノ神代紀井守貞總、安樂平ノ城ニ神代與三兵衛尉武總、是ハ貞總カ弟也。許斐岳城ニ占部壹岐守豊安、高祖ノ城ニ原田彈正興種、片腋ノ城ニ大宮司興氏、是皆大内殿味方ノ城々ナリ。大友方筑前所々ノ城々ヲ堅メテ、大内方ヲ敵トシテ、方々防戦斷ル事ナシ。爰ニ太宰少貳家ノ諸軍勢、大友ノ下知ニ隨ヒテ、高鳥井城ヲセメ落サント、度々城ノ切岸マデ攻メヨスルト雖、紀井守貞總千騎計ニテ、楯籠リ、強ク禦グニ依テ、輒ク落ス事不成處ニ、貞總時分ヲ見

テ打出テ、敵ヲ八方ヘ追ヒマクリ、忽ニ運ヲ開キケリ。サテ又前大宮司興氏ハ、其勢八百餘騎ニテ、西郷ニ打出、立花ノ城ヲ押ヘ玉フ。己ニ十二月五日ト云ニ、立花山城守、麻生與次郎、同與三郎ハ、興氏ヲ討ントテ打出ル。係ル處ニ蘿山之城ニマシマス氏佐ハ、社務ノ當職ヲ奪取レン事ヲ、常ニ心ニ掛ケタマヘハ、今幸ニ時ヲ得タリ、立花ニ一味シテ、興氏ヲ平ケ果シ、心ヲ安ゼント思ヒ、其勢二千計ニテ、興氏ノ陣ニ懸リ玉フ。若間ガ谷、岩ガ崎ニテ火花ヲ散シ、攻戰フ。卯ノ刻ヨリ申ノ終ニ至ルマデ、追ツ返シツ、幾度ト云事モナク戰ケル。興氏ノ御方ニ討死ノ人々ニハ、許斐宮内少輔氏能、大和左衛門尉信尙、并郎等一人、濱源左衛門僕從新六、占部大膳進頼安、并郎等一人、繩分彦七郎僕從一人、五郎右衛門小者孫市丸疵ヲ被ムル三ヶ所、占部平三郎重安僕從二人、平左衛門平六、唐坊小三郎頼家、栗田民部丞定俊、鹽川源兵衛尉秀宗僕從一人、藤四郎嶺與三兵衛尉長能、凡テ十五人ハ討取レヌ。其外手ヲ負者ハ、數シラズ。氏佐ノ味方ニモ、討死手負アマタナリ。角テ其後或ハカ、リ、或ハカ、ラレ、鬨ノ聲絶ル間モナク、矢石ノ雨降ラヌ時モナシ。イツ果ベキ戰トモ不見處ニ、防州山口ニ、此由カクト聞ヘケレハ、大内殿ヨリ脚力ヲ以テ責ヲ示サル。其趣ニ曰、少勢ニテ大敵ニアタル事終ニハ敗亡ノ兆ナリ。早ク芝居ヲ去リテ、後日ノ勝ヲ見タマフベシト有ケレハ、興氏其儀ニ同意シ玉ヒ、大島ニ取渡リテ、暫ク敵ノ變化ヲ見シカジトテ、彼島ニ渡リ玉フ。寺社ノ貴賤一味ノ人々ハ、我先ニト、大島ニ渡リ畢ヌ。抑興氏ハ文明元年ニ七十代ノ社務氏定ノ職ヲ請繼テ、當職ニ補任シ、二十七年ノ在職ニテ、七十一代ノ當職タリ。然ルニ氏佐職ヲ奪取テ、興氏ヲ推

正氏(隆尙)

シ退ケ、明應五年ニ社務職ニ居リ玉フ。同七年ニ豊筑鬪亂ノ刻、興氏ハ大内殿ノ味方トシテ、人數ヲ引テ打出玉フ。氏佐禍ヒ其身ニ及ハン事ヲ兼テ恐レ玉ヒケレハ、立花ノ城主山城守ニ一味シ、興氏ヲ討ントシタマフ。興氏少勢ナレハ、叶ヒ玉ハテ、大島ニ開キ玉ヒシカ、翌ル八年ニ大島ヲ出テ、當職ニ還補アリ。其翌年氏佐又當職ヲ奪ヒ取り、四年ヲ經テ後、永正元年ニ興氏又還補アリ。加様ニアレヘ替リ、是ヘ替リ、明應七年ヨリ、永正二年ニ至迄、其間八年ハ靜ナル事一日モナシ。永正三年ニ正氏職ヲ繼玉ヒテ、世上靜ニ治リタリ。正氏ハ明應九年ニ誕生アリ。七歳ニシテ社務職ニ補任アリ。四十二年ニ在職タリシカ、御代ヲ繼玉ハン御子マシマス、御姫一人マシマスニヨツテ、犂ヲ取テ養子トシ、御代讓リ玉ハントテ、氏續ノ御子權守氏光ヲ養ヒ玉ヒ、姫君ニ合テ、當職ヲ讓リ玉ヒ、正氏ハ隆尙ト名ヲ改メテ、孔大寺ノ白山ノ城ニ隱居シ玉ヒケルカ、程ナク其年逝去マシマシケリ。本書ノ相違ヲ改ル處如件

大内家

一、本書に大内家に附屬し、中國にて深川黒川の兩庄を給はらせ給ふと云々

宗像ノ家、明應以後ハ、隣境ノ強敵又同姓ノ騷動度々ナルニ依テ、獨立難成、大内殿ヲ頼ミ玉ヒテ、家ヲ立ラル、處ニ後々ハ自ラ家禮ノ如クニ成ユキ、防州ニ於テ深川黒川兩庄ヲ領シ玉ヒ、屋形ヲ構エ、在山口シテ、勤番シ玉ヒケリ。サテ又宗像ノ領ハ、神領八百七十五町、如先規社務ノ御進退也。氏人并武役ノ御家人ノ舊知ハ、先矩ニマカセテ各領知シ、其外ノ宗像領ハ、悉皆大内殿ノ支配タリ。又大友方ノ城主、斬取テ、彼進退ナルモ有之也。本書ニ社家領六百四十餘町ハ大内殿支配トアル

川津

ハ相違ナリ

一、本書に川津と云者を、西郷にすへ置て、筑前領所之目代とすと云々

此川津ト云者、西郷ニ居住スル其元ヲ尋ルニ、河津彌次郎重貞、當國糟屋郡小中庄ノ庄司トシテ、
彼庄ニ住居ス。此重貞ハ大職冠ヨリ十八代ノ後胤ヲ、伊藤九郎祐清ト云。伊藤祐親入道嫡男也、狩野、工藤、宇佐美、久津見、河津、林

伊東皆一家也。祐清ヨリ七代ノ末孫ヲ、河津重貞ト云。其子ヲ治太夫重房ナリ、此重房カ三男ヲ左衛門、伊藤伊東同

門、明ト云。尊氏當國御下向ノ時、彼御手ニ有テ戰功アリ。故ニ其家榮ル事、日來ニ過タリ。氏明ノ

兄ヲ種信ト云。其子種家ヨリ家衰微タルニ依テ、大内殿ニタヨリ、同郡西郷ニ移リ、大森權現ノ社

務職トナレリ。是河津氏西郷ニ居住ノ最初也。種家ヨリ後六代皆大内殿ノ家頼タリ。此六代ニ當

ルヲ、河津ノ與三興光ト云。興光家督相續ノ時、大内殿ヨリ被下置狀ニ曰、本書見ル處

筑前之國粕屋郡福岡庄内大森神領四町、同社務職之事、如先證、專神役、以餘得、勤仕武役、任親父

掃部允弘業申請之旨、河津與三興光守先例、可遂其節之狀如件

永正元年十一月廿七日

義興

興光カ子ヲ新四郎隆業ト云。父ノ跡ヲ相續シテ、西郷ニアリ。天文元年ニ立花親貞宗像氏延ヲ討

テ狼籍ヲシツメタルニ依テ、大内殿ヨリ下シ給ル感狀ニ曰、

去十九日、大友勢爲先、宗像新四郎氏延取懸隆業宅前、誂戰、自卯時到未刻、隆業討氏延頸、其外爲

宗者九人討取、郎從僕從斬崩數百騎、剩自身分捕其人躰事、近代未聞高名、忠節絕比類、感悅無

極者也、仍而太刀一腰宗遣之、必可行賞之狀如件

九月廿五日 義隆 河津新四郎殿江

此時ノ賞トシテ、翌年天文二八月ニ代官所ヲ加増シ付ラル。其奉書ニ曰、本書ニ見ル處

去年立花親貞并宗像新四郎氏延、到御料所西郷、亂入之處、令防戰、氏延以下數輩討捕之、爲其賞

當國粕屋郡之内、上下府捌拾町、御代官職之事、被仰付畢、然者土貢以下取沙汰肝要之由、依仰執

達如件

天文二年八月三日 隼人佐

河津新四郎殿 下野守

此後義隆ノ御判ヲ下サル、其狀ニ曰

御判

下 河津新四郎隆業可令早筑前國粕屋郡香稚郷内上府四拾町地事

右以件人所宛行也者、早守先例、可全領知、次同所四拾町地事、爲代官職、毎年嚴重可致沙汰之狀

如件

天文四年二月四日

斯テ大内殿滅亡ノ後、宗像氏貞卿之御代ニ至テハ、御太刀先ヲ以テ、舊領ヲ切取り玉フニ及テ、河

津モ自ラ氏貞卿ノ家禮トナレリ。此時ハ隆業カ子新四郎隆家也。氏貞ヨリ下シ置レタル狀ニ曰、當社領、福間庄西郷之内、隆家私領分并代官職之事、任數年御懇望旨、以銘々目錄之上預進之候、殊被帶神載、永々不有別心之由候之條、於無二之覺悟者、爲此方茂彌不可有相違候、仍而對息萬千代丸方、可被讓與之通、尤珍重候、恐々謹言

十一月六日 氏貞 河津掃部助殿、御宿所

又感狀一通、見及ニ任書之。年號ノ事ハ老懷忘却、重ネテ可考之

就杉豊前守連緒此方喧嘩之儀爲返答、到去九月生見村相働之所於構口被遂防戰、御被官村山余五郎被矢疵左膝一ヶ所、僕從與七郎鑓疵一ヶ所、頭粉骨之次第、誠無比類候、向後彌忠儀肝要之通、能々可被仰與候、細碎占部左近將監可申候、恐々謹言

十一月十三日 氏貞 河津掃部助殿 御宿所

右河津カアラマン如件也、本書ノ終ニ河津カ系圖アリトイヘ共、差誤多シ。改正之シテ、篇末ニ寫之、可互見矣

一、本書に氏佐の御家督は、形部少輔正氏と申す。此代に至る迄、武家領の分、前代のことく領し玉ひと云々

此所相違アリ。氏佐ヨリノ傳來ハ、氏佐ヨリ興氏、興氏ヨリ氏續、氏續ヨリ正氏ニ傳ル也。又正氏ノ御代ニ領シ玉フ所ハ、社家領ハカリ也。外ニ深川黒川ノ兩庄ヲ得玉フ。御家人ノ給地モ此内ニテ、

與ヘラル。武家領ノ分ハ、大形大内殿御支配トナレリ、前ニ記之故ニ、コ、ニ不委。

一、本書に陶尾張守隆房逆心と云々。

此尾張守隆房、公方義晴へ追從シテ、御一字ヲ賜リ、晴賢ト改名シタリ。大内義隆ヲ弑シ奉テ後、剃髮シテ全蓋ト號スト云リ。或人ノ曰ク、尾張守カ舍弟ヲ五郎隆房ト云リ。他國ノ事ナレハ、未知實否。抑陶名字ノ先祖ハ、大内ノ元祖正恒、本朝多々羅ニ御渡海ノ時、陶、山口ト云兩臣御供シテ來レリ。是ヨリ二十八代ノ後胤ヲ陶道喜ト云。嫡子ヲ五郎ト云。義隆ノ時ナリ。五郎逆心アル事ヲ聞テ、父ノ道喜是ヲ殺ス。其外ニ子ナケレハ、傍輩ノ子ヲ養テ子トス。是ヲ尾張守ト云。若山ニ住居ス。尾張守カ同列ニ杉隼人佐、石田將監、青景、鷲津ナト、云家臣共、相謀テ義隆ヲ弑シ奉ルト云傳ヘタリ。

一、本書に氷上といふ所にて、氏男討たれさせ給ふと云々。

或人云、此時氏男モ大寧寺ニテ自害アリト云。

宗像記第二 菊姫御前并御母君被殺給ふ事。

氏雄は氷上にて討死し給ひぬ。いまた御世繼おはしまさねは、宗像の家督は、此時に絶んとす。然ば、譜代の家臣相議して申やう、氏雄の後室菊姫御前は、御年二十にもたらせ玉はず。此姫君に器量あらん人を掣に取て、宗像の家を相續あらしめんとそ申ける。かゝる處に去る比、隆尙黒川

におはしませし時、御側にさふらう女の腹に出来させ玉ふ若君姫君、今に至て、黒川の館におはしまして、寺内治部允秀三といふもの、もりそだて奉る。此若君、今年七歳に成給ふ。陶尾張守が姪の子なりければ、隆房がはからひにて、宗像四郎と名乗らせ、同年九月十二日に、押て宗像に下し、宗像の家督に立んとす。在所にある家臣共、大に憤て云やう、是は陶殿の傍若無人の振舞なり。かゝる事ならば、なとや一應は吾等どもにも、きかせ給さりけん。押て若君を下し給ふ事、在所に有者共は、なきにひとしき有様なり。若君も隆尙の御子にて、わたらせ給へは、何れ疎にはおもひ奉らねとも、是は御劣腹にておはします。菊姫御前は女なれとも、正敷本腹の嫡子なり。此姫君に鞆を取て、隆尙の養子と定め奉らんとそ申合けり。是より家臣共、兩方に分るれば、其下々に至るまで、姫君方、若君方と相分れて、彼を是とし、これを非として、口論日々に止む事なし。是そ凶事の基なる。四郎殿の御母思召は、兎角あの菊姫を其儘にして置まいらせば、四郎が代にたゞん事有へからず。いかにもして、失ひ奉らばやと、悪念をおこされける。昔よりきく、女は外相は菩薩にして、内心は夜叉のことしといふ。其實を見るそ不思議なる。爰に石松又兵衛尙秀と云者、きはめて愆ふかく、其心ふてきにて、哀といふ事をしらぬものなり。怒ナマシイに家臣の末座に列て、萬の事に手をおろして、口のきいたる者あり。四郎殿の御母上は、此石松をかたらひ取て、頼給ひけるは、四郎此所に來て候へとも、人々様々の心にて、代にたゞん事かたかるへしと覺たり。つらく事の様を案るに、山田の姫君の此世にましますに於ては、此騒動たゆる事なく、四郎もつひには路頭に

立て、流浪の身とならん事の悲しさよ。いかにもして、菊姫御前、御母君をころしまいらせて、我子を世に立てたひ候へ。さあらんに於ては、石松はまことの親と貴ひ、世にあらせまいらせんと、様々にかき口説のたまひければ、石松は吾身の榮を心にかけて、やすくと頼れ奉りけり。又菊姫君には、大和と云者つき参らせて候ひけるを、是をもよきに頼み給ひければ、輒く同心してけり。斯て天文二十一年三月廿三日の夜の事なるに、石松は山田の御館に行向ひ、大和に心を合て、菊姫御前の局に忍ひ入てければ、折節、姫君は端近くおはしまして、外の方を打詠て、心細けなる御物おもひ姿にて、そ、ましましける。實にもことはりなるかな。近き比氏雄に離れ給ひ。又此比は世の中何となく物騒敷様々に沙汰するを、聞召に付ても、皆御身の上に引かせ、物悲しさは數添けり。其比御歳は十八歳にて、盛なる御かたちも、瘦ほそり給ひければ、一木の花の盛過て、かつかつ枝に残るかごとく、見るに心を凋れける。石松は武き心なりといへ共、此御有様をつくくと見て、打泪ぐみて思ふやう、いたはしや、御父には幼くて後れ給ひ、最愛の中にも離れ給ひて、梶を見たへたる浮船の、行衛定めぬ有様かな。扱も我譜代相傳の家人にて、昨日迄主人と仰き奉りぬるに、今日は御敵と成て、忽に殺害すへき事のうたてさよ。あの御姿に、いつくに刀を打たつへきかと、暫し徘徊して、出もやらず。いや、心弱くては叶はず。わさと思ひ返し、ずるくと立寄ければ、姫君は御覽して、あら思ひよらずや。汝何ゆへ今爰には來れるそ。此ころ聞つる事こそあれ。心得給ふそと立むかはせ給へは、石松つと縁の上に飛あかるを、引違へ、石松か細腰をしたゝかに

蹴させ給ひければ、縁より下にまろひ落る。此姫君は御姿は物はかなげに、たをやき給ひけれ共、御力は普通に過て強かりけり、石松立直り、怒りをなして、太刀を抜き、縁の上にあかるといふやに、拂切に丁と截る。御腰のかゝりと思ひけるか、少し下りて、左の御高股をかけず切ておとしければ、あつとの給ひて、かしこへとうと仆れ給ふ。石松は仆れ給ふ處におしかゝり、御くびを搔落し奉る。扱御母君は、いつくにか御座ますと、奥の方に行向ふ。御母君は暫しうたゝねの御枕に、姫君のあつとの給ふ御聲を聞き召、起直り給ふ處に、石松つゝと参りたり。母君は石松をはたと睨み給ひけるに、石松かしまり覺へて、よりつきかたく、少ためらい居たりけるに、母君仰けるは、此ころ人の云し事實にて有けるそうたて敷科なき人をさへあるに、主人を弑すといふ事は、逆罪とて、佛も深く戒め給ふ。我をころさすとも、なとや心の儘に行はさる。恨しの石松や。此恨み汝か事は云に及はず、子孫七代迄は、盡すまじきそ。其外の人々も、何しにかくはたくみける。恨みは世々につきすまし。我は女なりとも、汝か手にはかゝるましと、守刀を抜給ひ、こゝろもとにつき立、うつぶしに臥給ひけるを、石松立あかり、御とゝめをさし奉る。情なし共云計なし。石松は仕すましたりとは思ひけれ共、此御有様をつくゝと見て、御恩の下に有て、月日を仰奉りし主君を、手かけ奉りければ、暫しはあきれてそ候ひける。斯て御死骸を取集め、桶に入れ、御館の後の山の岸下に、同し穴に埋み奉る。あたりなる智識の僧を請して、道號改名を授け奉り、御母君を榮林妙秀、姫君を心源妙林と號し奉りけり。其後二人の怨靈と覺敷て、怪敷事共様々有て、人々恐れを

なしければ、いかにせん共辨へず。或人申やう、かゝる死靈のあるには、平釜を棺の蓋にして封しぬれば、再び出ぬと申あへり。さらはかくまはんとて、芦屋の里の鑄物師に誂へて、平釜を大に鑄させ、智識を請して、禁呪を以て封し納めける。されども御祟りはやみ給はず。剩此在所の人々、大勢病に侵され、死するもの多かりけり。是も彼怨靈にてや有らんと、巫女を迎へ、弓を打せて問けるに、おん靈乗入、口はしりの給ふやう、我罪なくて横死に逢へり。此怨念は永劫を経て、やむこと有へからず。平釜をふせて封する事、恨のうへの恨なれば、此在所の者共、驚き恐れ、御墓所を掘て見るに、平釜殺すへし。急て平釜を取のけよと、のゝしりける。在所の者共、驚き恐れ、御墓所を掘て見るに、平釜は寸々に破れてそ候ひける。芦屋の里の鑄物師は、元祖元朝より此里に渡り來て、代々續き、鑄物の上手と呼れしものなりしか共、此惡みのたゝりに依て、子孫皆絶果てたり。石松大和寺内は云に不及、寺内吉田其外其時に四郎殿の御方人と聞へし者は、子々孫々に至る迄、御祟の止事なし。おそろしかりし事ともなり。其中に吉田に御恨みふかゝりし謂れを尋るに、人々打集て、御菊姫の御母君を害し奉らんといふ事、今日明日に究りぬと聞へければ、吉田飛彈守尙時つくゝと案するに、末世とはいへ共、かく情なき振舞は、又類あらじと覺る也。それがし代々當家恩願の者にて有なから、餘所に聞んもいと口惜き次第なり。さりとして、姫君の方人して、多の者を防ぎとめんは、力足らず。目の前にころされ給ふを見ん事は、心にもあらず覺れば、所詮此所を立去て、大島に渡らんと思ひ、三月廿二日既に渡んとせしが、まてしばし、姫君御

母上を見奉らん事、今日を限りと成ぬれば、立越へ御暇乞をも申さんと、山田の御館に参りける。御母君御前に召されて、四方山の御物語過ぎて、母君仰けるは、誠やらん、菊姫わらはを殺さんとたくむ人々有と云。是はいかなる故やらんと、辨へたる方も更になし。そこにもさる悪逆の心やおはすらん。又今來給ふも、我を害せん爲にてやあるらん。有の儘に聞せてたひ候へ。自は女の事なれば、何の手むかひか候べき。誠の事を聞定めて、心を一に思ひ定めんと、思計にてさふらふぞ。吉田いかにと仰せける。吉田は泪をはら〜と流して、是は思もよらぬ御掟にてさふらふゆめ〜左様の事不承候、まして害し奉らんとは、却て御情なき仰とこそ存し候へ。某明日は大島に用事の候ひて、渡海すべきにて候へば、暫しの事とは申ながら、御暇乞申上んとてこそ、御前に罷り出て候へ。人の申すとても、誠と思召れんは、僻事にてや侍らんと、偽り宥め参らせ、大島に渡りける。是にぞ少し御母上の御心も宥め給ひしに、翌る夜ころされたまへば、御恨をなし給ふも理なりと、後に人々もさ〜やきける。かゝる謂はれにてや、吉田の子孫もあるに、甲斐なくなりはてけり。

○按ずるに別本は四五七頁一三行「吉田飛彈守尙時つく〜」と「以下の文を追考の文とし、一二行「究りぬと聞へければ」の次に左の如く記せり。

譜代の御家人打寄て申様末世といへ共、かく情なき振舞は、又類ひあらしと覺るなり。それがし代々當家恩顧の者にて有なから、餘所に聞んもいと口惜き次第なり。さりとて姫君の方人して、多の者を防きとめんは力足らす。目の前に殺され給ふを見ん事は、心にもあらず覺れば、所詮此所を立去て、大島に渡らんと思ひ、三月廿二日に大嶋へとそ渡りけり。其夜石松山田の御館におしよせて、ころし奉る。哀なりし事共なり。

本書第二菊姫御前并御母君被弑給事

一、本書に石松又兵衛尙秀、菊姫君を弑と云々。

此又兵衛後ニ但馬守ト號ス。實名ハ尙季ト云。秀ノ字ハ傳寫ノ誤ナリ。此尙季ハ氏貞卿ニ仕ヘテ、永祿三年八月十六日、赤馬ノ合戰ニ高名シテ、氏貞ヨリ感狀給ハル。元ヨリ氏貞ニ於テ無二ノ忠心ヲ挾ム者也。老後ニ入道シテ可久ト號ス。

一、石松尙季、菊姫御前并御母君ヲ殺奉ル事

本書ニ記スゴトクナリトイヘ共、其次第ヲ聞ニ、四郎殿并御母儀、御妹君、黒川ノ館ニ御座アル處ニ、寺内治部允介保シ奉ル。氏男御生害ノ後、陶尾張守計ヒトシテ、宗像ノ家督ニ立テントテ、天文二十年九月ニ宗像ニ下シ参ラセ、白山ノ城ニ入奉ル。然共宗像在任ノ御家人同意セズ。各申シケルハ、此若君ハ正氏ノ御子ニ隱レナシトイヘトモ、是ハ御下腹ニテマシマス。氏男ノ御舎弟ニ千代松丸殿ヲハシマス。是ヲ氏男ノ御養子トシテ、御嫡子ニ立可申。未御幼稚也ナリトイヘ共、家督ニ

立玉ハンニ不足ナシ。然ラズハ菊君ニ器量アル一族ノ仁躰ヲ聲ニ取テ、七十九代ノ社職ヲ繼セ
 參ラスヘシ。又假令四郎殿ヲ下シ參セラルル共、一應御家人ノ輩ニモ仰セ合サルヘキニ、サモナ
 ク押テ入城アリシ事、陶殿ノ御僻事、又ハ治部允カ我意ヲ振舞ト覺ヘタリト、異口同音ニ評定シ
 テ、四郎殿ヲ立ント云人ナカリケリ、マタ四郎殿ノ御方人ハ、ナン條サ云ヘキ事ニ非ス。陶殿ノ計
 ヒ玉フヲ背キ奉ル事ヤ有ヘキト、散々ニ云アヘリ。夫ヨリ家中二ツニ分レ、四郎殿方ト云ヒ、姫君
 方ト旬リ、諍論日々ニ止事ナシ。姫君方ノ人々申ヤウ、兎角四郎殿ヲ害シ參ラセ、治部允ヲ討捨ス
 ンハ、此諍論ヤム事アラシト、既ニ此儀ニ究ル處ヲ、寺内平三聞付、同意ノ輩ヲ引具シ、彼等カ集ル
 所ニヲシヨセテ、人數餘多討取ケリ。其時平三ニ給ル感狀ニ曰、

天文廿年九月十二日、宗像四郎殿、強入部之時、雖無上意候、各申談之、則時懸合勝利候、仍而討取
 人數註文、具令披露封裏進之候、殊被疵^{左手}之條、粉骨之次第、神妙之趣、得其意、能々可申旨候、恐
 々謹言

同十月二日 寺内平三殿 直頼 良喜 尙秀判

ト三人連署ニ狀ヲ下シテ賞シケリ。扱此事イツ果ヘキ諍論トモ見ヘサレハ、陶尾張守ヘ一々ニ
 註進シケレバ、尾張守以ノ外ニ立腹シテ、下知セラレケルハ、菊姫并ニ母君ヲ討テ捨テ、急キ四
 郎殿ヲ御世ニ立テ可申トアリケレハ、是ニ儀定シテ、石松ニ被仰付。又治部允モ助言シテ、石松請
 負ヒ申ケリ。斯テ石松又兵衛ニ野中勘解由嶺玄蕃ト云ヲ指添ヘ、天文二十一年三月廿三日ノ夜、

忍ヒ入テ討奉ル事、如本書、其折シモ姫君ハ行水ヨリアカリ、濡髪ヲユリカケ、縁ニ出テオハシケ
 ルニ、石松ツト參ルヲ御覽ジ、心付テ石松ヲキツト御覽スル時ニ、石松ツト、縁ニ上ルヲ蹴落シ玉
 フ。此姫ノ力ハ五人ガ力オハシマスト、其比ノ人々云ナシタルカ、ケニモサアリト見エタリ、石松
 心ニ思フハ、惡クシテ捕ヘラレタランニハ、ネズ頸ニアフベシト、中々心ヅカヒシケルト、後ニ人
 々ニ語りシトナリ。石松ス、ドキ男ナレバ、落ルトイナヤ、其マ、立アガリ、縁ヘ飛上リサマニ、拂
 ヒ切ニスル。片股カケス切テ落スニヨツテ、仆レ玉フトナリ。其常ノ御局ノ座上ニハ床アリ。其床
 ニハ掛繪アリ。此繪ハ姫君ノ好ミ玉ヒテ、五十君與助ニ書セテ、御氣ニ入タルトテ、常ニカケ置玉
 フナリケリ。此與助ハ畫ノ上手也。雪舟ガ弟子ノ中ニテハ、第一ト世ニ云程ノ者也。然ル故ニ與助
 ガ筆ノ出來タルハ、雪舟ノ筆ニ紛レテ、眞ニナリタル多シト云リ。又床ノ傍ラニ棚アリ、其棚ニハ
 草紙ナト多ク置レタリ。是モ姫君ノ常ニ翫ヒ玉フ色々ノ草紙ナリ。其外翫ヒノ具ノ數々モ、只サ
 ナガラニテ有ケルヲ人々見テ、皆泪ニクレテ、暫シハ面ヲモタグル人モナカリケリ。扱テ御母君
 マシマス所ニ押入テ、害シ奉ラントスルニ、本書ニ云如ク、石松ニ御言葉ヲカケラレ、武ク潔キ御
 自害ナリ。此母君ハ器量アル御生レ付ニテ、男ニモ勝リ玉フト云シガ、ゲニモサル事ニテ、御自
 害ノヤウ、目ヲ驚ス計也。花ノ尾ノ局ハ、此御アリサマヲ見テ、我ハ下臈ナレ共、ナドカ御供ニ後レ
 參ラセントテ、其刀ヲ取テ自害ス。此局ハ御氣ニ入テ、少時ノ間モ御傍ヲ離レズ。此人ナケレバ、御
 物ヲモ聞コシ召入サルト申アヘリ。誠ニ勇士ノ相ヲ具シタル女ト云ツベシ。扱又女房達逃走リ

ケル中ニ、小少將、三ヶ月、小夜ト云三人ノ女房、是ハイカニト立向ヒ、人々ノ袖ニ取ツキ、ムサブリカ
 ヲルヲ、打捨ニシタルト也。其中ニ小夜ト云女ハ、玄蕃ガ刀ヲヒシト握リケルニ、指ハ皆キレテ、取
 リ放シケルヲ、フリサバキテ切テケリ。加様ニトカクスル間ニ、母君ハ御自害マシマシケリ。此人
 々ヨリ流ル、血ハ、丸ノ間ノ中ニ、血河ヲ漲ラシテ、ヨリツクベキヤウモナク、死骸カサナリ臥テ、
 戰場ノ有様ニ似タリ。何國トシラヌ人ダニモ、哀レテ催スナラヒナルニ、マシテ昨夜マデ言葉ヲ
 カハシ、多年見馴テ、ムツマジカリシ女性ヲ、カクノゴトク手ニカケ、臥シ倒レタランニハ、争デ哀
 テ催サバラン。皆泪ニクレテ、猛キ心モナカリケリ、角テ御館ノ後ノ岸ノ下ニ、同シ穴ニ斂メ奉
 ル。御供ノ人々ヲモ、御墓ノ傍ニ、ツキ込テ、シルシヲ遺ス。無常轉變ノ世ノ習ヒトハ云ナガラ、係ル
 アサマシキ有様ハ、類稀ナル事共ナリ、此花ノ尾ノ局ハ、ヨク御氣ニ入タル人ト知ベシ。御死後ニ
 惡靈トナリ給ヒ、アレ玉フ事甚シキニ依テ、弓ニカケテロヲヨセ問ントテ、稻元ノ大御子ヲ呼テ、
 口ヲヨセケルニ、能ノリ入セ玉ヒテ、御恨ノ數々口バシリヌ、其後ハ毎年恒例ニナリテ、此大御子
 ヲ呼テ執行フ。此大ミコ其容貌年比ガノ花ノ尾ノ局ニ少モ違ハズ。ヨク似タレバ、御靈ノ御氣ニ
 入タルナラント、人々云アヒケリ。其後人々申ヤウ、山田ニアマタアル御子ヲ指置、稻元ヨリ呼迎
 ル事所詮ナシトテ、山田ノミコニ恒例ノ弓ヲ打セケルニ、曾テ乗入玉ハズ、サラバトテ又稻元ノ
 御子ヲ召ヨセケルニ、能ノリ入玉フニ依テ、扱ハ疑フ處ナク、彼局ニ似タルヲ以テ、御靈ノ御氣ニ
 叶ケルヨト、皆人申アヒケル。此大ミコヲ伊藤上ト時人稱シケリ。稻元村ノ内中浦ト云所ノ彦兵

衛ガ女房ナリ。其ノ子ヲ伊藤ミコト云。須惠村ノ利右衛門ガ女房ト成テ、須惠村小治郎林ニアリ。

一、本書に御母君を、榮林妙秀、姫君を心源妙林と云々。

此御戒名ノ事、姫君ノハ妙林ニアラズ、妙安ト申ナリ。扱又此御二人ノ靈アレ玉フ事、本書ニ委細
 ナラズ。祟リヲナシ玉フ最初ハ、天文二十二年三月十八日ニ、蒲生田ノ觀音ニ參詣セントテ、玄蕃
 只一人參リケリ。玄蕃勘解由ハ吉留村ノ内
 サルダニ住居セシナリ佛詣事終テカヘル道ニ、女房二人忽然ト出來レリ。誰ナルラン
 ト見ル處ニ、正シク、彼御母君并ニ花尾ノ局也。其時ハ申ノ刻ノ事ナレハ、夕日眼ニ遮リ、目クラミ、身
 ノ毛ヨダチ、心茫然タリ。フリカヘリ見ル其間ニ、消カ如ク見ヘザリケリ。玄蕃ヤウノニ心ヲ取
 直シ思フヤウ、此白晝ニ扱モ不思議ヲ見ツル事カナト、アキレ果テ、十方ニクレタル計ナリ。サラ
 バ歸ラント思ヒ、立アガレバ、足フルヒ、手戦キケルヲ、ヤウノニシテ、家ニ歸リ著ヌ。家内ノ者其
 顔色ヲ見テ、心アシクヤ候ラン。極メテ顔色アシク見ヘ玉フト云。其時玄蕃シカノノ由ヲ語
 ルニ、人々身ノ毛ヨダチテ聞居タリ。扱玄蕃申ヤウ。殊ノ外咽渴クニ、水ヲクレヨト云。即水ヲ與ヘ
 ケルニ、此水ヲ取テ飲ケルガ苦シゲナル息ヲツキテ、扱モノ胸痛ヤ、刀ニテ指通サル、ハト、サ
 ケビマハリテ、忽ニ死ニケリ。是ヲ見聞人々、是ハ疑フ處ナク、彼怨靈ニテマシマストテ、恐ヲナス
 事大形ナラズ。同月廿三日マデニ、玄蕃ガ家内大形ハ死失ケリ。ヲソロシカリシ事共ナリ。野中勘
 解由是ヲ見テ、是人ノ上ナラズト恐レケルガ、或夜ノ夢ニ、去年御母上ヲ弑シ奉リタル夜ノ有
 様ヲ、一々ニ見テ、自覺ヌレハ、大汗カキテ肢體痿ナタル如クナリ。翌日ヨリ病ニ冒サレ死ニケリ。夫

ヨリ七日ノ内ニ、其家内ノ者トモ、頓病ニヲカサレ、已上七人死失ケリ。勘解由カ嫡子新右衛門夫婦、并娘ハ死残りケリ。彼妻ハ許斐左馬太夫ガ娘ナリ。新右衛門死テ後、尼ニナリ、妙徳ト云シ是也。斯テ其後ハ諸人恐ヲナシテ、カリソメノ風ノ心地ニ煩テモ、スハヤ是コソ御祟ヨト云。蟲ニ痛リテモ、是ゾ御祟ノワザト云。彌益ニ事ヒロガリ、我ハソコニテカ、ル者ヲ見タルノ逢タルノナド、ケンカラヌ事共、云ヒロゲヌレバ、女ハラハベナドハ、夜ニ入テハ、外ノ方へ出ル事モナシ。小篠ニワタル夕風、ノキニ音信ル夜ノ雨ヲ聽テモ、スハヤソレヨト心ヲ驚カシ、林ノ梅花カトリニ縞ノ袖ヲ誤マリ、野邊ノ尾花ニ白キ袂ヲ疑フ。スベテ見ルモノニツケテ、彼御靈ノ祟ト思ヒテ、肝ヲ摧キ、魂ヲ消シ、明暮安キ心モナカリケリ。扱又御祟リヲ收メントテ、平釜ヲ鑄テ、御墓ヲ封ジナトスル事、本書ニ記スガ如也。其中ニ平釜ヲ掘出シテ見ルニ、寸々ニ破タルトアルハ、偽リナリ。人々恐ヲナシテ、御墓所ニモ寄付難ク、マシテホリ出ス事ハ、思ヒモヨラヌ事共ナリ。又吉田飛彈ガ大島ニ渡リシ事、本書ノゴトシ。其比人々ノ沙汰セシコトナリ。

○按ずるに別本は「沙汰セシコトナリ」の次に、前記四五七頁一三行「飛彈守尙時つくく」以下「甲斐なくなりはてけり」までの文を入れる。

宗像記第三 四郎殿御家督之事

宗像の嫡流、已に斷絶に及處に、隆尙の御下腹に鍋壽丸殿と申せしを、陶隆房かはかひとして、七

氏 貞

歳の秋、黒川より宗像に移し參らせけれども、彼家人心々に申旨ありて、其年は打過ぬ、明る天文廿一年に、宗像の家督に居り、四郎氏貞とそ、申ける。宇多天皇より七十九代に當て、當家の柱礎に立給へは、上下悦ひ貴ひ奉る事尋常ならず、先規の例に任せて、中納言殿とあかめ參らせける。御器量も能御才覺も人にこへさせ給ふへき御有様なりければ、家を起し給はん人は、此君君にてぞおはしまさんと、頼もしくぞかしづき奉りける。成長し給ふにつけて、御智恵人に勝れ、御長たかく、力つよく、文筆にかしこくましませば、文武の達人と、人に稱美せられ給ひて、御繁昌にてぞ候ひける。斯て、筑紫上野助廣門の息女を迎へ取給ひて、御臺所とかしづき給ふが、姫君一人出來させ給ひけり。されは偽りはおそろしきためしにて、御臺所はふしきの虚説に依て、あかぬ別れをし給ひける。其故を尋るに、氏貞の近習に吉田彦太郎といふ者有。この彦太郎は吉田和泉か嫡男なれば、自餘には勝れて、御心易く思召れ、内外のへだてもなく、仕へ奉りける。此者を嫉む者有てや、申出けん。御臺所御志不淺わたらせ給ふと、さゝやきけるが、次第に事廣く成て、氏貞聞召れたとひ虚名なりとも、いかに名のたつ人を、其儘にては相見んとて、筑紫が方へ送り返し、彦太郎は密に殺し給ひけり。其後大友と御和睦有し時、臼杵越中守鑑速が女を、宗麟の養子娘として、氏貞に縁を結び給ひける。此御腹に男子は一人も出來たまはず、御息女三人渡らせ給ひけり。姉姫君は御太姫、中をば御仲姫、妹君は御細姫とぞ申しける。いづれもく類なき御容儀にて、御寵愛限りなし。されども男子おはしませで、氏貞逝去の後、御家は亡びて、御後胤絶にける。

本書第三 四郎殿御家督之事

一、本書に氏貞天文二十一年に宗像の家督に居り、四郎氏貞とぞ申ける。宇多天皇より七十九代に當てと云々。

此家督ニ居リ玉フ事、本書ノゴトシ。其略セル處ヲ、今又記之者也。抑隆尙御下腹ノ御子鍋壽殿防州黒川ニオハシマスヲ、氏男討死ノ後、宗像ノ家督ニ立ントテ、陶尾張守押テ宗像ニ下シ參ラセラル。本書ノ第二ニ出之。其頃ハ、陶ハ義隆ヲ誅シ奉テ、威勢ナラフ方ナク、中國ヲ押靡ケタル最中ナレバ、我下知ニ不隨モノハ、恐クハ、有之マジト奢リ、元リ宗像ノ家人ニモ案内ナク、寺内治部御供ニテ、御母儀モロトモニ、宗像ニ入セ玉ヒ、白山ノ城ニ御入アリ。然レハ、氏男ノ實父氏續并宗像在住ノ御家人、立腹シテ、各一揆シ、曾テ同意セズ。其謂レハ、氏續ノ末子氏男ノ御弟ニ千代松丸殿ト申スヲ、氏男ノ御世繼ニ立ント云。氏續又同意タルニ依テナリ。宗像在住ノ御家人皆一揆ス。其中ニ寺内一味ノ人々ハ、四郎殿ノ味方トナリテ、二ツニ分レテ、日々ノ諍論ヤム時ナシ。然ルニ氏續方ノ人々申ヤウ、イツ迄カクテ有ベキ。所詮四郎殿ヲ始メ、寺内并ニ與黨ノ者共ヲ誅シテ、落着スベシト相議ス。此事陶方ヘ註進スルニ依テ、陶立腹シテ、菊姫并ニ母共ニ討テ捨與黨ノ者ヲモ殺シテ、其後四郎殿ヲ家督ニタテ申スベシト、下知セラレケレバ、其意ニ任テ、菊姫御前、其外皆誅シケリ。加様ノ騷動ニ推シ移テ、其年ハ打過ヌ。翌年ニ宗像ノ家督相續シテ、社務職補任アリ。夫ヨリ十二年ノ間ハ白山ニ御在城。永祿五年ニ蘿山ニ御入城アリ。御家人ノ輩モ、同ク移リケルニ、其

年ニハ同期シ難ク、明ル六年ニゾ皆悉ク移リケル。

按ズルニ

天文十四年乙巳於防州黒川館、正氏御子誕生、號鍋壽丸

同二十年七歳、於黒川首服、號四郎氏貞、此年宗像御下向、

同二十一年八歳、社務補任

弘治三年十三歳、宗像神社回祿

永祿二年十五歳、避亂大島ニ渡海

同三年十六歳、還城、古本領被切返

同五年十八歳、蘿山城修造、名改岳山

同七年二十歳、尊神御正躰造立、御假殿建立

同十二年二十五歳、毛利家攻立花城、氏貞卿出勢、同時氏貞與大友和平

天正四年三十二歳、宗像神社造營、斧始

同六年三十四歳、社頭正殿造畢、六月遷宮

然ルニ氏貞卿御家督相續ノ後、徒黨ヲ立タル御家人ドモ、悉討伐アルベシト、陶方ヨリ申來ルニ依テ、吉田佐渡入道宗榮、同内藏丞、其外與力徒黨ノ者ドモ、一々誅伐セリ。此籌略諸事ノ裁判ハ、寺内治部一人ニアリ。其時ノ狀ニ曰

吉田佐渡入道、同内藏丞并彼一黨之事、可致誅伐之由、被仰付處、去一日、悉被討果之由、註進遂披露候、調儀之趣、被成御祝着候、神妙之通、得其意、能々可申旨候、仍從太方様、以御直書、被仰出候、尤珍重候、恐々謹言

十一月五日 寺内治部丞殿江

尙

職

トゾ書レケル。太方様トハ氏貞卿ノ御母儀ヲ申シ奉ル。此御直書ニ曰

○按ずるに此文讀み難し。

くらのせうそうゑいへい四郎かの事申つけ候ところに、こゝろかけ候思召のまゝに、うちはたし候て、ほんまう御うれしさにて候、よろつきつかいしんろうさと、おしはかりまいらせ候、いよゝたのもしくこそ候へ、ちんのくきも思ひのまゝにとゝのひ候、あなたこなたしかるへく候事行參らせ候て、ほんもうまんそくにて候、けふやかてちんへも申入參らせ候、ちんしゆもこんとは一しほしんろうにて、御すもし候へかし又々申候、返々よろつとゝのへかんにやうに候、御悅又々申候、又いちのすけ一しほしんろうしかへ候、そこもとにても、かんをなし參らせ候、又々申候

寺内治部の丞とのへ

此寺内治部丞ハ、黒川ノ館ニ召置レテ、鍋壽殿ノ御モリニ付ラレタルニ依テ、今度宗像ニ御下リ有テ、誦論サマノナルヲ、寺内一人ノ裁判ヲ以テ、諸事落著スル事、母上ノ御感淺カラザル處ナ

リ。然ニ依テ新息ヲ賜ル。其狀ニ曰

今度殿様、割分之儀、嫡庶御相論中、別而爲辛勞之賞、大和左衛門尉給内參町坪付別事、被成御加紙有之

恩候、彌可被抽忠節之由、能々可申旨候、恐々謹言

天文廿一年二月十七日 寺内治部丞殿江

尙秀、尙頼、直頼、尙道、良喜此五人ノ連判ノ證文也。治部丞後ニ豊前守ニ任ゼラル。其子ハ大和氏ヲ續テ、大和治部丞ト申ケリ。其弟二人アリ。又三郎長左衛門、大和治部ガ子ヲ、大和右近允ト云ケリ。是ハ實ハ弟ナリ。

一、宗像氏續ハ、二男千代松丸殿ヲ氏男ノ家督ニ立玉ハントテ、宗像在住ノ御家人等ト相議テ、氏貞ヲ誅シ玉ハント企テ、今ハ此國ニ住居難成トテ、逃テ彦山ニ行玉フ。是ヨリ先ニ尙秀、直頼、良喜三人ハ、中國ニ行、氏續ノ御事ヲ訴ヘ申處ニ、陶殿下知セラレケルハ、急キ此人ヲ誅スベントアリケル處ニ、氏任、尙道ヨリ中國ヘ申遣スヤウ、氏續當地ヲ逃去テ、彦山ニ御座マストアリケレハ、陶大ニ怒リ玉ヒ、サラハ急キ彦山ヘ討手ヲ遣スヘキ由、下知セラル。其儀宗像ヘ申下ス狀ニ曰

就氏續御父子御身躰調之儀、今度秀郷勳功之趣、氏任、尙道註進候、神妙之至、誠以可有駕與候、仍從尾州様、對座主御坊、以御書被仰遣候、重疊雖辛勞之儀、候有持參堅固成就候様、可被相調事、肝要候、一所衆事、是又可有隨遂候、出陣之儀、延引不苦候、可得其心候、恐々謹言

天文二十二年三月廿六日 寺内治部丞殿江

尙秀、直頼、良喜三人ノ連判ナリ。治部承中國ヨリノ註進ヲ聞テ、速ニ彦山ニ行向フベシトイヘ共、人數ナドヲモ召具セント、人々ヲ催ス處ニ、氏續ノ甥ニ土橋氏康申出ケルハ、人數ヲ催シ、他國ニ踏入テ、騷動ヲナシ玉ハンハ、隱使ノ仕方ナラズ。其親屬タリトハ申セ共、此不儀ニクミシ候ハズ、殿様ニ御奉公トシテ、此不儀ノ輩ヲ殺サン事ハ、義ノアル處ト覺ヘ候。某一人ニ仰セ付ケラレンニ於テハ、彦山ニ行向ヒ、タバカツテ討申サント云。此儀誠ニ然ルベシトテ、其望ミニ任セラル。斯テ月日推シ移リ、冬ニ成テ、彦山ヘ行キ、十二月廿日ニ、氏續ヲ殺シマイラセケリ。此事本書ノ第十篇ニコレヲ出ストイヘ共、其事大ヤウナルニ付テ、コ、ニ先コレヲ出ス者也。扱又御子息千代松殿ト申ハ、氏男ノ御弟ナリ。當年ハ三歳ニ成セ玉フ。是ハ氏續ノ御傍ニ侍フ辨ノ前ト云人ノ腹ニ、出來サセ玉フ若君也。是ハ其母辨ノ前ニツレラレ、沼口ニ逼塞シテオハシマス。然ルニ人々詮議アルハ、千代松丸殿今ハ若年ニシテ、事ノ煩ヲナシ玉ハズトイヘ共、盛長ノ後ヲ思フニ、是即腹心ノ病也。急ギ誅シ參セヨトテ、治部丞ニ觸仰セラル。其狀ニ曰、

於豊州宗像民部少輔殿生害之由、依有其聞、則時至沼口、各雖被取懸之、千代松丸殿退出候、落所之段、被相糺之處、如若宮被執退由、申之通、註進候、被成御調略、被任御存分候、就彼儀度々心懸之、御祝著之趣、能々可申旨候、恐々謹言

天文二十三年三月初日 寺内治部丞殿江

直頼、良喜、尙道三人ノ連判ナリ。斯テ諸方ノ御敵ヲ退治アツテ、氏貞卿ノ御治世千秋萬歲トゾ祝

ヒケル。

一本書に宇多天皇より七十九代に當て云々 是ハ清氏親王ヨリ七十九代ニ當リ玉フ也。宇多御門ヨリハ八十代ナリ。此代々ノ事、先條ニ委ク記ス如ク、社務職分ノ代々ナリ。扱又社務所記社家ノ人々所持スル處一様ナラズ。皆錯誤混亂一ニアラズ。先條ニ寫ス處、數本ヲ集メテ校正スルモノナリ。

一本書に筑紫廣門之息女を迎へ取給ふ云々 是ハ傳寫ノ誤リナリ。筑紫上野介惟門ノ息女廣門ノ妹ナリ。此御腹ニ御息女出來玉ヒテ、御中モ疎ナラヌ御事ナリシニ、不慮ノ虛名ニテ、御離別アリ。其子細ハ本書ニ見ヘタル如クナリ。此御腹ニ出來玉フ氏貞ノ御姫君ハ、御母ト同ク筑紫殿ニ歸ラセ玉フガ、御成長マシノテ、麻生次郎左衛門家氏ガ妻トナラセ給ヘリ

一本書に此腹に男子一人も出來たまはず云々 此事本書ニ云ガ如シ。永祿十二年ニ氏貞卿ト大友宗麟御和睦アリテ、彌向後異變ノ儀、無之ヤウニト思召故ニ、大友殿ヨリ縁邊ノ儀ヲ仰カケラル。即其儀ニ同セラル、ニ依テ、臼杵越中守ガ娘ヲ、宗麟ノ養子トシテ、翌年ニ御輿ヲ入ラル。太方様御悅不斜。氏貞卿モ疎ナラヌ御中ニテ、御子ヲ三人産レサセ玉ヘドモ、御男子ハマシマサズ。然レバ御男子オハシマサヌコトヲ嘆キ玉ヒ。中國ヨリ益田殿ノ二男ヲ養子トシテ、迎ヘ下シ給ヒケリ。摺壽殿ト申ハ、此御事也。御曹子様ト崇メ奉テ、御家人ニ至ル至、馳走シ奉ルコト不斜。然ルニ益田殿ノ嫡男病ニ依テ、早世シ玉フ。斯テ益田殿ノ御世繼オハシマサヌニヨツテ、摺壽殿ヲ返シ給ハレト、色々御懇望タルニ依テ、天正八年ニ中國ニ送リ上セ玉ヒケリ。其後御養子ノ沙汰、ハ度々ナレドモ、終ニ思召ヨル方ナクテ、月日ウツリ行。氏貞卿ノ御逝去モ、思ヒノ外早ケレバ、只アラ

マシニテ果ニケリ

宗像記第四 菊姫御前并御母君御靈崇之事

氏貞の御母上并に御妹の姫君は、田禮村瀧の口といふ所に、御屋形作りし給ひて、住せ給ひける。此瀧の口といふ所は、うしろは山嶽嵯峨として、樹茂り、瀧流れて、其様興ある所なり。前は田の面を見下して、海邊に至る。海路漫々として、旅船漁艇の往來絶る事なく、檐に近く長徑廻りく、て、樵歌牧笛の響、興をそへたり。誠に双ひなき絶景なりと可謂。ある時永き日の徒然を暮しわひさせ給ふ比、双六の勝負あらんとて、母上と姫君は、双六を打せ給ひけるか、姫君の御乞目のおりざる事を、常ならず腹立玉ひ、御顔赤み、御髪たちのぼり、あらぬ御有様に狂ひ出させ給ひつゝ、御母上にとり付、御喉の管に喰付給ひ、放ちもやり給はず、女房達は肝を消し、急き取放ち奉る。夫より姫君はひた狂に狂ひ出給ひ、様々口走りたまふを聞に、皆山田の姫君の御恨みの數々なり。鶯ヶ岳へ此由かくと告やりければ、氏貞驚き給ひ、馬をはやめて馳來り給ひて、御覽すれば、其さま常にもあらず、口走り給ふ事彌増なり。氏貞仰けるは、こは淺間鋪御有様、兎角申に言葉なし。御恨はさる事にて侍候へとも、御跡をもよきに吊ひ奉る上は、深く恨みを残し給ふべきにもさふらはず。殊更某いとけなき比にて、何事をも存じ辨へ候はずと、たまへば、其時靈氣答てのたまふは、見給へ、露に心はあらねとも、落てかゝらぬ草葉もなし。わらはか恨のやる方なさに、人をわくべき

菊姫と母君

氏八幡

増福寺

やうはなし。從來御身の故と思へば、何の恨では候べきと、聲ふるひのたまへば、流石に武き氏貞も、身の毛よたつてぞおはしける。氏貞又のたまふは、今迄の事は御ゆるしを蒙り候べし。此後は神佛と崇め奉り候べしと、様々に宥め給ひければ、靈はあがらせ給ひけり。御母上は彼喉の御疵腫うけ、膿血流れて、重く煩せ給ひけるを、木道三官といふ醫師、様々術をなすといへども、其験もおはしませず、終に空敷ならせ給ふ。恐ろしきといふも疎なり。氏貞仰けるは、かく靈氣のあれ給ふ事終には家の滅亡の基と成ぬべし。又當所はいふに及ばず、近隣に至迄、恐をなす事尋常ならず。神に祝ひ奉て、怨靈を收めんとて、田島の里にやしろを建て、八幡宮と祝ひける。抑八幡宮と申奉るは、應神天皇にて御座す。御慈悲勝れ給ふ御神にて、放生を事とし給ふ。今此御靈を八幡宮と祝奉り、あれます御心を收めたまひて、慈悲の御誓願むなしからず、萬民を救ひたすけ給ふ御恵み、おはしませとぞ祝ひける。宗像の氏女を祭れば、即氏八幡と號し奉る。又山田村には一の道場を開基して、彼御菩提所とし、御菊姫ならびに、御母君の御影を、地藏菩薩と拜み參らせんと、六道能化の地藏六體の尊容を刻み、此寺の本尊にすへ奉り、高野山より發光院秀祐法師を請じ奉り、開眼供養を執行ひ、百人の僧を請して、千部の妙典を讀誦し、彼御菩提を吊ひ、御靈を收め奉れば、其後靈氣は收り給ふ。御寺を號して増福寺とぞ申ける。此御地藏靈驗殊勝におはしまして、祈りをかくる人々、信心を盡しぬれば、諸願成就せずと云事なく、諸人の渴仰斜ならずとぞ聞へける。斯て御崇りは收り給へとも、氏貞の御身の上には、しばし残る處や候ひけん。御臺所御懷胎は度

なれ共、男子とだにいへば、或は胎内にて沈み、産れ玉ひても、襁褓の内にて消失給ひて、御世を
繼給はん御子もなし。扱も彼増福寺にては、毎年三月廿三日、十一月廿四日は、恒例の佛事懈怠な
く、稻元より巫女を迎へて、弓を打、御靈をむかへ奉るに、則のりぬさせ玉ひ、奇特不思議の御告をな
し給へば、諸人の信仰たとへをとるに物なくぞ候ひける。稻元村より巫女をむかふる事は、地藏
の始り給ふより例として、毎年の事、成しが、或時人々申様、稻元の遠所よりむかへ来る事、所詮な
しとて、當所におゝきみ子に弓を打せけるに、更にのりぬさせ給はず、剩へ其後地藏殊の外あれ
玉ひて、さはかしければ、村翁里婦肝をけし、又稻元より、みこを迎へて、地藏を宥め奉りけり。

本書第四 菊姫御前并御母君御靈崇之事

一、本書ニ此御祟リノ事ヲ記ス事相違ナシ。其中ニ御妹ノ姫君狂亂シ玉ヒ、大方様ノ御喉ニ喰付
玉ヒシ疵ノ痕腫ウゲテ、夫ニ依テ大方様御逝去アラレタルト云事ハ、大ナル僻事ヲ記シテ候ヒ
ケリ。本書ノ如ク御妹ノ姫君狂亂シ玉フニヨリ、大方様駭セ玉ヒ、夫ヨリ重ク煩セ玉フ。又御喉ニ喰
付玉フ疵ヲモ、痛ミ玉ヘ共、此疵ハサマデノ事ハアラズ。療治ヲ加ヘヌレバ、ヤガテ御本腹ナリ。木
道三官療治シ奉ルトアレ共、三官一人ニモ非ス。良梅軒、五十君與助何レモ打寄評議シテ、御藥ヲ
ハ三官調進シタルト云。此木道三官ハ唐人ナリ。名ヲバ其頃一徳ト云。後ニ氏貞卿ヨリ壹町六反
ノ地下シ給リテ、藥ヲナシ、世財乏シカラズ。又良梅軒ハ元ヨリ宗像之住人ナリ。三町餘ノ給地ヲ
得テ、醫ヲ以テ御奉公申ケリ。五十君與助ハ繪ノ事ヲ仰セ付ラレ、四町七反ノ地ヲ下シ給ル。其上

醫術ニヨシトテ、専ラ醫道ヲ行フ。爰ニ入ラサル事ナレ共、次デテ以如此也。

一、御靈ヲ神ニ祝ヒ玉フ事、本書ノコトシ。又御菩提所増福院ノ事、御狂亂ノ事ハ、永祿二年ノ春ノ
事ナリ。夫ヨリ菩提所ノ事思召立セ玉セ、先假ニ庵室ヲ結ヒ、増福庵ト號シ、御位牌ヲ立ラル。此庵
室ハ七月ニ成就シテ、即日拜領ヲ御寄附アリ。其文ニ曰

山田村田地貳町 坪付別事
紙有之

妙秀、妙安兩尊靈、爲日靈供料所、奉寄進處也、仍日所作等、無怠慢、令勤行、可抽被懇志之狀如件
永祿二年己未七月廿三日 宗像朝臣 氏 貞

増 福 庵

妙秀、妙安靈尊靈様、爲日靈供料所、田地二町御寄進候、仍被成進御判候、以此旨毎日御吊等無緩
之者肝要候、恐々謹言。

七月廿三日

秀 時

増福庵侍社禪師

坪付之事

合

壹町

十 郎 丸

壹町年不反在之

諸二郎丸

已上貳町年不壹反在之

右坪付如件

永祿二己未七月廿四日

圖師

吉田出雲守貞 頼

吉田右馬丞尙 時

吉田次郎左衛門尉秀 時

一、本書ニ妙秀、妙安ノ御尊靈ヲ、地藏菩薩ニ拜ミ奉ル事、此時ニアラズ。遙ニ年序推移テ、氏貞卿ノ御逝去以後、御後室ノ仰セトシテ、地藏六躰ヲ此寺ニスエ奉リシ也。委キ事ハ、後ノ十七篇ノ末ニ出之。又、稻元ノミコ弓ヲ打シ事、地藏ノ始リ不給前ヨリノ事也。妙秀、妙安御生害ノ時ヨリ、弓ヲウチ、口ヲヨセタル事、恒例ト成テ、毎年兩度執行フ。地藏始マリ玉ヒテハ、猶更是ヲ執行フナリ。又、増福庵ヲ寺號ニシタル事ハ、地藏ヲ居奉リシトキヨリ、増福寺ト號セラル。

宗像記追考卷之一 終。

宗像記追考卷二 第二。

宗像記第五 田島宮之事。

田島宮第一宮ハ田心姫是なり。又源禪師の命とも申奉る。神功皇后三韓御退治の時、七大將の内にて、強石將軍と申奉るは、此御神にてわたらせ給ふ。第二宮は湍津織姫の命、大島の御神是なり。第三宮は市杵嶋姫の命、沖の嶋の御神是也。此三神は素盞烏命の御姫命を、天照太神御養ひ君として、孝靈天皇元年に出雲國より沖の島に下り御座す。其後遙に年を経て、宗像に影向有て、宗像太神宮と崇め奉る。神書に曰、此三女神、筑紫胸肩の君等が所祭神是也と云々。八月十五日に放生會を執行ふ。いにしへは勅使を下されて、祭禮奉幣を執行ふとぞ申傳へたる。其時は十一月上の卯の日に、御祭禮有りと承る。今の御祭禮の儀式は、社壇の左右築地の内外、馬場の前後の御假屋の道筋に、武士充滿て、非常を警固す。其儀尤嚴重なり。江口の川より十二艘の船をかざりて、乙女子、神樂男、各威儀をととのへて、此船に乗り、樂人音楽を奏し、乙女色々の作物を捧て、舞の袖を翻す。誠に神の御心も和ぎ給ふへき粧ひなり。かゝる神事も、社家武家の合戦度々なるに及んで、廢亡甚敷そ成にける。近年は社家神威に依て威勢をまし、武家は所々の亂逆に依て衰へぬれば、やゝもすれば社家より武家を沒倒して、其領を并せんとす。武家はとられじと、はげみければ、たゝかひ更に止む時なし。誠なるかな、豆を煮て豆からを焼と同様に、相煮事の甚敷は、皆是欲心熾盛のなす處なり。氏貞己に世に立給ひて、武を逞し、亂逆を鎮め給ひ、天正十三年に到て、昔よりの舊例を考へ正し、社務、座主、學頭、權官等の次第、座席の高下に至る迄、古來の置札を以、定め給ひ、祭禮の事も、再び興して、形ばかりに行はれけり。十二艘の御船も、今は六艘を用ひ、八音に准へて、鈴鈍拍子を鳴し、みこ神歌をうたふて、神慮に手向をなし奉る。扱又神前に舞臺を設て、美麗太夫、龜石

清兵衛に課て、放樂の猿樂をなして、神をいさめ奉る。又御假殿へ御幸の御供には、大宮司、權大宮司、擬大宮司、少宮司、忌子、彌宜、權官、圖師の輩、庭火を焼き、中臣祓して不淨を清め、社僧は座主、學頭、權大僧都など、眞言陀羅尼を唱へて、神威を添。斯て昔に立還りける事を、人々有かたく思ひしに、氏貞此世を早し給ひて後は、誰問人もなく成て、宮居淋しくしめ朽て、又蓬が袖とぞなりにける。

本書第五 田島宮之事

一、田島三所太神宮ノ事ハ、極テ秘密ノ事ナレバ、白地ニ申ベキニアラズ。故ニ本書ニ記ス處、大概ナリ。サレ共當社ノ氏人等、不學ニシテ、年序ノ移ルニ從ヒテハ、子細ヲ取失シ事ヲ思ヒテ、今更ニ大概ヲ記ス者也。凡テノ事秘密シテ、唯受一人一子相傳ナド、云事ハ、終ニハ泯滅ノ基ヒナリ。神明ノ御事ナレバトテ、泯滅ニ到ラン事ハ、却テ其恐レアル事ト覺エテ、傳受ノ奥儀ハ暫ク殘シテ、有増ヲ誌ス者也。

一、宗像三所大菩薩最初降誕ノ事ヲ考ルニ、御縁記ニ曰、日本紀第一ニ云、天照太神、素盞鳴尊、十握劍ヲ乞取玉ヒテ、打折テ爲三段、天ノ眞名井ニフリス、ギ、齶然ニ咀嚼テ吹棄テ玉フ。氣噴ノ狹霧、神ニウマレ玉フヲ、田心姫ト申奉ル。次ニ湍津姫、次ニ市杵島姫ト申奉ル。此三女神アラハレ御座ス。既ニシテ、素盞鳴尊、天照大神ノ髻鬢及ヒ腕ニ纏玉フ八坂瓊ノ五百箇ノ御統ヲ乞ヒ取り玉ヒテ、

天ノ眞名井ニフリス、ギ、齶然咀嚼テ吹棄玉フ。氣噴ノ狹霧神トアラハレ生レ玉フヲ、正哉勝々速日天忍穗耳尊ト申奉ル。次ニ天穗日命、次ニ天津彦根命、次ニ活津彦根命、次ニ熊野儼樟日命ト申奉ル。凡テ五男神ナリ。是時天照大神勅曰、其物ノ根ヲ原レハ、八坂瓊ノ五百箇ノ御統ハ、是吾物ナリ。故ニ彼五男神ハ、悉ニ是吾兒トノ玉ヒテ、取テ子トシ、ヤシナヒ玉フ。又勅曰、其十握劍ハ、是素盞鳴尊ノ物ナリ。故ニ此三女神ハ、素盞鳴尊ニ賜テ、子トナサシメ給フ。是筑紫胸肩君等所祭神是也ト云々。此三女神ヲ宗像三所大菩薩ト崇メ奉ル。御神ノ最初降誕ノ事ヲ申奉ルナリ。又曰、天照大神并ニ素盞鳴尊出生ノ御子陽神五男者、地神五代ノ内ノ神ト成リ玉ヒ、陰神三女ハ、筑紫宗像ノ第一第二第三ノ神ト成リ玉フト見ヘタリト云々。此十握ノ劍ト申ハ、素盞鳴尊ノ所帶靈劍ニシテ、八岐ノ大蛇ヲ斬玉フ劍ナリ。御縁起曰、十握劍ハ、則宗像三所大菩薩ノ本躰也。劍躰ノ時ハ本朝ノ皇敵、蛇類ヲ降伏シ、神躰ノ時ハ異朝三韓ノ異類ヲ征伐シ玉ヘリト云々。

一、此太神宮西海ニ御鎮座之事

日本紀ニ云、以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神、宜降居道中、奉助天孫、而爲天孫所祭也云々。故ニ此御神ハ、地神五代ノ始ヨリ、筑紫ニ影向マシマスト申傳ル者也。又本書ニ孝靈天皇四年ニ、出雲國簸川上ヨリ、筑紫宗像ニ御遷行トモ云リ。古老ノ相傳ニ曰ク、三所大菩薩ハ、地神五代ノ始メ、筑紫ノ洲ニ下リマシマシテ、天孫ヲ助ケ玉ヘト、神勅アリテ、此西海ニ遷リ玉フトイヘ共、神變不測ノ神ニテマシマセバ、或ハ唐土天竺ニ渡リ玉ヒ、或ハ日本ニ移リ居マシ、或ハ空中ニ

マシマシ、或ハ海中ニイマシテ、無窮自在ノ御躰ナレバ、何處ヲ住所ト定ムルニ不及、然レバ度々皇敵夷敵ヲ平ゲ鎮メ玉ヒテ後、此宗像ノ郡ノ海邊ニ影向アツテ、夷賊襲來ヲ護リ鎮メントノ御誓也。扱此宗像ニ跡ヲ垂玉フ事、人皇七代孝靈天皇ノ四年ニ當レリ。先ハ室貴ノ六嶽ニ影向マシマスト云リ。御縁起ニ曰、三所大菩薩最初御影向ノ地ハ、室貴ノ六嶽ニ有御着、則神興村ニ留リ玉フ。此村ニ於テ初テ被耀神威、故ニ神興村ト號之。其後三所ノ靈地ニ御遷座アリト云々。地神五代ノ始ニ御影向ト云ヒ、孝靈天皇ノ御宇ニ御遷行ト云ヒ、二説ニ申トイヘ共、畢竟ノ處ハ皆一致也。

一、本書ニ見ヘタル第一ハ、田心姫、第二ハ、湍津姫、第三ハ、市杵島姫ト云々。是氏人ノ申傳ル常談也。又或説ニ曰、第一神ハ集海淡築島、居遠海ノ息ニ示シ、盡未來際異ヲ降伏スベシト御誓マシクテ、件ノ島ニ留リ玉フ。息ノ御島ト號スル是ナリ。是日本ト高麗トノ中間也。是ヲ田心姫ト號シ奉ル。第二神ハ中海ノ息ニ居ヲ示シ玉フ。今ノ大島ト號スル是也。是ヲ湍津姫ト號シ奉ル。第三神ハ海邊ニ居ヲ示シ玉フ。今ノ田島是ナリ。是ヲ市杵島姫ト號シ奉ルト云々。是即御縁起ニ見ヘタル一説ナリ。此外異説多シトイヘ共、暫ク措テ不記。其秘説ハ傳受ニ非ンバ、其實ヲ得ベカラズ。七戸大宮司ノ外ハ、是ヲ傳フベカラズト。古來ノ定式ナレバ、今以不記之。

一、宗像ヲ始メハ身形ト云ヘリ。西海道風土記ニ曰、宗像大神自天降居崎門山之時、以青薙玉、置奥宮之表、以八尺薙紫玉、置中宮之表、以八咫鏡、置邊宮之表、以此三表、成神躰形、納置三宮、即隱之、因曰身形郡、後人改曰宗像、又曰天神之子有四柱、兄三柱神、教弟大海神曰、汝命者、爲吾等三柱御身之御神ノ事ナリ。

一、宗像三所ノ大菩薩、一所ニ御遷座ノ事ハ、七戸神官ノ第一代、滋光ノ末葉、氏男大宮司之時代、光仁天皇ノ天應元年辛酉ニ御託宣アリ。虚空ニ聲有テ云、爲宗大臣居示、始テ此處ヲ宗像ト號スベシ。早ク氏男ノ屋鋪ニ造社、可崇吾也。汝ガ開發ノ田ヲ、當社領トシテ、祭祀ヲ致スベシ。即汝ヲ以、垂跡以來ノ氏人トシ、子々孫々ニ至テ、社務ヲ執行スベシ。執印ハ相傳ノ理ニ任セ、社務ハ不可有他家之望。若シ此旨ヲ背カバ、吾必コ、ヲ去テ、可住虚空トアリ。氏男此御託宣ニ驚テ、即屋鋪ヲ點ジ、社壇ヲ作り、茅草ヲ以テ葺之、三所ノ神明ヲ一所ニ崇メ奉ラル。然ルニ光仁天皇靈夢ノ告ニヨツテ、嚴重ノ社壇ヲ造替アツテヨリ以來、鎮護國家ノ靈神ト仰ギ奉ル。第一神ノ社ヲ號惣社奉ル。中尊ハ、湍津姫、左ハ、田心姫ナリ。左ハ、湍津姫、右ハ、市杵島姫也。第二神ノ社ヲ中殿ト號シ奉ル。中尊ハ、湍津姫、左ハ、田心姫、右ハ、市杵島姫ナリ。第三神ノ社ヲ地主ト號シ奉ル。中尊ハ、市杵島姫也。左ハ、田心姫、右ハ、湍津姫也。三神一所ニ鎮座マシクテ、異國ノ方ニ向ヒ玉フコトハ、三神一躰、俱躰俱用、一致幽明ノ靈德ヲアラハシチハシマシテ、盡未來際ニ至ルマテ、本朝鎮護、異國征伐ノ靈驗ヲ施シ玉ハントナリ。

一、本書に源禪師命とも申奉る。

此御名住吉ノ御縁起ニ見ヘタリ。曰、日本將軍源禪師、註曰、強石將軍、後顯太祖權現云々、源禪師ト號シ奉ルイハレ、如何ト云事ヲ未知之。今按ルニ御縁起曰、太祖權現御託宣曰、我者眞言興起往生極樂薩埵也。本地眞言祖師也。權現太神、爲一切衆生、起四無量心、不起三毒、垂一子慈悲、成三寶興隆之念、如此而無量劫、現五智金剛杵并獨胡法身形、付屬中天竺善無畏三藏者、是我也ト云々。是ヲ以佛法根源ノ禪師ト號シ奉ル歟。但シ上古ニ禪師ノ號ナシ。後世ノ人、件ノ心ヲ取テ、號シ奉ルカト覺エタリ。又御縁起ニ曰、宗像三所大菩薩御垂跡以來、生テ唐土日本ニ受玉ヒ、或ハ僧形トナリ、或ハ俗形トナリ、利生方便マチノニシテ、諸神ノ父母ト號シ奉ルトアリ、然レバ大唐ニアツテハ菩薩ト現ジ、日本ニアツテハ將軍ト現ジ玉ヘルニ依テ、住吉ノ御縁起ニ日本將軍ト出セルカト見ヘタリ。又香椎ノ宮ノ御縁起ニ曰、神龜五年ニ太祖權現唐土ヨリ日本ニ渡リ玉ヒテ、最初ニ怡土ノ郡野北ノ浦ニ著セ玉ヒ、香椎ノ宮ニ入り玉フ時ニ、高良玉垂告聖母大菩薩言、此太祖權現ハ日本國三千七百餘社、權社、實社、神々ノ祖父ナリト玉ヘリト云々。是ニ依テ右ニ諸神ノ父母ト號シ奉ルト記セリ。

一、本書ニ神功皇后三韓御退治ノトキ、七大將ノ内ニテ強石將軍ト申奉ルト云々。當社ノ御縁起ニ曰、于時老翁一人出現シテ曰ク、余是瑞穗國帝、地神五代之最初天照太神之御子、高磯強石將軍也トテ、捧御手長來リ玉ヘリ。仍大將六人立舳艫、四十八艘ニ三百七十五人乗給ト云々。大將六人トハ、

宗像大明神、河上大明神、住吉大明神、諏訪大明神、高良大明神、武内大臣、已上六大將ナリ。然レハ強石將軍ト名乗出玉ヘル事相違アルニ似タリ。其イハレハ神功皇后軍ニカチ玉ヘハ、彼國ノ大王大臣等、御船ノ前ニス、ミ來テ、膝ヲ屈メテ誓曰、今日ヨリ我等日本國ノ犬トナリ、御門ヲ守護シ、世々懈怠アルベカラズト、若背心アラバ天道ノ責ヲ蒙ラント誓約シテ、降人トナレリ。然シテ後皇后御歸朝ノトキ、汀ナル石ノ面ニ、新羅國ノ大王ハ、日本ノ小犬也ト、強石將軍以弭書付玉ヘリ。宗大臣ヲ強石將軍ト號シ奉ル事、和言ヲ強石ニ書付玉フ故ナリト、御縁起ニ見ヘタリ。然レハ強石將軍ト號シ奉ル事ハ、此神功皇后ノ御時ニ始レリ。故ニ御縁起ノ註文ニ、是以前於宗大臣、雖在強石將軍之稱、實事者、此時始而蒙強石將軍宣旨歟ト云々。

一、御縁起曰、於當神五社六社有開合之不同、合時者五社、開時者六社ト云々。五社トハ三所大神、織幡大明神、許斐大權現ヲ合テ五社ナリ。故ニ神輿五基ナリ。六社トハ孔大寺ヲ加ヘ奉ル也。

一、織幡大明神在金崎本地ハ如意輪觀音、垂跡者武内大臣之靈神也。神功皇后三韓征伐ノトキ、赤白二流ノ幡ヲ織、被付當神宗大臣之御手長。故ニ神明垂跡ノトキモ、織幡ノ名字ヲ得玉ヘル也。爲異賊襲來之海路守護、海邊ニ鎮座アリ。此武内大神ト申スハ、孝元天皇ノ孫ナリ。景行天皇十六年ニ生レ玉ヒテ、同御宇五十一年ニ棟梁ノ臣ト稱セラレ、成務天皇ノ三年ニ大臣ニ成玉ヒテ、朝儀此一人ニアリ。仁徳天皇七十八年ニ、壽算三百五十歳ニテ薨シ玉ヘリ。凡テ五代ノ聖朝ニ仕ヘテ、泰平ノ功ヲ立玉ヘル事、史傳ニ著ス處明カナリ。誠ニ人間ニアラズ、佛ノ權化ニシテ、神ノ垂跡是

新ナリ。

一、許斐大權現者本地阿彌陀如來也。奉與宗像神明、依在本朝鎮護、異國征伐之誓約、文德天皇之御宇、天安元年ニ被奉勸請於熊野權現云々。

右五社ノ本地ハ、第一神ハ本地大日如來、第二神ハ本地釋迦如來、第三神ハ本地藥師如來、織幡ハ本地觀音、許斐ハ本地阿彌陀如來也。此御本地五佛ノ尊躰ノ内、阿彌陀如來ノ尊容ハ、定朝法橋之作也。如意輪觀音ノ尊容者、傳教大師ノ御作也。其外皆古佛ノ尊像也。此五佛ハ鎮國寺ニ安置シ奉ラル。抑鎮國寺ト申ハ、後嵯峨天皇ノ勅願トシテ、大宮司長氏ノ草創ナリ。夫此山ハ峯周廻シテ、八葉ノ蓮ニカタトリ、山立テ三古ノ形ニ似リ。四神相應ノ靈地ニシテ、福祐圓滿ノ勝境ナンバトテ、鎮護國家ノ道場ヲ開基マシマス處ナリ。開山ノ聖人ハ、皇鑑ト申奉ル。然レバ皇鑑入唐マシクテ、三密瑜伽ノ教法ヲ尋ネ、密印ヲ傳テ歸朝アル處ニ、此境ニ巡禮シ玉フヲ、長氏歸依渴仰不淺シテ、此寺ニ住持シ玉ハン事ヲ願ヒオハシマス。皇鑑モ此地勝狀ノ趣キヲ見タマヒ、必佛法興隆ノ地タラン事ヲ知テ、爰ニ草鞋ヲ休セラル。コレニヨツテ長氏此寺ニ領地ヲ寄附シ玉フ。其狀ニ曰、寄進 宗像大菩薩鎮國寺領之事

東限水垂頭山 南限落水谷
西限福田河流 北限大道

鎮國寺

右寺者、峰周八葉蓮、山似三古形、坤號屏風嶽、爲當神之伊牆、異稱青龍、伏現福祐之瑞相也。就中第一宮者、大日遍照之垂跡也。專可建三密瑜伽之道場、寺内山亦八蔭三古之地形也。實可謂眞言流布之靈所、本地垂跡所令相應也。仍安置諸尊、集會兩界之曼荼羅、攝在諸堂尊像、於此中所定置當社領惣寺也。面々給主等、各可崇重矣。然時則於此寺領者、永禁斷殺生、不可伐採艸木、至未來際、可爲萬免不輪之地、且以皇鑑聖人爲長老、可令門弟相承給也。者奉爲公家武家、可被致現當御祈禱之狀如件、

弘長三年三月十五日

大宮司 宗像朝臣判

カクテ此寺領ニ於テ、殺生禁斷ノ事未來際ニ至テ、斷絶ナカラシメ、朝廷ニ訴ヘ、官府宣ヲ申下之處、則佛法ノ興行、慈悲ノ誓願ニ任セ玉ヒ、權中納言隆顯卿奉行トシテ、官府宣ヲ下サル、其宣命ニ曰、

大政官府太宰府

應爲禁斷殺生地、令興行密宗管

筑前國宗像宮屏風嶽鎮國寺領

四至内之事

右得彼寺住侶皇鑒、去三月二日奏狀備、謹考舊貫、玄宗之代崇之眞言也、移歸依於我朝金智之傳密印也、託扶屬於此土三密瑜伽之教法、日本尤有緣者乎、皇鑑拋芥雞而出二親之家、鞭竹馬而入三寶之道以降、受鐵塔之流塊、親性德圓海之底蘊、金薩之道泰學現證菩提之跡、然間斗藪之次、巡禮當山

之處、峯分八葉、山聳三鉗、後則翠松森々、瑜伽振鈴響和曉風、前亦蒼波漫々、心地寫瓶之水、浮夕月、就中、當宮第一太神宮者、本地大日遍照之垂跡也、佛陀與地形已相應者歟、爰領主大宮司長氏、粗聞宿願之由來、被寄當所於法地、彼狀備、東限水垂谷頭、南限落水流末、西限福田河、北限大道、於此四至內者、永可令禁斷殺生、且建立兩寺之堂舍、且安置五社之本地、爲鎮護國家之道場、致公家武家之御祈禱、可令興行密宗云々、所謂大日釋迦藥師彌陀觀音也、此內許斐熊野權現之本地、彌陀如來者、定朝佛師之自作、鐘崎織幡明神本地如意輪觀音者、傳教大師之御作、加之石躰等身不動者、安置靈鷲嶺、是又古佛之靈像也、云彼云是、可謂殊勝、因茲皇鑑集雲水談秘傳、或靈鷲堂長日不動供、或者本堂兩界供養法、其外行法有勤無懈、委旨載繪圖並註文、畢望請早任長氏寄進之狀、永爲禁斷殺生之地、可令興行密宗之由、被下宣旨、十方檀那致信心、一寺禪侶全行法矣、本地垂跡定有感應、現當御願令圓滿者哉、從二位行權中納言兼中宮權太夫藤原朝臣隆顯宣奉勅、依請者也、府宣承知、依宣行之、府到奉行。

右少辨正五位下藤原朝臣判

修理東大寺大佛長官正五位上行正大中兼豐前守。

小槻宿禰判

文永二年八月九日

斯テ文永二年ニ長氏當職辭退アリテ、氏盛當職補任ナリ。此時氏盛ヨリ院主職ノ專皇鑑ニ下シ

行ハル。其狀曰、

宗像宮下 鎮國寺

補任 院主職事

阿闍梨皇鑒

右當寺者、親父禪門之本願也、仍被申下

官府畢、以皇鑑阿闍梨補院主、爲門弟相傳職、可令勤修長日不退之行法、至于未年際不可有牢籠

矣者、寺僧宣承知、勿違失、故下

文永三年二月八日

大宮司宗像朝臣判

右鎮國寺ノ由來明ナリト雖モ、再ヒ是ヲ云ニ、第一神ノ御本地ハ大日如來ナリ。大日トイフハ、遍照金剛ノ正躰、是真言密法ノ本尊ナリ。屏風嶽ハ三鉗ノ形象ヲソナヘテ、真言密印ノ外相也。即チ内外相應ノ靈地ナレハ、此山ニ本地ノ精舍ヲ構ヘ玉フ。然而此山嶮岨ニシテ片立ス。屏風ヲ立タル貌アレハ、屏風岳ト呼來レリ。此山下ニカマフル寺ナレハ、即取テ山號トシテ、屏風山ト稱ス。扱マタ此神明方便種々ニシテ、夷敵ヲ鎮メ玉フ事アマタ度ナルニ依テ、寶祚長久、國土安穩、諸民快樂也。故ニ御本地ノ寺ヲ鎮國寺ト號スル處也。

一孔大寺權現ハ御垂跡ノ時代、人イマタ不知之。本地極テ秘シ奉ル處ナリ。大宮司一人ノ外ハ、不

相傳之吉野像王權現ト一躰異名ノ神明ナリト申傳ヘタリ。此權現ノ鎮座アル山ノ頂ニ、大ナル穴アリ。故ニ孔大寺ト號スル也。世ニ云傳ルハ、彼孔ヨリ神明現シ出玉フニ、或時ハ白馬ノ形トナリ、或時ハ大蛇ノ形ト成テ、半身ヲ指出、祭典ヲ受玉フ。上古ニハ九州ノ順役トシテ、毎年不闕ノ祭祀ヲナス。其祭ノ儀式、彼孔ノ口ニ、高棚ヲ作り、其上ニ生贄ト號シテ、未見男小女ヲ一人スエオケリ。然ルヲ七日ノ中ニ、靈神孔ノ口ヨリ、半身ヲ指出シ玉ヒテ、彼イケニエヲ食玉ヘリト申傳フ。又昔祭ノ時ハ、甕松原ニ甕ヲ立テ、御供ヲ調味シテ、彼松原ト孔大寺山トノ間七八里ヲ、九州ノ人民等群集シテ、彼山ノ頂迄立連テ、傳供ニ備エ奉ル。依之昔ハ孔大寺トハ國大事ト書ト云ヘリ。然レハ靈驗他ニ異ニシテ、左右ナク、神前ヲ通ル人ナシ。御前ノ海上ヲ行舟モ、多ク令破損之間、此海上ヲ行人ハ、先此處ニ參詣シテ、祈誓ヲナス處ナリ。然ルニ延曆二十一年最澄和尚傳教渡唐ノトキ、海路安穩ノ御祈誓ニ、當山ニ參詣アツテ、顯密ノ法施ヲナシ、圓戒ヲ神明ニ授ケ奉リ玉ヒケリ。此時ヨリ靈神邪執ヲ改テ、正理ニ歸シ、自今已後ハ法華ノ法味ヲ喰テ、生贄ヲ食スベカラズ、結緣繫屬ノ衆生、悉ク可令度脫之由、有誓約シカルニ、ソノ年日向國ノ順役ニ當テ、或人鍾愛ノ息女ヲ生贄ニソナフ。彼女人年來法華ヲ信仰スルノ間、是ヲ讀誦スルノ處ニ、白髮ノ老翁來テ聽聞ス。其後蛇躰ノ靈神出現シ玉フトイヘ共、不食之。則託宣ニ云、我依渡唐之比丘教戒、改邪執訖。自今以後者、留生贄、可書寫讀誦法華經云々。仍テ毎年不闕ニ祭禮ノ時ハ、法華經一部ヲ書寫シテ、供養シ奉ル處ナリ。右件ノ趣ハ、世ニ云傳ル處ニシテ、當社ノ御緣起ニモ記サルル處ナリ。

一、本書に孝靈天皇元年に出雲の國より沖の島に下りおはします。

御緣起ニモ出セリ。人皇第七代孝靈天皇四年ニ出於出雲州簸川上、筑紫宗像仁御遷行云々。是ヲ以末世ノ氏人等、如此申スト雖モ、實ハ地神五代ノ始ニ、筑紫ニ御影向アリタルナリ。日本紀神代ノ卷ニ曰、以日神所生三女神、令降於筑紫洲トアル上ハ、不足論處也。其詳ナル事ハ前ニ出ス。又本書ニハ孝靈天皇元年トアリ。是ハ氏人ノ舊記ニ云處ナリ。御緣起ニハ四年トアリ。是ヲ實説トスヘシ。一、本書に此三女神筑紫胸肩君等所祭神是也。

此語ハ日本紀神代ノ卷ノ語也。所謂此三女神ハ、悉是爾兒、便授之素盞鳴尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也トアリ。此胸肩ノ君等ト云ハ、七戸大官司ノ元祖、神孫ヲサシテ云。七戸神官ノ第一ハ宗像滋光ト云。此滋光ハ住吉ノ御舍弟ナリ。此嫡子ノ流、御正躰印鑑ヲ昇奉リ、宣命ヲ申ス役人也。又宮師職位ハ法躰ナリ。俗躰ヲ神主ノ職トス。第二ハ物部福實ト云。此福實ハ高良玉垂大明神ノ御乳子也。此流ヲ祝職ト定ム。第三ハ秦遠範ト云。隼男ノ父也。後世此流管崎ノ神主職宮司トス。第四ハ鳥取貞與ト云。黑男ノ甥也。此親類御太刀持ノ役也。其弟ノ流、御胡籙ヲ負也。第五ハ伴宮忠ト云。此流馬庭宮ノ檢非所ノ別當ナリ。第六者蜂田種生ト云。宇庶我ノ子、獵ヲ好テ山ヲ領シ玉フ。第七ハ三宅國連ト云。諸國ノ先使諸務ヲツトムルノ始ナリ。此七戸ノ神官ハ、三女神ヲ祝ヒ祭ノ元祖ナレバ、是ヲ胸肩君等トハ申ナリ。

一、本書に八月十五日放生會を執行ふ。

放生會

宗像記 宗像記追考

四九〇

御縁起曰。當宮御託宣曰。吾昔卒五千九百余之徒。凌二千餘万里之風浪。振御手長。害異國凶賊。是則爲國爲民。而所爲若干之殺罪也。早書寫般若經。可放生供養云々。又第三宮ノ御託宣モ同シ。趣ナレハ。毎年不闕ニ摸寫大般若金剛般若等。八月十三四五。首尾三ヶ日夜之間。開題講讚之。梵席ヲ展テ。被行放生大會處ナリ。

勅使

一、本書に昔は勅使を下されて祭禮を執行。

神祭

舊記曰。宗像三所大菩薩一所ニ宮造リアリテ。マツリ奉ル事。光仁天皇ノ御宇ヨリ始テ。祭禮ヲ執行フニ。勅使下向アリテ是ヲ勤ム。其後百三十餘年ノ間。毎年ニ勅使下向有リテ。祭奉ル處也。シカルニ。醍醐天皇延喜十四年ニ。中納言清氏卿。宗像ノ社務職トシテ。年中行事ノ神祭ヲ奉ハラセ玉ヒテヨリ。勅使ノ下向ヲ止ラル。此神祭ハ八千五百餘度ト云々。當神ハ三千七百餘社ト申セドモ。先現在ニ百八社ト七拾五社ヲ神祭ノ本トスルナリ。是氏人ノ舊記ニアラハス處如此也。御縁起ニ見エタル處ハ。一百八社ヲノセテ。七十五社ノ事ハ不見之。百八社ノ外ニ貴船大明神ノ社アリ。是ハ大宮司ノ館ノ内。鬼門ノ隅ニ安置セラル。此明神ハ伊弉諾伊弉冊兩尊也。天照大神ノ御父母ナルニヨリ。宗像神明ノ御爲ニハ祖父祖母ナリ。是ニ依テ氏人衛護ノ御誓マシマス故ニ。大宮司ノ館ノ内ニ安置シ奉テ。祝マツリ奉ルモノナリ。

社家着座

本書に天正十三年に至リ。舊例をかながへ正シ。社務座主學頭權官等の次第。座席ノ上下。氏貞卿ノ御代ニ。田島宮御廳著座之次第。天正十三乙酉年社家ノ座次第。如左。

社務御子、御座雖在之、御出仕著座無之

近年所帶無之

- 一、左座者
- 一、權大宮司
- 二、金丸
- 三、徳定未出仕
- 四、自犬王丸權擬大宮司
- 五、仁王權擬大宮司
- 六、政三郎權擬大宮司
- 七、十郎丸權少宮司
- 八、恩得權少宮司
- 九、一甲斐奥御島護灯
- 十、權官織仕
- 十一、權官大井
- 十二、權官中尾
- 十三、權官勝浦
- 十四、權官日當

右座者

宗像記 宗像記追考

四九一

- 嶺修理進氏 綱
- 占部彌七守 郷
- 平朝臣 眞 元
- 力丸平十郎 眞 元
- 深田治部太輔 忌子 禰喜
- 宗像朝臣千秋 致 次
- 吉田助十郎 致 次
- 藤原朝臣 守 種
- 市丸七郎 守 道
- 大藏朝臣 安 道
- 河野助五郎 安 道
- 三郎左衛門 平左衛門
- 平左衛門 孫 六
- 彌八郎 彦左衛門

- 一、擬大宮司
- 二、友行權擬大宮司
- 三、德萬未出仕
- 四、友永權擬大宮司
- 五、吉田太郎權擬大宮司
- 六、重松未出仕
- 七、吉田乙丸未出仕
- 八、大島御嶽第一宮護燈
- 九、大島第二宮護燈
- 十、權官目原
- 十一、權官立石
- 十二、權官大島
- 十三、權官今里
- 十四、江坂

已上社家著座ノ次第如件樓門之掖廳座ヲ御マツリヤト云テ、爰ニ於テ事ヲ行フ。樓門ノ左ノ御廳座ヲ社家ノ座トス。又社僧ハ右ノ御廳座ニツク。其次第八、

- 深田中務少輔 氏 榮
- 宗像朝臣 兼 覺
- 吉田治郎少輔 兼 兼
- 藤原朝臣 兼 兼
- 嶺土佐守氏 兼 兼
- 力丸平七 宗 實
- 平朝臣 宗 實
- 吉田宮内少輔 祝詞禰喜貞頼
- 藤原朝臣 祝詞禰喜貞頼
- 吉田市助貞 信
- 吉田伯耆守重 致
- 阿部民部丞秀 隆
- 河野三郎道 勝
- 新三郎 勝
- 彦三郎 勝
- 彦五郎 勝
- 清次郎 勝

左座者

- 第二宮下句護燈
- 一、六郎丸學頭座定
- 第一宮上句護燈
- 二、永用 是ヨリ階藤
- 下高宮上十五日經衆
- 第三宮上句護燈
- 三、殿弘
- 第三宮中句護燈
- 四、乃仁
- 稻庭上大明神護燈
- 五、諸次郎
- 六、五郎丸
- 許斐大權現護燈
- 七、助丸
- 第二宮中句護燈孔大寺權現護燈
- 八、樂方
- 池田樂殿護燈
- 九、一樂名字木原

右座者

- 殿上奉行
- 一、與里次郎丸
- 兩座主着座一代替リ
- 織幡大明神護燈
- 二、伊王丸座主
- 妙見大菩薩護燈

- 常子大貳増 秀 賀
- 清水兵部卿良 仲 秀
- 高山少將榮 秀 賀
- 池浦治部卿良 賀 賀
- 日並兵部卿長 亥 賀
- 吉田少輔良 知 賀
- 吉田切手共 秀 賀
- 圖師共抱之 秀 賀

- 高向中務卿良 秀
- 池浦式部卿秀 賢

- 第三宮下句護灯
- 三與里重松
- 上高宮下十五日是ヨリ階葛次第
- 上高宮上護灯
- 四力万堂達
- 下高宮下十五日護灯
- 第一宮下句護灯
- 五力善
- 第一宮中句護灯
- 六重留
- 第二宮上句護灯
- 七小藥丸
- 八、安延名字高橋

力丸中將良 存
 山下越後増 泉
 吉田二位行 光
 吉田侍從良 増
 吉田少納言良 玄
 秀 賀預リ

社殿造營

官僧十七人、此外供僧衆有之、楯崎寺院主、土穴郷宮司、名殘村院主、當社供僧也、此三人夏入行時ハ役者有之

一、宗像大神宮ノ社壇ノ造營草創ヲ考ルニ、光仁天皇天應元年ニ、大宮司滋光ノ末孫、氏男大宮司ニ託宣アリテ、彼ノ屋敷ノ内ニ、三所ノ神明ヲ一所ニ崇メ奉ラル。彼屋敷ト云ハ、今ノ社頭ノ御地ナリ。其時ハ假ニ黒木ノ柱、萱ノ軒ニテ、イトカリソメナル宮居ナリ。シカルニ光仁天皇ニ靈夢ノ御告アツテ、勅宣ヲ下サレ、嚴重ノ宮造リ事成テ、イハヒアガメ奉ル。其後不退ニ修理アリテ、永久ニツタハリキタル。シカルニ、崇徳院ノ御宇長承元年九月ニ、社務氏平ト氏房職分ノ相論ニ依テ、宗像ハ皆焼土トナリヌ。是ニ依テ假ニミヤキヲ造營シ奉ル處ニ、同御宇天養元年ニ氏信、氏平又

當職ヲ争ヒ、既ニ合戰ニ及ブ。氏信打負敗北シタマフ時、火ヲ放テ片腋ノ社務ノ館ヲ燒拂フ。其火社頭ニ及ンテ、本社末社一字モ不殘忽ニ灰燼トナレリ。其後造營有トイヘ共昔ニ似ル可クモアラス。年序ヲフルニ從テ、大破ニ及ヒケルヲ、尊氏將軍ノ御時ニ至テ、氏俊再興ノ大願ヲ起シ、將軍家ヘ訴ヘラル、ニ、信心ノ同意ヲ發シ、直義朝臣承テ、許容ノ證文ヲ出サル、其狀ニ曰、

筑前國宗像社造營事

日時勘文一通遣之、愈速可遂造作功之狀如件

康永二年十二月廿九日

判直義ノ判形也

大宮司殿

如此御下知アリテ、貞和ノ比、造營ノ功成畢、本社ハ云ニ不及、殿堂門廡末社々々ノカマヘヨリ、回廊瑞籬華表ニ至ルマテ、丹漆ノ彩色奇麗ヲ盡セル事、中々不可勝言ナリ。其後ハ修理ヲ加ル計ニテ、年月ヲ推遷ル。文明ノ比ヨリ修理ヲ加フル事モ絶々ニテ、社頭大破ニ及ヒ、荆棘蓬蒿ノ露瀼々トシテ、拂フ人稀也。况ヤ天文以來ハ、玉ノ梁半ハ傾キ、鳳ノイラカ多ハ頽レテ、瑞籬フシ門倒テ、參詣ノ輩、泪ヲ催ス計ナリ。カ、ル處ニ弘治三年四月廿四日ノ夜、御内陣ヨリ火出テ、忽ニ燒失ス。燈明ノ火ヨリ出タリトモ云。又天火飛落テカ、リケル共言ヒ敢リ。本地ノ尊體ヲ始メ奉リ、數多ノ神實一時ノ塵トナリハテヌ。其夜シモ吹風砂ヲ擧ケレバ、餘烟ノ至ル處、垂水ノ峠ニ推及フ。人々馳集リテ、足ヲ空ニマトフトイヘ共、ソノ甲斐ナシ。是ニ依テ當社社務氏貞卿、此廢頽ヲ歎キ思召テ、再

興ノ大願懈リ玉ハストイヘ共、大内殿ノ御家滅却ノ後ナレバ、仰合サレテ頼ミ玉フベキ人モナク、前後豊州筑前モ、大友殿ノ幕下タルニ依テ、當社モシバラク其列ニ准セラレ、ト雖、此大營ヲ仰セ合サルヘキニモアラズ。コトサラ同姓ノ人々職分ヲ爭フ。御敵内ニ起レハ、是ヲ拒グニイトマナク、永祿二年九月ニハ大島ニ引退キ玉ヒテ。同三年三月ニ御本城ニ御歸座アリ。其後氏貞卿武ヲタクマシフシ玉ヒテ、御弓矢ノ下ニ、古ノ御本領、半ハ斬取玉ヒケリ。其ノ所々ト申スハ、遠賀庄、廣渡兩村、若宮庄、西郷野坂赤馬庄、須惠村、稻元村、平等寺村、久原村、大穗村、内殿郷殘リナク、打從玉ヒケリ。此威勢ニ恐レヲナシ、昨日マデ御敵タリシ人々モ、味方ニ參ルモ多カリケリ。蘿山ノ城ヲカマヘ玉ヒテ、同六年ニツタ山ヲ改メ、岳山ト號セラル。斯テ暫ク靜謐スレバ、造營ノ思召立、猶更頻ニ御心ヲ巡サル、ニ依テ、同七年ノ夏、京都佛師深田二郎左衛門父子三人ニ課付ラレテ、尊神ノ御正躰ヲ刻ミ奉ルベシトアリテ、五月廿五日ニ斧ヲ始メ、十一月ニ至テ尊神三躰、從神六躰ヲキザミ出シ奉ル。其料万疋ヲ下シ行ハレテ、佛師ハ上京シタリケリ。斯テ御假殿ヲ建ラルベキトテ、所々ヨリ番匠ヲ招キヨセ、事始アツテ、其功漸半ニ至ル處ニ、工人ノ作料過分ノ事ニテ、用却ノ畜ヘ乏シケレハ、諸職人立腹シテ、カクテハ其功難成トテ、舟ニ取乘テ立去ケリ。此時神風オヒタ、シウ吹テ、工人ノ乗タル船ハ、已ニ覆サントス。ヤウノニ凌テ、泊島ニ漂着シテ、日和ヲ待テ、逗留スル事三日ニ及フ。氏貞卿ハカ、ル大營用途ノ始末モシロシメサス。只混ニ思召立玉フマ、ニ速ニ斧ヲ運ラサレタル事ナレバ、此ニ至テユキアタリ、爲方ナク按ジ煩ヒ玉フ計ナリ。是ヲ思寢ノ

枕ノ上ニ、神明現シ玉フト覺シクテ、

唐土ヨリ寄來船ヲ待ヤラテ、何嗟クラン心ツクシニ

御夢サメテ、イト不審ニオボシメス處ニ、江口ノ浦人ハセ來テ申ヤウ、昨夜ノ風ニ、山ノ如ナル大船一艘、漂著スルヨシ告來ル。急ギ人ヲ馳テ、子細ヲ聞クニ、商船歸朝ノ船ナリ。其荷物ヲ點檢スルニ、赤白ノ糸、木綿ノ類ヒ、其外種々ノ重寶アリ。則是ヲ社物トシテ、此營作ニ充ラルベキノ處ニ、其比大友殿毛利殿、御和談ノ使トシテ、聖護院御門主、長州ニ御在府ナリシカ、件ノ荷物ノ内、過半ハ大樹家御被官ノ面々ノ、私ノ荷物ニテ侍フ間、カヘシ玉ハルヘキノ由ヲ仰カウムルト雖モ、古來ヨリノ掟法ニテ、當浦ノ寄船御進退ノ事、東ハ芦屋ノ津ヲ限リ、西ハ新宮ノ湊ニ至テ、此ノ海邊ニヨリ來ル漂船并荷物ニ至ルマデ、當社ノ神物トシテ、社壇ノ修造ニ施シ用ラル、事古來ヨリノ旨院宣アリテ、今新法ヲ立ラル、ニ非スト、數通ノ證文ノ事具ニ仰斷リ玉フニ依テ、不及子細、社物ニ附ラル、處也。サラバ件ノ工人ヲヨビ戻スベシトテ、急ギ泊島ニ使ヲハセテ、カノ工人等ヲ召カヘシ、施料潤澤ニシテ、同年十一月十五日ニ造畢アツテ、十五日ノ辰ノ刻ニ、尊神御開眼、供養執行セラル。導師ハ鎮國寺ノ豪能法師ナリ。此時棟上遷宮同日ニ行ハレテ、御假殿成就満足ス。繼デ御本殿造營アルベキノ御企アルノ處ニ、當家毛利殿ニ一味合躰ノヨシ、大友家ニ其聞ヘアツテ、豊州ノ凶徒動スレバ亂入シ、騷動日々ニ及フ。カクテ毛利殿ヨリ此擾亂ヲ鎮メ玉ハントテ、永祿十一年八月ニ大兵ヲ起シテ、サシムケラル、是ヨリ豊筑ノ二州亂レ立テ、安キ日モ無リケレハ、

天正四年
置札

社法モシバシバ、廢怠シテ、金革弓箭ニ携ハル計ナリ。同十二年十月岳山ノ城下ニ陣ヲ張りテ、此城ヲ攻落サントス。城中堅固ノカマヘテナスヲモツテ、落シ難キヲ知テ、和睦ノコトヲ執行ル。豊後ヨリノ使トシテ坂本新右衛門尉、堤九郎右衛門ト云者ヲサシコサル。當城ノ御使ニハ、石松對馬守尙宗、實相院益心、往返ノ數ヲ盡シテ、遂ニ和平事畢ヌ。斯テ世上モ靜マリヌレハ、カノ本殿造營ノ事、思召シ忘ル、トハ無レ共、亂世ノ後ナレバ、万御心ニ任セラレズ。九年ノ星霜オシ移リテ、天正四年ニナリニケリ。既ニ造作ノ思召立アツテ、博多ノ津ヨリ日高與左衛門ト云番匠、并ニ小工廿餘人ヲ召ヨセラレ、小屋入ノ吉日ヲ撰バル。材木ハ上ハ石州ノ益田、下ハ肥前ノ松浦ニ至リ、良材ヲ取撰バル。殊ニハ御領分ニ於テハ、檜杉松樟スグレタルヲ取用ヒラル。其料ハ寺社ノ領分、諸士ノ給地ノ段米ヲ召置、其外浦々船別ノ役料奉加寄進ノ引付、工人等ニ充行ハル、ニ不足ナシ。カクテ同五年三月廿三日吉日良辰ナルヲ以テ、木屋入シテ斧始メアリ。鍛冶並木導^{コレキ}杓取、瓦師、其外諸工無不備。カクテ同六年五月二十八日御造營成就ナリ。同六月朔日御遷宮ノ儀ヲ執行ハル。其詳ナル事ハ、當社ノ置札ニ記シ置ル。件ノ置札後ヘニウツシ留ル事如左。

宗像第一宮御寶殿置札

夫新造旨趣者、去弘治三年丁巳卯月廿四日子刻自御内陣放火、有御烟上、燈明之火共云、天火共云、併濟度衆生之御轉變者歟、一社之人民驚此火色、雖馳集、一時成猛火、奉始尊體、數多之御神寶灰燼、同刻夜風荒吹、餘火之至處、限垂水之時、雖哀動天地、無其甲斐、諸人奉成奇異之思、抑弘治二年丙辰

十月三日子刻、第一宮御神託御詠歌等、數多有之、誠銘肝云々、雖顯細筆者也、爰當社務樣氏貞朝臣、雖發悲歎之御心願、給依大内多多羅御兒孫中絶、豐筑屬豐州大友之御幕下之條、當社茂雖被準其儀、有御内敵、動諍社職、御炎上三箇年目、永祿二年己未九月廿五日、豐家祠候鎮氏、語御家人、數萬騎俄襲來、成社亂之間、一社之軍兵、奉守護社務樣、至大嶋取退、其節豐藝儀絶、偏爲胡越之隔之條、憑毛利元就御在島堅固也、而橫入之族者、許斐要害仁在城之間、同三年庚申三月二十七日、從大島相催一千餘騎、夜籠押寄、翌朝乘執要害、討果人躰畢、任其勢、古本領被斬返在所事、遠賀庄限芦屋津廣渡兩村、若宮庄西郷野坂、赤間庄領家分須惠村、稻元村、平等寺村、久原村、大穗村、内殿郷無所殘、御進止也、豐筑之諸侍、昨日之敵者、今日者成味方、時節彌爲社家安全、執付蘿山、三箇年之後、號嶽山、暫靜之刻、尊神有御造立度之由、御鬱念深重也、然處永祿七年甲子仲夏到泊島、有御社用學頭長秀、圖師良秀渡海之處、京佛師深田二郎左衛門尉與云者、父子三人著岸、不思議之宿緣不淺之條、則令同心、申窺之處、何事如之哉、不回踵可奉割彫尊神之由、被仰出、同五月廿五日、木屋入、至十一月奉造畢、尊神三體從神六躰、爾万匹餘貫佛師給之歸洛、就中御假殿御建立御足付繁多之砌、在唐歸朝旅客之大船、於津屋崎沖、令漂倒數々之唐櫃者、皆以赤白之絲也、其外木綿以下贓物等在之、稀代之勝事也云々、其頃京都以御下知、豐藝號御和平御使、聖護院殿御門跡、有長州御在府、件之船、荷物之内過半、公方樣御被官之私物、有之由候之條、可有御糺返之通、雖被成御大望、往古如此之類、有之歟、被遂奏聞、繪旨院宣明白之由、被仰募、御證文數通于今在之、然間被附社物畢、同年十一月十五日辰刻、尊神御

開眼、供養導師鎮國寺廿七世之住持豪能法印也。棟上遷宮同日也。雖而御本殿可有御造替之處、豐家凶徒覃度々亂入、妨國務事、無止時之條、國衆被仰合、到藝州、被招加勢之處、爲先小早川左衛門佐隆景、吉川駿河守元春、引率中國十六箇國、永祿十一年戊辰八月下旬、至豐前三嶽要害、被攻渡、于時城督長野兵部少輔弘勝、爲豐州一味抱之、同年九月四日被斬崩、弘勝討死、并數百人討果之、翌年筑前表可有陳替之由、至藝州註進之、故元就御父子三人、輝元長府江御着陣、警固船數百艘、乘浮之、爲通路小倉津構平城、伯州住南條勘兵衛尉被差籠在津、許斐岳取付、小笠原兵部太夫在城、海陸被取寄、可被成行之刻、大友宗麟、樣日田郡迄被向御旗之節、先勢三老白杵越中守鑑速、戶次伯耆守鑑連、吉弘伊豫守鑑理、其外數千騎、岩戶庄仁在陣之通批判、同年四月十二日至立花敵城、藝家衆張陣、兵船名島內海仁懸之、城督立花彌十郎、田北民部少輔、白杵進士允、鶴原掃部助等也、依此事無其隱、豐州御分國之人數、猶以馳來、杉山仁打出、同五月二日名子山仁陣取之、藝陣之前後差搦、同四五兩日當郡境目、少々放火、陣中與郡內不通也、岳山山下迄、雖成路、太方殿有御在城、御下知無緩故、同六日如本陣相加、同月十八日於七箇所、同刻藝豐之合戰、驚目、藝陣之勝利也、就夫要害無力之故、懇望之間、且古今之習、且弓箭之誠、誠以此時也、可助遣之由、有賢慮、閏五月十日志賀島迄被送之、城內悉破却、則揚凱歌時、不移時日、取誘之、城督桂左衛門尉元清登城之、既豐陣及難儀之處、大內義興、樣御舍弟永上殿、御實子太郎左衛門尉殿、號御實名輝弘、樣、近年諸國之傍、仁在之通、宗麟、樣被聞召及、以御壽略、同年十月十日周防國秋穗浦、仁輝弘、樣御座船着岸、因茲防家之諸侍、何茂令一頭奉加守護、同十

一日至山口築山寺御着也、高嶺要害事、自藝州抱之、國清寺惠心東堂、內藤越後守、雖爲在城、其勢纔百餘人、馳籠之、如斯之錯亂出來之條、同十二年己巳十月十五日丑刻下向衆敗北也、元就御家賴坂新五左衛門元祐、隆景御家賴、浦兵部少輔宗勝、立花相殘、誠前代未聞之名譽也、然處藝家之諸勢、被引渡長州、列衆儀元就、輝元、隆景、赤間關仁御在陣、九州之趣被聞合、諸國之勢者、到周防被責登之、輝弘、樣御事、可被踏留、依無御便、被相具二千餘騎、至秋穗浦邊、二十五日有御退出、并可有御乘船御氣色之處、爲始御座船、一艘茂不殘盪歸之間、不被覃御力、如周州富田表御上國也、以吉川元春行、無晝夜之境、被遂防戰、二十七日午刻、於外海山、輝弘、樣御傷害也、其外數千人、或討死、或生捕之、而豐筑與衆不殘一騎上國也、岳山事、誠一國一城之雖爲體、雖社地可就他國土事、神明佛陀之冥鑒、難遁之由、依上意、不傾于他一人、公私御在城之處、三箇日之後、豐家之諸勢、當城山下仁執近陣、送數日、可挫催、雖爲必定、城內堅固事、恰似巨靈神、守固太華山、至大島泊、鳴、御家人妻子、勿論鄉民數千人取渡、無恙之、終自豐陣、和睦之、太望有之、三老御使日田郡衆坂本新右衛門、堤九郎右衛門、當城之御使實相院益心、石松對馬守尙宗、再問再答之姿、非所及筆力、強而被仰入之間、有御同心之、雖然老中可有歸陣、覺無之條、對藝州爲人質、御息女并家中衆深田氏實息、嶋壽、今中務少輔氏榮、占部賢安、息、彌次郎、今大膳進種安、吉田重致、息、宮壽、今內藏太夫貞棟、被登置長州四箇小野、逗留通、其間在之間、可被差捨之由、被帶出狀、歟、岳山有下城、三老仁渡賜歟、近年御知行之地、一旦半分各仁被預置歟、三箇條之內、可有御納得之由、雖被仰、不被御信用、被仰放之處、然者當陣所左右仁有之條、若宮西鄉事、暫時

有御上表、可被成御越訴之由、御入魂之間、先以被應其儀畢、兼又豐家立花下城衆、對鑑速鑑連鑿理、密談分者、藝州籠城之三人、願爲報答上遣度之由、盡善美被申之條、被任所望、十一月九日立花籠居之桂浦坂上遣之、路中爲人質、田北民部少輔、其外肥後衆相添、同日芦屋津迄被送之、仍御人質事、種々依御智略、同年十二月二日何茂無相違御着國、自他晴胸穿超過之、然處大島山中、仁猪二匹遊戯、以外怪事之由、遂註進、是則御一意衆、御敗軍之奇瑞者哉、翌年至元龜元年庚午三月、未離山之由、重疊申來之間、御立願條々、被申御圖之處、護摩仁相當也、從同月十六日一七箇日、鎮國寺一衆十一人、於當島第二宮執行之、導師當寺之先着坊豪祐阿闍梨也、結願翌日、件獸可狩取企之處、自然令逸失、是不思議之一也、其以來國中無爲、而送九年之星霜、天正四丙子歲、氏貞朝臣、被勵御懇志、御寶殿被相伏御建立、隣方被撰大工數人、御圖御申之處、博多津居住日高與三左衛門尉付棟上、當日被任隱岐守相當之由申、與之小工二十餘人、鍛冶并木導、杓取、瓦師集人數、材木調儀、上者石州益田、下者肥前松浦御分領、盡槓之數採用之、公物御入目記之、不遑毛舉、此外不謂寺社、給百段米諸浦船別加之、又者奉加之輩有之、次御棟上十箇日、前博多津回船、白濱沖之瀬、仁馳揚之、荷物棄置、折節雖爲風波、不一物流、是以御神力之光輝、誠新也、五年丁丑三月廿三日、木屋入到翌年五月廿八日御造畢也、棟上遷宮儀式、御入目等之趣、別札仁記之、抑叡山御能化、堅者仁秀法印、不慮至此境、御下向、幸之由、氏貞朝臣有御崇敬、神道一流御傳授、以來備神宮寺被申之、住持職御存知之間、加持灑水御勤也、社家御長久之御懇祈云、寶殿御造立之御功力云、神明之擁護、曾無疑者也、五十箇年以來、諸社置札等、或紛

失、或混亂之條、爲後證、可書顯明細之由、依仰置札如件

天正六年戊寅六月朔日

- 奉行 吉田 飛 彈 守 尙 時
- 同 豐 福 式 部 卿 秀 賀
- 同 石 松 對 馬 守 尙 宗
- 同 小 樋 對 馬 守 秀 盛
- 同 高 向 中 務 卿 良 秀
- 同 吉 田 伯 耆 守 重 致
- 同 許 斐 安 藝 守 氏 鏡
- 筆者 實 相 院 益 心

右一札、氏貞卿益心ニ仰付ラレ、草案ヲ調エ差上ルノ處ニ、氏貞卿御覽アリテ、御筆ヲ加エラレ、添削アリテ、清書ヲ益心ニ仰付ラレ書之。神殿ニ納メ置レ、後代マテノ龜鏡ト定メ玉フ處也。又造宮始終ノ子細ヲ記スヘシトテ、斧初棟上セングウ等ノ事共、一事モ不洩置札ニ記シ留メ、是モ神殿ニ納入テ、後世ノ龜鏡トス。件ノ置札左ニ記ス。

氏貞卿袖判在

置札

第一宮御寶殿御棟上之事

天正五丁丑年十一月廿日申刻

正三位行中納言執印大宮司宗像朝臣氏貞様

權大宮司壺壽殿様

太方殿様

女中様

御料人様

御棧敷御出仕也

御棟木掛物之事

一挾物五厚板

一紺布五十端

一苧百目

一弓弦絹二匹

一柱卷絹柱別有之

一大瓶一雙

一竹折敷四十枚

一青銅五千匹

一白布五十端

一懸魚二懸

一御幣絹一匹

一瓶子五具

一餅二盆

一日形月形十二

一杓形十二枚

一木銚子提一具

一帶三長三筋

一善繩左右

一柱木俵三拾四俵內壺三俵

御祝儀式之事

一鞍置馬一匹 法華栗毛無印

引手 許斐安藝守氏鏡

彌富又六守保

右御馬渡手

大工日高隱岐守定吉給之

御厩別當

石松新三郎貞景

先生七郎右衛門

大和治部丞貞秀

占部越後守賢安

一引頭 日高與三左衛門尉

二引頭 河野藤左衛門

御太刀一腰金覆輪

御廣蓋御小袖一重

裸馬一匹

引手大和治部丞貞秀

裸馬一匹

引手占部越後守賢安

裸馬一匹

引手吉田内藏太夫貞棟

鍛冶大工 稻光 助三郎

右御社例之分也

一對大工別而御禮儀之事

太方殿様ヨリ十帖一卷

女中様ヨリ十帖一卷

御曹子様ヨリ一腰五百匹

一腰百匹

右同

右同

右同

右同

右同

右同

右同

御使者 吉田河内守守道

御使者 同 人

御使者 吉田伯耆守重致

深田右衛門太夫氏實

許斐左馬頭氏備

占部越後守賢安

吉田伯耆守重致

吉田飛彈守尙時

石松對馬守尙宗

小樋對馬守秀盛

高向中務卿良秀

豐福式部卿秀賀

社 司 官 中

六百匹

一於御木屋御祝之事

右御使者衆三献竹折敷二枚充御振舞無之

奉行六人番匠廿六人修理禰宜一人三献竹折敷二枚充

宮仕 御中間衆勤之

奉行主人鍛冶二人三献竹折敷二枚

宮仕 御雜色衆勤之

一御引手物大工十帖五百匹 鍛冶二人引頭二人小工廿三人

修理禰宜一人修理奉行 十帖三百匹充

右衆御振舞五々三引物二御點心羊羹饅頭素麵

一材木導初之事

天正四丙子年十月十三日鎮國寺風呂谷楠ヨリ始之唐人四頭八人并横切江洲之住人平井又三

郎相添之御造畢迄調之

一御斧立之事

天正五丁丑年二月二日辰刻於御神前大工并一引頭二引頭三引頭代奉行六人相共初之

右御祝儀大工一腰三百匹引頭三人百匹充

一 御木屋敷之事

九間四間二ツ

番匠木屋

四間二間一

鍛冶木屋

四間三間一

贊殿

三間二間一

大工休所

四間三間一

御米倉

三間二間一

瓦師木屋

四間二間一

繪師塗師木屋白壁
師者本木屋有之

一 材木調之事

本柱并小道具少々於三笠郡早良郡那珂郡并肥州松浦大工調之此外或御領内見懸採用之或不謂他領遠近所望之

一 厚薄板并桎彼是三千枚丁長百萬枚於石州益田調之御使遠藤内藏丞

御神殿土壇之事

天正三乙亥年三月五日土執在所任御圖自御池運之人夫依被官老若并寺社給百被催之而數年不生之蓮兩年令馳過御造畢之刻右御池出生誠奇妙之由云々

一 築石之事

大島岩瀬浦ヨリ取之送船并人夫同島ヨリ勤之付籠石州之口執之送船并人夫鐘崎給百浦ヨリ勤之

一 柱揃御祝之事

柱本俵三十四俵鹽三俵加之瓶子二具竹折敷三十四枚一腰三百匹大工ニ遣之

一 棟瓦師之事

博多津中道場僧金師小工二人御祝銀子百目一面大工ニ遣之十文目帶一長充小工ニ遣之

一 繪師之事

京都之住關新左衛門尉万細工ト云今博多津居住小工五人數日五百四十人但細工人手御祝右同加數多有之

奉行社司九人

一 白壁師之事

宮崎日高左衛門太夫小工四人日數四百五十人御祝右同奉行大島司官四人

一 彫物之事御家人温井吉左衛門 石津兵庫丞 郡司間十郎 吉武右馬丞 藤源五郎

一 番匠日敷之事

大工小工廿六人七千四百五十六人但諸細工手加除之

一 鍛冶日敷之事

大工小工二人千餘人但大小釘調御領中鍛冶御用次第勤之此外於博多津買調之

一 樽誘之事

蘆屋津巧桶結七人 宮崎巧六人以上 以十三人調之

一 御金物之事

於防州山口調之使市津惣右衛門尉

一 御木屋取上之事

任社例深田村五人 上殿村五人 付修理定使禰忌藤五郎

一 浦巡人夫之事

任社例小開湊空閑勝浦濱共三ヶ浦三人 三日充勤之津屋崎浦五人 充勤之付木屋御茶御用次第右浦ヨリ勸之

一 木屋贄殿加用之事

御雜色 又五郎 彌左衛門 助六付汁所御雜色小太郎、河東河西散仕九郎右衛門藤右衛

門兩人勤之

一 下使

山田二郎左衛門尉

松井民部丞

木原新右衛門尉

薄彌右衛門尉

白木治部丞

山崎玄蕃丞

嶺市之丞

堀右京進

安部平三郎

鹽川市助

櫻井新右衛門

神谷源左衛門

嶺内藏丞

御中間包左衛門

御中間助左衛門

同小三郎

一定使六人諸郷ヨリ勤之政所調也

一 御領中人夫之事

一手 上八村郷田野郷池田郷

一手 浦共 遠賀庄 芦屋津共

一手 怒山郷勝浦在自郷

一手 唐防津屋崎宮地郷

一手 河西郷神興村内殿郷本木郷村山田郷

一手 野坂庄大穂村曲村嶺村久原村

一手 大島泊白濱

一手 赤馬庄

一手 山田村須惠村平等寺村稻元村河東郷

一手 山口村宮永村稻光村有木村宮田郷長江津留

以上十手之人夫數一巡四千餘人十一巡勤之猶以不足分寺社給百一町別一人充兩度所勤之分二千五百餘人右兩分縮四萬六千五百四人此外海上ヨリ材木運送人夫依無盡期不記之

一御造營中木屋肴調之事、芦屋津波津浦大内浦加之鐘崎給主浦共湊今空閑勝浦濱津屋崎大島浦三日一度送之付大島上泊白濱搗布勤之

一鹽之事勝浦村ヨリ御用次第勤之

一鍛冶炭調之事、諸鄉御百姓別五俵充一度二俵充一度以上千四百餘俵、猶以不足買得分七百餘俵

一竹釘之事、諸寺家ヨリ所勤之

一鉄五十束但所々誂物鐵除之

一御寶殿付道竹木之事、御領分見懸採用之付繩萱政所調也

一漆三十盃萬細工調之

一朱六貫目餘博多津德永又右衛門調也

一膠三荷餘萬細工調之 一胡粉五荷同人調

一桐油三十盃同人調之 一白灰十駄白壁師調之

一杉原二十束白壁御用 一油二十盃同人調之

一餅粉用米三石日用奉行調之

一番匠作料之事 大工一日三文目充

一作小工一文目充 御領鍛冶番匠不謂御扶持無足一日米六升充

一硯水之事 鎮國寺 深田右衛門太夫 許斐左馬頭

三殿様 吉田伯耆守 吉田河内守

吉田二郎左衛門 吉田飛彈守

石松對馬守 小樋對馬守

高向中務卿 豐福式部卿

社司官中下官中大工一引頭此外所々ヨリ送物等歷々有之

一米銀之事 唐料單縮之九千百三貫五百十文

一御段米之事 五升通二升四合通一升通三箇度也船別兩度丸木一艘三文宛一文目五分充但大船帆別見懸定之此外諸浦大小之寄物諸人寄進物等諸職人御點役并闕所之地贓物以下加之右置札如件

天正六戊寅年六月朔日

修理奉行 豐福式部卿 秀賀判

奉行 吉田飛彈守 尙時同

同 石松對馬守 尙宗同

同	小樋對馬守秀盛同
同	高向中務卿良秀同
同	吉田伯耆守重致同
同	許斐安藝守氏鏡同
筆者	實相院益心同

置札

第一宮御造營御寄進引付

一百目	殿様ヨリ以御吉日御初穂物御寄進之
一百目	大方様ヨリ右同前御寄進之
一百目	織筋一端 松尾様ヨリ御寄進之
一丁長壹萬枚	益田殿ヨリ御寄進之
一五拾目	許斐左馬頭
一五拾目	吉田伯耆守
一六拾目	石松加賀守夫婦
一三拾目	吉田土佐守
一二拾目	占部越後守

二三拾目	吉田伊賀守
一三拾目	許斐四郎
一三石	鎮國寺
一二石	興聖寺
一三石	吉田河内守
一拾文目	吉田全之助
一六斗	石松兵部丞
一二石六斗	吉田二郎左衛門
一一石	三託軒
一三斗七升	石川圖書助
一一石	占部甲斐守内方
一拾石	小樋對馬守
一拾匁	良梅軒
一鉄二束	石松孫右衛門
一拾匁	有吉縫殿允
一刀一腰	石田新左衛門

一刀一腰 田中源次
 一五文目 唐人助三郎
 一五文目 同三官
 一二拾目 谷口神五郎
 一拾文目 工藤右衛門
 一六斗 鉄一束 番匠與三左衛門
 一丁長五十丁 泊嶋五郎左衛門
 一鉄一束 鍛冶大工助三郎
 一同一束 番匠藤左衛門
 一同一束 同 清兵衛
 一百石 豐福式部卿
 一三五五拾目 白濱沖之瀬寄船之分但御造營中漂倒船度之雖在之御遷宮刻任先例頓如此之儀不思儀也云々
 以上一貫六拾五文匁
 百四十四石一斗七升
 右引付如件
 天正六戊寅年六月朔日

奉行七人判如前
筆者實相院益心判

袖判有 氏貞卿

置札

第一宮御遷宮之事

天正六戊寅六月朔日丑刻

正三位行中納言執印大宮司宗像朝臣氏貞樣

權大宮司壺壽殿樣

大方殿樣

女中樣

御料人樣 御棧敷仁御出仕也

一御灑水 鎮國寺住持仁秀法印

一御橙蠟燭 社務樣

一一之御前御輿 飾等有之

一二之御前御輿 右同

一三之御前御輿 右同

前忌子禰宜宗像朝臣治部大夫千秋
 後護灯子檢校增秀法師
 前坊手檢校良行元法師
 後護灯座檢校主行元法師
 前高向檢校良行元法師
 後護灯向檢校主行元法師

一從神六體內 學頭秀賀法師 檢校良智法師

祝言禰宜藤原朝臣宮内丞貞頼

一御行幸之間妓樂有之 付御假殿ヨリ御行幸之間千秋奏之樂衆從宰府招請之御禮儀有之

一大小續松一萬千續 諸卿御百姓調之小續松號萬燈社頭内外燃之大續松社用歷々也

一目隱薦三百枚諸卿百姓調之御成就之後殿上奉行給之

一幕 布數六十端 六帖薦之内置之

一錦三十端 御内陳御用之 一絹五疋 同用之

一白布十端 同用之 一蠟燭五十挺同用之

一杉原六束上中 同用之 一釘六十本 同用之

一綿一把 同用之 一絲五百筋 同用之

一淨筵二束 同用之 一御疊六疊御内陳 二十疊外殿

一御簾三枚御内陳護灯三人役也 五枚外殿

忌子吉田之役也付其外殿上衆五人之役也但絲竹ハ從奉行出之

一總宮師御供 殿上奉行沙汰也

御立用一色升五斗 御造營ヨリ下行之

御幣紙御遷宮之内ヨリ下行之

付臨時之御供等數多有之

一竹折敷九枚十二積瓶子一具并御盃三 御安座即刻奉獻之

一竹折敷二枚九積小樽一 鎮國寺御酒肴

一餅一盆瓶子一具 殿上衆裁縫之酒肴也

一鎮國寺并祈念太夫振舞以殿上被仰付也

一殿上衆裁縫之間振舞造營方ヨリ勤之

一上下社官座役有之營造方ヨリ下行之

一御湯立祈念太夫勤之御立用御造營方ヨリ下行之

一御能十番 翁龜石太夫彌左衛門勤之御家人衆少々被相添之脇能養老

一社家長久之御懇祈云右御成就之御満足云因茲御重代之御劍備前景光二尺八寸當日有御隨 金物赤銅御紋唐菱

身而御奉納之

一御棧敷 十二間 高棧敷

一大方樣御棧敷八間 右同

一女中樣御棧敷八間 右同

一三箇寺并老若棧敷銘々在之

一社司官拜殿伺候之

右所記置如件

天正六戊寅年六月朔日

殿上奉行	高向中務卿良秀	判
奉行	吉田飛彈守尙時	判
同	石松對馬守尙宗	判
同	小樋對馬守秀盛	判
同	豐福式部卿秀賀	判
同	吉田伯耆守重致	判
同	許斐安藝守氏鏡	判
筆者	實相院益心	判

宗像記追考卷之二 終

以下新寫ノ時加之

一、田島宮營作、往古ヨリノ圖式ヲ用テ、氏貞卿減少シ玉ヒテ、再興アル處也。往古ノ圖式ハ、莫大ノ大營ナレバ、今代微力ノ及ブ處ニ非ズ、氏貞御逝去ノ後、往古ノ圖ハ紛失ス。今此圖ハ天正六年御造營ノ圖ヲ寫シ留ルコト如左。

○此圖破損あり略す。

宗像記追考第卷三目錄

- 本書之六 筑前國諸將之事
- 同 七 占部尙持、没落付氏貞、岳山開城之事
- 同 八 多賀隆忠合戰付許斐氏任謀叛之事
- 同 九 古賀原合戰之事
- 同 十 殺宗像氏續事

宗像記第六 筑前國諸將之事

天文弘治年中、後奈良院の御宇に當て、天下の武將をば、征夷將軍源義輝公と申ける。源の尊氏公より十四代にてぞおはしける。此時に至て諸國大に亂れて、御下知に不從。國々所々に割據して、境を争ひ、家を奪ふ。謀を專とし、日々夜々に、軍の絶る事もなし。其本を尋るに、應仁の大亂より以後、諸將我國郡に引入て、將軍の令に叛き奉り、隣境をおかし掠めて、小家は大家となり、郡郷を剝取れて、大家は小家となる。或は傳來の領所に籠り居て、仇をふせぎ、或は遺跡の城廓を出て、敵を防ぎ、各威を振ひ、勇を逞ましめて、日本國中は修羅鬪争のちまたとぞ成にける。此比筑前の國中城主餘多にして、合戰絶る隙もなし。其諸將を尋るに、先宗像郡赤馬の庄、蔦ヶ岳の城には宗像四郎氏貞、許斐岳の城には占部右馬之助尙安、三牧郡黑崎村花の尾の城には麻生たか實、上津役

の城には麻生鎮里、山鹿の城に麻生上總助元重、鞍手郡龍徳村龍ヶ嶽の城に杉權頭連漣、永満寺村鷹取の城に毛利鎮實、嘉摩郡秋月村こしよ嶽の城に秋月長門守ふみ種、三笠郡あま山村柴田の城に筑紫上野介惟門、端城に村山近江守、太宰府に高橋三河守鑑種、杉塚村わくだう城に上野伊賀守、牛頸村不動城になら原兵庫助、粕屋郡立花の城に立花但馬守あきとし、同所白嶽に奴留湯融泉、那珂郡南面里村鷲ヶ岳の城に大津留彈正、早良郡入部村あら平の城に小田部民部少輔、曲淵の城に曲淵河内守信助、いと郡高祖の城に原田彈正少弼種門、志摩郡草場村かうじ岳の城に臼杵ぢうさつ、小金丸等其外諸將思ひくゝに城廓をかまへ、嶮岨の要害を頼て籠りける。其比九州の大家といふは、大友嶋津の兩家なり。中にも大友左衛門督義鎮は、先祖能直より二十一代の今に至りて、代々九國二島の探題として、豊後國に居住し給ひければ、豊後の屋形と尊て、九州の城主悉く其旗下と成て御下知を受る。然に近年に至りて、島津義久猛威を振ひ、日向國を従へ、已に肥後肥前迄きりひろげ、大友の旗下も次第くゝに嶋津に馬を繋ぎければ、大友大に怒り、嶋津を伐んと、日向迄はたらき給へども、一戦にかけまけ、人數をうたせたる計にて、何の仕出したる事もなくて、引返し給ひけり。それよりいよく、大友旗下の城主、逆心のもの多かりけり。又肥前の國には龍造寺たかのぶ、威を振ふて所々をかすめ取て、威勢益、さかなれば、彼旗下に歸するもあり。抑龍造寺隆信の先祖を尋るに、七條大納言兼隆卿、勅勘の身となり、松浦郡に配流せらる。後花園院永享年中、終に配所にてうせ給ひける。男子一人おはしけるが、母方の伯父やうしと

龍造寺氏

大内氏

して、松浦左馬助兼信とぞ申ける。兼信より八代の後胤有田九左衛門信吉か四男を隆信とぞいひける。信吉か領知わすかに十五町の家督を得て、あさましかりし人なれども、器量はるかに人に越て、武勇は諸將に勝れければ、肥前一國を斬取て、龍造寺山城守隆信と號して、ならびなき弓取なり。又周防の國には、大内左京太夫義隆、中國をなびけ、其威近國に輝きければ、筑前の城主の内秋月、原田、麻生、筑紫、杉、大鶴、小田部、曲淵、占部、小金丸等の城主、皆大内殿の旗下に屬しける。宗像殿も近代に至りては、隣境の寇をふせがんと、いひ、又小身となり給ひて、自立の力もおはしまさで、大内殿にしたがひ給ひける。

本書第六 筑前國諸將之事

一本書に後奈良院の御宇に當て、天下の武將をは征夷將軍源義輝公と申ける。

或人ノ曰、右ハ相違ナシ。乍去、大永七年後奈良院御位ニツカセ玉フ。夫ヨリ二十一年目、天文十六年ニ、義輝將軍ニ任ジ玉ヘリ、其後十年過テ、永祿元年ニ正親町院御即位アリト云々。

同八年ニ義輝ハ三好ニ害セラレ玉フ。御年三十ナリ。光源院殿ト申奉ル。御治世ノ間ハ、僅ニ十六年ナリ。

一本書に應仁の大亂より以後云々

此應仁大亂ノ事、此老人其委細ヲシラズ。故ニ或人ニ尋レバ、細カニ書付給リケリ、又九州大亂ト成タル謂レヲモ、同書付給リケル。其中ニテ肝要ト思フ處ヲ、少シ摘取テ、コ、ニ記シ畢ヌ。定テ此

書付相違アラジトハ存スレ共、如何候ヒケン、先々見及處如此ナリ。抑應仁大亂ノ起リハ、尊氏將軍ヨリ七代ノ後胤、征夷將軍義政三十歳ニナラセ玉フ迄、御子オハシマサズ。依之御舍弟義尋ト申ガ、淨土寺ニ出家シオハシマスヲ、還俗セシメテ養子トシ、御名ヲ義視ト改メ、御世繼ニタテ玉ハントノ御契約ナリ。今出川ニ御所ヲ設ケ玉フニ依テ、世ニ今出河殿ト號シ奉ル。細川勝元ヲ執事トシ、將軍ノ世繼ニ定メ玉フ。然ルニ寛正六年義政ノ實子出生シ玉フ。是ヲ義尙ト申ス。義尙ノ御母ハ藤原ノ富子、義視ヲ廢シテ、我子ノ義尙ヲ立ント欲シテ、山名宗全ニ御頼アリ。宗全同意ス。細川勝元ハ義視ヲ將軍ノ世繼ニタテテ、事勿論ナリト云テ、不同意。コヽニ於テ宗全智略ヲ廻シ、義視ヲ將軍義政ノ御所ニ入レ奉リ、又主上々皇ヲモ迎エ奉リテ番ヲスヘテ守護シ奉ル。勝元ニ手ヲ明サセ、謀叛人ニナサント巧ミケリ。是ヨリ合戦ニ取結デ、細川ニ一黨スル人々ニハ、細川ノ一族並畠山正永、斯波義敏、京極持清、赤松政則、武田國信、吉良義真、仁木成長、富樫介等、其軍勢都合十六萬騎、東ノ京ニ陣ヲ堅ム。山名宗全ニ與力ノ人々ハ、斯波義廉、畠山義就、同義統、一色義直、土岐成頼、六角高頼、大内政弘、吉良義勝、仁木教將、河野ノ一族、其勢都合十一萬騎。西ノ京ニ陣取ケリ。應仁元年六月、東西ノ陣交戦シテ、其勝負マチヽヽニシテ、不落居。同二年三月又東西ノ陣合戦有テ、洛中此トキ荒野トナリテ、商賣土民ノ往來ヲ見ズ。其餘黨敵トナリ、味方トナリテ、國々ニ於テ合戦アリ。文明九年十一月ニ、諸大名歸國アリテ、國々ニヒキカマヘ、城ヲ堅フシテ相守ル。應仁元年ヨリ文明九年ニ至テ十一年ノ間ハ大亂ナリ。夫ヨリ續ヒテ、國々ノ取合ハ、天正十五年迄百二十一

年、亂逆タユル事更ニナシ。又諸國ノ大名、日本國中各鎮ノ人々ノ事、阿波國三好ノ一黨河内ニ岩永主税、大和ニ松永彈正、近江ニ佐々木黨、尾張ニ織田信長、伊勢ニ北畠俱教、駿河ニ今川義元、甲斐ニ武田信玄、伊豆ニ北條氏康、常陸ニ佐竹義重、奥州ニ葦名成高、越後ニ長尾謙信、越前ニ朝倉義景、能登ニ畠山ノ一族、加賀ニ富樫ノ一黨、周防ニ陶全、安藝ニ毛利元就、出雲ニ尼子義久、豊後ニ大友宗麟、肥前ニ龍造寺隆信、薩摩ニ嶋津義久、伊豫ニ河野ノ一族、土佐ニ長曾我部、已上ノ大將ハ大名ノ國主ナリ。其外國々ニ一郡二郡ノ小將、一郷一庄ノ領主ハ、數モ涯リヒ有ベカラズ。是本書ニ日本國中修羅ノ巷ト云者也。國ヲ争ヒ、所ヲ争フテ、合戦ノ絶ル事、一日モナシ。就中九州騷亂亂逆トナル最初ハ、將軍義勝ハ赤松滿祐ガムホンニヨツテ、滿祐カ亭ニ請ジ奉リ、僞テ弑奉リヌ。然シテ後滿祐播州ニ逃下テ、城廓ヲ堅メテ、コモリ居タリ。嘉吉元年九月ニ細川持之、大内持世、播州ニ下向シ、滿祐ヲ誅伐ス。此時太宰少貳嘉頼ニ勢ヲ引具シ、播州ニ向フベシト、下知セラレケレ共、嘉頼其催促ニ隨ハス、引籠リ居タルヲ以、大内持世ニ仰付ラレ、是ヲ攻ラルヽヽ、嘉頼北テ對馬ニ渡ル。コヽニ於テ少貳ガ舊領ヲ、大内持世ニ給テケリ。是筑前ニ大内ノ領有之始メナリ。斯テ後、文明元年京都ノ大亂ニ依テ、大内勢ヲ具シテ在京スル由、聞傳テ、其年ニ嘉頼ノ子息教頼對馬ヲ出テ、太宰府ニ來リ、本領ヲ取ントス。是ヨリ國中ノ城主、大内ニ一味シ、教頼ニ一味シ、敵トナリ、味方ト成テ、親族ノ交リヲ絶シ、朋友ノ信ヲ失ヘリ。是九州大亂ノ始ナリ。夫ヨリ打ツヽヽイテ、國中ノ城主身ヲ刀劍ノ上ニ置キ、郡郷ノ土民、足ハ薄氷ノ上ヲ踏ムアサマシカリシ世ノ中ナリ。

葛嶽城

△此事或人ヨリ記シ玉ハル處ノ中ヲ、少々書付事如件。
一、本書に宗像赤間庄葛ヶ嶽の城、宗像四郎氏貞云々。
此氏貞ノ御事、前ニ記ス事詳ナリ。

一、葛嶽ノ城草創、何ノ代ト云事タシカナラズ。尊氏公建武三年西國御下向ノ時、宗像カ館ニ入セ玉フトアルハ、此葛嶽ノ城ニ入セ玉ヒタルナリト云傳ヘタリ。サテ又氏貞此城ニ入ラセ玉フ事ヲ傳ヘ聞クニ、最初ニハ白山ノ城ニ御入アリテ、永祿三年ノ夏、此葛嶽ノ城ニ御入ナリ。同五年ニ其名ヲ岳山ノ城ト改メラル。此葛嶽ハ赤馬ノ庄稜嚴寺ノ境内ナリ。廢城トナリテ後ハ、城山ト申ケリ。此城ノ大手ハ辰巳ノ方ウトト云所ナリ。東ノ口ヲ門司口ト云、北ノ口ヲ石峠ノ口ト云。此石峠ノ道スコシ坦路ニシテ、小荷駄ノ通フ路也。氏貞卿御入城アリテ、修理ヲクハヘ玉ヒ、外曲輪堅固ニ構ヘラレテ、當國無双ノ城也。天正十六年太閤ノ上意トシテ、城ヲ毀テ畢。

一、城下ニ、三郎丸村ノ内、川端ト云所ニ、大方殿ノ御屋敷アリ。初ハ田禮村瀧ノ口ト云處ニ御座アリケレ共、城ヨリホド遠ケレハ、後コ、ニ移リ玉ヘルナリ。

一、大宮ノウシロニ、氏貞卿ノ別業アリ。其所ヲ世ノ人ハ、御内ト號シケリ。カリソメナル御屋形アリテ、神事祭禮ノ時ハ、此所ニ御座アリケリ。神事ノ時、御休息所ナリ。

一、御内ノ次ニ、御臺所ノ御休息所ノ假ノ御屋形アリ。是ヲ世ノ人御東殿ト申ケリ。是モ祭禮ノ時、御參詣ノ時、此屋形ニ入セ玉ヒテ、祭禮ノ棧鋪ニ入セ玉ヘル爲ニ設ケラル。庭ナド面白ク構ヘラ

レ、池ナド掘セテ、尤興アル所ナリ。

一、赤城 城ノ麓ニアリ。岳山ノ番所ナリ。城ニアラズ。

一、城ノ腰 草場 右ノ三ヶ所ハ岳山ノ麓ニテ番所ナリ。

一、白山城 孔大寺ニアリ。隆尙ノ隱居所。

一、片脇城 此城草創ハ元祖中納言清氏卿ノ御住所。其後社務代々ノ元城ナリ。

一、許斐城 社務十五代氏平ノ城ナリ。後ニ占部豊安再興ナリ。

一、草崎城 神湊ニアリ。四ツ塚トモ云。十六代氏俊ノ在城ナリ。

一、勝浦岳城 三十六代氏國ノ在城ナリ。

一、吉田城 三十七代氏仲ノ在城ナリ。

一、縁ノ城 名殘ノ城トモ云。徳重村ノ内。隆尙最初ニハ此城ニ御座アツテ、後ニ片脇ニ御移リナ

リ。

一、手光村ノ古城 氏貞ノ御時、番ノ侍召置レテ、立花ヨリ下道ノ押エトシ玉フ。番人ハ時ニ臨テ

仰付ラレタリ。定番ニアラズ。

一、宮地岳城 小樋藏人定番。

一、ケラハゴノ城 許斐兵部少輔定番。

一、高宮山城 哇町村吉原源内左衛門定番。

一飯崇山城 氏貞卿ノ御陣所ナリ、城ニアラズ。

一鞍手郡宮永城 吉田奎之助定番

一三牧郡三吉城 此城ハ船手ヨリ襲フ時ノ押ヘトシテ、城ヲ取立玉フヘシトテ、歛始ナトアリシ處ニ奉行ノ老中申理リ玉フハ、近年兵亂打續キ、民共困勞シテ、役儀ノ勤ナリガタク候。強テ仰付ラレンニ於テハ、村里多クハ亡所ト成候ベシ。其上蔦山ノ城修理、又ハ社頭ノ造營ノ事、彼是計會一ニアラズト申サル、ニ依テ、シバラク普請ハ止ニケリ。氏貞其比ハ未タ御若年タリトイヘ共、遠慮深キ御大將ナレバ、常ニ思シ召スヤウハ、當城ニ於テ、別テ強敵ト云ハ大友ナリ。シカレハ立花ヨリ押寄スル手寄第一也。陸地ハ所々ノ要害ヨケレバ、容易クセメ來リ難カラシ。然ルニ付テハ、船ニテ廻リ、搦手ヨリ此城ヲセメバ、難儀ナルベシ。濱表ニ一城ヲ押ヘナクテハ、叶マシト思召ス處ナリ。然レ共御若年ニワタラセ玉ヘハ、萬事ハ奉行ノ老人ノ指南ニ、マカセラル、ノ御事ナリトイヘ共、此城半造作ニテ止玉ハンモイカミナレハ、其由ヲ寺内ニ仰聞ラル、狀ニ曰。

態申候、有谷出頭可申談事、雖勿論候、每事於評席斟酌無盡期之條、旁掠量之通、爲可承合、以格書申候、委細之書付示給、可得其意候、

一世間平均之砌、遂堅固之覺悟、自然之時、無驚愕事、都鄙不珍候歟、此節踏所之分別于心之事、付岳山令登城、一普請可申付候間、各在城馳走頼存候、日限急度可申觸事

付爲船手襲、一城之事、數度請 上意、被成御心得、既歛初等申付、假城戸以下立置様候處、普請之時分、預理之條、遲滯候、只今之姿者、山取共不見懸、往返之衆見所、咲止候、於此上申付様、可得指南事、付此儘可閣哉之事

一乍重言申候、安全之刻、以緩押移、莅于時、連々油斷之通、批判茂有之、惡口每度候、更不後悔、先家中之旁、亦其諫鮮候條、是非可有兼案儀、專一之事

一本智堂云、本社云、焔上誠不及言候、於于今者、再興之外、無之候間、存立度候、雖然錯亂之續、一力之建立難事成之條、可預助言事

右三ヶ條之趣、不被殘足慮、可被申知事、可爲忻悅候、對年寄中、同前申候、恐々謹言

八月十日

氏貞

寺内豊前守殿

此御狀ノ内、船手襲一城トアルハ、即三吉ノ城ノ事ナリ。此城ハ古城タルガ、誰人ノ草創ト云事不知之。氏貞卿取立タマハントアレ共、右ニ云如ク、奉行人同意セズ。サレ共此御狀ノ後、センギ有テ、假ノ取立城ノヤウニ仕立、自然トアラン時、人數ヲ籠ラル、計ノ様子ニテ、城代ハ召置レズ。番人ナド少々コレアリシナリ。以上十四ヶ所、宗像殿御抱ノ城ナリ。

一本書に許斐岳の城には占部右馬助尙安云々。

大丸村ノ内許斐岳ノ城ハ、昔宗像氏平ノ城ナリト云傳ヘタリ。廢城トナリテ、年久シカリシヲ占

花尾城

部壹岐守豊安、要害ノ地タル事ヲ見立テ、大内義隆ニ申上テ、吉川ノ私領三百町ニ申換テ、取立タル城ナリ。占部貞保ガ代ニ至テ、氏貞ノ御氣ニ違ヒ、御勘氣アリシ時、此城ヲ召放サレ、許斐左馬太夫ニ御預ケナリ。

一本書に三牧郡黒崎村花の尾の城に麻生隆實。

此隆實ハ攝津守ト號ス。麻生ノ元祖關白道兼公ヨリ十八代ノ後胤ナリ。此元祖ヨリ六代ノ後胤ヲ宇都宮彌三郎朝綱ト號ス。此朝綱ノ孫ヲ山鹿左衛門ト云。是ヨリ山鹿ト云氏ヲ云ヒ傳タリ。一花ノ尾ノ城 此城ハ帆柱山ノ取出ニシテ、帆柱山ノ麓ニアリ。後ニ此取出ヲ本城トシテ、帆柱山ノ城ヲ捨タル也。惣テ三牧郡ニ十ヶ所ノ城アリ。此内一箇所ハ宗像ノ城ニテ、殘ル九ヶ所ハ皆麻生一家ノ持分ナリ。此城ヲ麻生家ニ傳來ノ始ハ、將軍義政ノ御時ニ、大内政弘承リニテ、麻生近江守家延ニ給ル。此家延ハ麻生ノ元祖ヨリ十二代ニ當テ、上總助家春ト云アリ。此家春ノ二男ヲ、近江守家延ト云ヨリ傳來シテ、此隆實ニ至ル。隆實カ嫡男二郎左衛門家氏ト云。此時ニ至テ、天正年中ニ取ハナレタリ。麻生家ノ本城ハ此花ノ尾也。此外端城餘多アリ。

一本書に上津役城に麻生鎮里

鎮里左衛門太夫ト號スナリ。土佐守家理ノ二男ナリ。土佐守ハ近江守家延ノ嫡子ヲ兵部太夫弘重ト云。弘重カ下腹ノ男ヲ、土佐守ト云ヘリ。是ハ麻生ノ庶流也。

上津役城

一上津役ノ城 此城ノ草創ハ麻生小二郎顯貞ナリト云ヒ傳ヘタリ。鎮里ノ後、家人ノ民部少輔

山鹿城

在城スト云リ。

一本書に山鹿の城に麻生上總介元重

此元重ハ麻生攝津守家實ト云アリ。是ハ庶流也。家實ガ子ヲ刑部少輔家助ト云。家助ノ子ヲ元重ト云リ。昔平家ノ時、兵藤次秀遠、此城ニアリ。秀遠没落ノ後、賴朝卿ヨリ麻生ノ宗領ニ、三牧鞍手ノ二郡勸賞ニ給ル時、此城ニ住居スト云傳タリ。右二ヶ城并ニ豊前國門司城、已上三ヶ城ハ將軍ヨリ下シ給ル本城ナリ。此門司ノ城ハ延文中、義詮公ヨリ下シ給ハルト云リ。此外ノ端城ハ、私トシテ隣敵押ノ爲ニ、取立ル處ナリト云。

一三牧古賀城 同淺川城 同猫城 同日峰城 同吉木村城越城 同市瀬村城 鞍手郡ノ内

二ヶ城 右如件ト語り傳フ。

龍岳城

一本書に鞍手郡龍徳村龍が岳の城に杉權守連漣

此連漣ハ元來大内ノ御家人ナリ。筑前ニ大内領始リシヨリ、御家人ウツリ來ル者コレ多シ。大内家滅亡ノ後、其人々或ハ大友ニ降り、或ハ毛利ニ隨ヒナドシテ、居住ノ輩コレ多シ。連漣モ秋月ニ降りテ、此城ニアリ。始ハ粕屋郡高島居ノ城ニアリシカ、秋月ニ不降ニヨリテ、攻之テ城ヲオトシ、星野中務太輔吉實入城ス。其後連漣秋月ニ降テ、龍ヶ岳ニアリト云。委細ノ事ハ不知之。

一本書に永満寺村鷹取の城に毛利鎮實

此鎮實ハ麻生鎮里ノ舍兄ナリト云。不知委細也。

古處嶽城

一本書に嘉摩郡秋月村古所嶽の城に、秋月山門守文種

秋月文種

此秋月文種ノ先祖ハ、異朝漢ノ高祖ノ末ニ孝靈帝ト云アリ。其末葉阿多倍王子ト申アリ。本朝ニ渡リ、播磨國大藏ノ谷ニ住居アリ。後上京アリテ、大臣ニ成玉フト云傳ヘタリ。大藏谷ハ明石浦ノ隣境ナリ。帝勅詔アリケルハ、明石ノ隣ニ大クラ谷ト云ハ、名詮イカバ也トテ、秋月ト名ヲ替ヘ玉フトナリ。始大藏ニ住タマフニ依テ、其姓ヲ大藏ト云、秋月ト名ヲカエ玉ヒテヨリ、秋月ヲ氏トシ玉フ。天慶ノ頃、秋月對馬守春實、西征將軍ト成テ、九州ニ下向アリ。其末葉古所岳ノ麓野取村ニ住玉フニ依テ、其村ノ名自ラ替リテ、世人皆秋月村ト申ケリ。其末葉秋月、原田、實志山ナド、皆大藏黨ト申ナリ。天文永祿ノ頃、秋月ノ城主ヲ秋月文種ト云。は大友ノ旗下也。然ルニ秋月ハ大友ニ叛キ玉フニ依テ、弘治三年七月ニ大友ヨリ戸次高橋、白杵ヲ指向テ、征伐シ玉フ。多勢夜須ノ郡ニオシヨスル。文種小勢ニテ拒ギ玉フ事ナラズ、遂ニ自殺シ玉ヒケリ。最期ニ臨テ、家頼ノ大橋豊後ヲチカヅケノ玉フハ、我今此大兵ニアフテ、自殺ニ及ベリ。我三人ノ子トモヲ、ナンデガ方便ヲ以テ成長セシメ、家ヲ起シ、後榮ヲナスベシト云置レケリ。大橋三子ヲ携ヘ遁レ出テ、所々ニ經廻シテ、カクシ置レケリ。後ニ中國ニ渡リ、毛利殿ヲ頼ミテ、秋月ニ還住ス。是ヲ秋月孫左衛門尉種實ト申ケル。二男ハ高橋宗仙ノ養子トシテ、高橋九郎種冬ト云。三男ハ長野家ヲ繼テ、長野種信ト云。此古所山ハ本城ニシテ、其外端城所々ニアリ。

秋月端城

夜須郡堤村 并杉ノ本 古所岳ノ取出ナリ。
 一茄町城 一上座郡 一麻氏良城 吉瀬因幡在城
 同郡秋月端城 福武美濃在城 一上座郡 一千手城

筑紫氏

同郡大山村 木村甲斐在城 一三ヶ月山城 仲願寺左近將監在城
 一長尾城 同郡穂坂村 初山九兵衛、大山源左衛門兩人在城
 一針目城 穂波村 乘手石見、柏井九郎右衛門、志賀出雲
 一笠木城 上座郡 一白木岳城 白木玄番在城 一彌長城 深江伯耆在城
 喜摩郡大隈村 一益留山城 隈江越中守在城
 一豊前國岩石城 右秋月抱ヘノ城々ナリト云。
 一本書に三笠郡天山村柴田城に、筑紫上野介惟門端城ニ村山近江守筑紫ノ系圖ハ太宰少貳ノ後胤ナリト聞傳フルトイヘトモ、慥ニ其系圖ヲ見ザル故ニ、是ニシルサス。近代ニ至テ筑紫上野介惟門、筑前肥前兩國ノ内ニテ、數郡ヲキリシタガヘテ、大友ノ旗下ヲ手切レシテ、自立セラレ、龍造寺ニ一味シタルニ依テ、後薩摩ヨリ攻潰シ、流牢シ玉ヒ、領知モ滅ジタリト云。嫡男ヲ右馬助廣門ト云、二男ヲ榮門ト云リ。委キ事ハ未聞之。
 一柴田ノ城 是ハ惟門ノ端城ナリ。城代ニ村山近江守在城ナリ。本書ノ通りハ誤レリ。筑紫本城ハ肥前ノ養父郡勝山ト云處也。筑肥兩國ノ間ニ、抱ノ城十三ヶ所アリテ、一族家禮ヲ籠置タリト云リ。
 一本書に太宰府に高橋三河守鑑種

柴田城

高橋氏

高橋家ノ由來ヲ、或人書付タマハル。其略ニ曰、昔尊氏公九州ヲナビケ、御上洛マシマス時、九州守護ノ爲ニ、三人ノ檢斷ヲ殘サレタリ。仁木、一色、高橋ナリ。中ニ高橋ハ、筑後國高橋ノ城ニ居住タリ。其後ニ當國岩屋ニ移住ス。大友親世ノ代ニ、三檢斷威勢ヲトロヘ、大友ニ權柄ヲトラレテ、有モ無ガコトクナリ。天文ノ頃ニ至テ、仁木、一色ハ其家斷絶シ、高橋ノ家ハ殘リケリ。高橋長種病死シ玉ヒテ、是モ後胤已ニタヘハテヌ。此時高橋ノ舊臣屋山、北原、福田、伊藤ナド、云者、大友ニ歸降シ、訴訟シケルハ、高橋ノ家、今已ニ絶果タリ。願クハ大友殿ノ貴族ノ内ヲ、一人名跡ニ給リテ、高橋ノ名字ヲ立、家人トモ其下ニ身ヲ立ルヤウニアラレ給レト申ケレハ、大友義鎮同心マシマシテ、一万田左京太夫カ嫡子右馬介ヲ、高橋ノ名跡ニ立玉ヒ、高橋三河守鑑種ト申ケリ。弘治五年四月十日岩屋ニ入城シテ、其領二千餘町ヲ充行ハル。筑前領ノ惣檢斷ニ定補セラル。永祿十年ノ夏、寶滿ノ城ヲ取立、岩屋ノ詰ノ城トセラレケリ。斯テ其年ノ秋、毛利家ニ引入ラレ、大友ニ對シ、敵ノ色ヲ立ラシメ、依之大友ヨリ多勢ヲオシムケラルトイヘトモ、城堅固ニシテ、攻落ス事アタハズ、暫和談ヲナシテ、人數ヲ引取玉ヒケリ。然ルニ永祿十二年、毛利ヨリ立花ヲ攻ラル、トイヘトモ、大友ノ後詰ニヨリテ、人數ヲ引取玉ヒケル。其後ハ高橋タヨリナク、獨立スル事始終不叶ト思案シテ、伯父ヲ頼ミ、降參シテ下城ナリ。根本一萬田ガ子ナルヲ以テ、ステハテ玉フニ不及、豊前ノ小倉ニ移シ、規矩一郡ヲアテ行ハレケリ。其時屋山、北原、福田、伊藤、成富、萩尾ノ家人、一同ニ大友殿ニ訴訟シテ申ヤウ、今度鑑種不義ノ振舞、兎角申ニ不及候、乍去高橋代々ノ家禮、流牢ノ身ト成申サン事、嘆敷コト

鑑種

鎮種(紹運)

ニ候ヘバ、高橋ノ家ヲ御立アリテ給候ヘト申ニ依テ、吉弘左近鑑理ノ二男主膳兵衛鎮理ト云テ、高橋ノ名跡ニ立ラレ、岩屋ノ城ニイレ玉フ。其名ヲ改テ鎮種ト申ス。後ニ法躰シテ紹運ト云ハスナリ。此紹運ハ大友ニ於テ、無二ノ忠功ヲ存ゼラル。秋月種實ト數年ガ間ノ取合ナリ。終ニハ秋月ヨリ薩摩ヲ頼テ、岩屋ヲセムルニ、天正十四年七月ニ、薩摩ノ爲ニ攻落サレテ、紹運切腹ナリ。其子兩人アリ。兄ハ統虎ト云。立花道雪養子トナリテ、立花ノ城ニアリ。弟ヲ統増ト云。寶滿ノ城ニコメラレケルニ、岩屋落城ノ時、立退玉フ處ヲ、薩摩勢ヲヒカケ、母儀トトモニ同ク生捕、サツマニ連行テ、麥島ト申所ニ押込置ケルヲ、天正十五年太閤御征伐ノ時、立花先手ニテ、薩摩ヘ入玉フ時、十時攝津守智略ヲ廻シ、彌七郎統増、御母儀トモニ取返シ、本國ニ歸リ玉ヒケリ。後ニ名ヲカエ、主膳正直次ト申セシハ、彌七郎ノ事ナリ。又小倉ニ移ル鑑種ハ、法躰ノ後、宗仙ト云。其子ナキニ依テ、秋月種實ノ弟ヲ養フ。高橋九郎種冬ト云。是ナリ。右アラマシ如此ナリ。他家ノ事ナル故ニ、人ニ聞處ヲシルス計リ也。

- 一 龍ヶ城 岩屋ノ端城 北原鎮久在城。
- 一 米山ノ城 岩屋ノ取出城代ナシ。番人計ナリ。
- 一 中津尾ノ城 即チ寶滿ノ詰ノ丸ナリ。
- 一 本書に杉塚村和久當城に上野伊賀守
- 上野伊賀守ト云人ノ始終委キコト不知之。三笠郡ノ内ナリ。

和久當城

不動城

宗像記 宗像記追考

五三六

一同牛頸村不動城に奈良原兵庫介
右同シ。三笠郡ノ城ナリ。兵庫介ハ筑紫殿ノ家頼也。

立花城

一本書に粕屋郡立花城ニ立花但馬守鑑載

立花鑑載

此鑑載ノ元祖ハ、大友左近將監能直六代ノ孫ヲ近江守貞宗ト云。貞宗ノ三男ヲ左近將監貞載ト云。其子三河守宗匡其子山城守親直其子因幡守親政其子兵庫守宗勝其子左近將監鑑光其子但馬守鑑載ナリ。能直ヨリ十三代ノ後胤ナリ。貞載此城ヲ創テヨリ鑑載ニ至テ七代ノ間ノ居城ナリ。シカルニ此鑑載ハ、大友ノ後胤宗麟ニ於テ、一族タリトイヘトモ、宗麟ノ行跡惡逆無道ナルヲウトンジテ、毛利ニ心ヲヨセ、永祿十年ニ謀叛ヲ企ツ。或時米多比大學薦野宗鎮ヲ招テ響應ス。兩人ハ件ノ企アル事ヲシラズ。城中ニ至ル處ヲ、タバカリ、是ヲコロシ、其マ、白岳ニオシヨセ、融泉ヲウタントス。融泉ハ思ヒノ外ノ俄事ナレハ、人數モナク、用意モナシ。始終難叶ト思ヒ、筑後ニ至リヌ。此由豊後ニ聞ヘケレバ、大友大ニイカリ、戸次連鑑、白杵鑑速、吉弘鑑理ニ大勢ヲツケテ、立花ヲ攻ム。四月二十四日ニ城ヲセメ落シ、アキトシハ切腹ス。コ、ニオイテ井樓山ニ白杵進士兵衛、鶴原掃部ヲ入置テ城代トス。白岳ハ奴留湯主水ヲ入置也。

一笈ノ山ノ城 香椎村ニアリ。立花ノ端城ナリ。

一薦野ノ城 立花ノ端城ナリ。薦野三河守在城。

一白岳 立花山ノ西ノ方ヲ白岳ト云。本ハ取出也。後本城ト相并テ、二城トナル。本城井樓山ト

鷲嶽城
大鶴氏

云。白岳ノ東ノ山也。松尾ノ丸ハ本城ノ取出ナリ。

一本書に那珂郡南面里村鷲が嶽の城に大鶴彈正

此大鶴彈正ハ上總入道宗雲ガ子ナリ。宗雲ト云ノ本ヲ尋ルニ、大友義鑑ノ侍ニ、大鶴九郎ト云者アリ。或時大友殿、諸老ノ前ニテ仰セラル、ハ、近年兵亂ニ依テ、京都ノ通路不自由ト云ヒ、又ハ手前ノ働ニヒマナキ故ニ、諸禮ノ法式モ取失ヒタリ。今ヨリハ隣國ニ書札ノ贈答モ可有之時節ニナリタレハ、無下ニ無骨ニテハイカバトオモフ。誰ニテモ才覺アラン人ヲ都ニ上セ、書札ノ法式モナラハセタランハ如何トナリ。諸老尤ト申上ル。サラバ誰人ヲ上セ玉ハンカト詮儀アルニ、大鶴九郎ハサカシキ者ニテ、加様ノ事モ習ヒ傳フベキ者也。殊ニ武モアル者ニテ、海賊ナンドモ、シノグベキカト申上ラル。然ハ九郎ニ仰付ラレントテ、九郎ヲメシテ仰セヨカフムル。九郎カシコマツテ、京都ニ上リ、伊勢守ニツテヲ以テ、件ノ様子ヲ申入ルニ、伊勢守感ジ玉ヒ、九郎ニ對面アツテ、諸札諸禮ノ法式ヲ、ノコラズ相傳アリケリ。九郎永々ノ在京ニ、是バカリニカ、リ居テハ、ホイナシト思ヒ、小鼓ヲナラヒケリ。又笛ヲナラフベシ、フエヲシラネバ、ツバミノ拍子ヨロシカラジト思ヒテ、笛ヲ習フ。又刀ノ目利ヲ習ベシ。刀ハ武家ノ本トスル處、此善惡ヲシラデハ、カナフベカラジト思ヒ、本阿彌家ニ立入テ、カタノゴトク習ヒ得タリ。其宿池ノ坊ニ近ケレバ、折々立入テ、立花ヲ見ル。是モナラハ、成ベキ事ト思ヒ、池ノ坊ニ立花ノ傳ヲ習ヒ得タリ。カクスル程ニ、一二年ハ打スギヌ。今ハカヘリ下ラントテ、大坂ニオモムキ船ヲ尋テ豊後ニ下リ、義鑑ノ御前ニテ、件ノ様子

宗像記 宗像記追考

五三七

一々ニ申上ル。義鑑感シ玉フ事大形ナラズ。其勸賞トシテ、岩門庄ニテ二百町ヲ下シ行ハレ、其名ヲ上總介ト改メラル。即入部シテ、城地ニスベキ所ヲ見ルニ、思フゴトクナル所ナシ。コ、ニワシガダケハ地形峻岨ニテ、要害スグレタリ。殊サラ佛ノ法ヲヒロメ玉フモ、鷲ノ峯ヨリ始リテ、其法流布シテ、末世ニ至リテ繁昌ス。我今鷲カ岳ヨリ城ヲ始テ、武勇ヲ世上ニヒロメ、上ミヌ鷲トホコランハ、治定タルベシト、思ヒスマシテ、コ、ニ城地ヲ始メタリ。此一城ニシテ、近所ニ味方ノ城ナクテハ、イカバトオモヒ、上總ガ嫡男九郎ト云テ、安樂平ノ小田部ニ養子ニヤリテ、アラヒラノ城主トス。上總ハ入道シテ、宗雲ト云。右聞傳處如件。

一 早良郡入部村荒平の城に小田部民部少輔

此民部少輔統房ト云ハ、大鶴上總介カ嫡男九郎ト云是ナリ。後ニ入道シテ紹叱ト云。小田部ガ家ニ養子トナリテ、荒平ノ城主タリ。子二人アリ。兄ヲ九郎トナツケ、弟ヲ源治郎トナツク。シカルニ天正七年ニ龍造寺隆信ノ下知ニヨツテ、執行越前ニ神代ヲ相添テ、小田部ヲセメトラントス。兩將人數ヲ引グシ、椎葉ヨリ打ヨセテ、陣ヲカタム。シカルニ大教坊ト云者、小田部與力ノモノナルガ、小田部ニ不足ヲイヒテ、執行ニ屬ス。ヨツテ案内者ト號シ、執行ガ先手ヲスル。コ、ニ於テ椎葉ヲ大教坊ニ守ラセ、人數百騎ヲワケテ、大教坊ニ渡シ置、執行ハ内野山ニ移リ、向ヒ城ヲカマヘ、小田部ヲ兵糧ヅメニセント思ヘリ。天正七年九月十一日早旦ニ、小田部入道紹叱ナラビニ嫡子打テ出、椎葉ノ大教坊ニヲシカ、ル。大教雄猛ヲフルフトイヘトモ、一戰ニカケマケテ、兄弟共

荒平城
小田部氏

ニ打死ス。龜井新七、箱田彈正モウタレテ、紹叱カチドキヲ揚タリケル。カ、ル處ニ大鶴宗雲加勢トシテ、舍弟ノ宗逸ニ人數ヲツケテサシイダス。宗逸此手ニアハヌ事ヲ無念ニオモヒ、押返シ、ウチノ、執行ニカ、ラント云。紹叱ハ先々引取テ、勞兵ヲ休息セシメントイヒケレトモ、宗逸ニス、メ立ラレ、力及バズ取テカヘシ。九郎モロトモニ、内野ノ陣ニヲシカ、ル。臨山川ヲワタツテ、ソナヘテ立ル。執行内野ヨリ打出ルガ、大友ノ加勢十時攝津守、入部ノ宮ヨリサシ上ルヲ見テ、内野ノ城ニ神代ヲ殘シ置、執行ハ小田部ニ打テカ、ル。執行ガ嫡子新介、先手トシテアラ手ノ兵勇ミヲフルヒケルニ、小田部カ勞兵ツキ立ラレ、右往左往ニ亂レケレバ、紹叱イラツテ、モリカヘサントス。サレドモ亂レ立タル軍ナレバ、ナジカハタマルベキ。紹叱親子討死ス。執行ハ勢ヲマトメテ、内野ヲ指テ引ントスル處ニ、十時攝津ハ紹叱ガ討死ヲバシラデ、内野ノ城ニセメカ、ル。神代對馬、同彈正、五十騎計ニテ打テ出ル。カ、ル處ニ執行カケアハセケレバ、十時ガ勢ハ四五段ガ程、心ナラズ引退ク。執行申ス様、小田部親子ハ打取タリ。加勢ノ人數ニ取合ベカラズ。城ニカ、ラバ軍ヲセヨ。只ウチ置テ、引入レト下知シテ、勢ヲマトメテ引入ケリ。カ、ル處ニ十時ハ紹叱親子討死スト聞定テ、軍勢ニ申スヤウ、此城ヲオトサントセバ、二百三百ノ人死セズンバ、城ノ落ル事ハ有難シ。ヨシソレトテモ、小田部存生ナランニ於テハ、死テモクユル處ニアラズ。小田部打死ナレバ、此城ヲセメテ更ニ益ナシ。只今所々ノ兵亂ノ半ナレバ、早ク引取ニシカジトテ、靜々ト引取ケリ。其日ヨリ執行ハ安樂平ノ城ニヲシヨスル。大手ノ口ハ執行越前屋ダケノ山上ニハ原田、草野、臨山

口、小ガラタケニハ小賀入道、入部口ハ神代ツシマ、各打圍テツメヨセタリ。此時城内ヨリ女房ヲ一人出シテ申ヤウ、城中ニコモル處ハ、皆女ワラベ計ナリ。道ヲ開キタマハルニ於テハ、城ヲワタシ申スベシトアリケレバ、執行聞テ、サテハ子細ナシ、女中方ニ申分無之トテ、諸勢殘ラス内野ニ引取カ、レバ城中ノ女童、城ヲハラフテ出ニケリ。此時紹叱ガ二男源二郎十一歳ニナリケル、只一人残りケリ。兄ノ九郎ハ十九歳ニテ討死ス。紹叱小田部ノ家ヲ繼デヨリ、今年ニ至テ二十七年在城ス。此事或人ノ物語ニ聞テ記ス處如件、相違有ヤ無ヤヲ不知也。

一本書に曲淵の城に曲淵河内守信助

此城ハ早良郡曲淵村ニアリ。曲淵河内守信助在城也。信助ノ子藤右衛門尉房助ト云、委キ事ハ不知之。

一本書に怡土郡高祖城に原田彈正種門

此種門トアルハ、アヤマリ也。先原田ノ元祖ヲ傳聞ニ、秋月ト兄弟ノ分レニテ、大藏黨ナリ。阿多倍王子本朝ニ渡リ玉フハ、人王三十八代齊明天皇ノ御宇ナリ。阿多倍王子都ニ上リ玉ヒシニ、漢王ノ正統ナレバ、日本ノ貴客ナリト、賞翫淺カラズシテ、齊明天皇ニ婚姻アリテ、三王子ヲ設ケ玉フ。第一ノ御子ハ坂上ノ姓ヲ賜フ。田村麻呂ノ元祖タリ。第二ノ御子ハ大藏ノ姓ヲ賜フ。是原田秋月等ノ元祖ナリ。第三ハ内藏ノ姓ヲ賜フ。第二ノ皇子大藏ノ朝臣ヨリ、十餘代ノ後胤對馬守春實ト云。朱雀院ノ御宇天慶三年ニ、錦ノ御幡ヲ賜リ、逆心藤原純友ヲ追討シ玉フ。勳功ノ賞トシテ、西征

曲淵

原田氏

了榮

將軍ニ補セラレ、筑前豊前、壹岐、對馬ヲ玉ハリテ、初テ西國ニ下向アリテ、那珂郡岩門ノ庄ニ住居アリ。其所後代ニ御所ノ原ト號スル是ナリ。春實ヨリハ八代ノ後胤次郎太夫種直、太宰少貳ニ補セラレ、種直ハ小松ノ内大臣重盛公ノムコトナリテ、平家ノ一族タルニ依テ、壽永ニ平家ミヤコヲ御開アツテ、西國ニ御下向ノ時、無二ノ忠節ヲ盡サル。平家滅亡ノ後、源氏ニ召捕レ、鎌倉ニ禁獄セラレテ、數年ヲ經テ赦免セラレ、本國ニ歸リ玉フ。シカリトハイヘトモ、本領ハ皆範頼ノ御時、鎌倉ヨリノ下知ニヨツテ、源氏勳功ノ輩ニ充行レ、住所モ領知モナカリシニ、高祖大菩薩ノ社家上原兵庫佐、昔ノヨシミ淺カラザルヲ以テ、憐愍ヲ加エテ、怡土郡三雲村ニ住居アラシメテ、カシヅキタテマツリケリ。上原有勢ノ者タルニ依テ、種直ニ加勢シ、隣境ヲ切トリテ、武威漸クサカンナリ。コ、ニ於テ伊勢、城戸、連法ノ湊ノ月見山ニ屋形ヲタテ、移リ玉フガ、其後伊勢山ニ城ヲ構エテ、住居アリ。ソレヨリ數十代間斷ナク相續シ、原田五郎越前守隆種入道了榮ニイタル頃ハ、享祿天文ノ時代ナリ。了榮ノ子四人アリ。嫡子ハ五郎種門、天文五年ニ生レタリ。二男ハ三郎繁種、同七年ニ生レタリ。三男ハ二郎種吉ト云。此三人ハ一腹ノ兄弟ナリ。四男ハ五郎右衛門尉親種ナリ。此親種ハ、後ノ妻ノ一子ニテ、了榮ノ鐘愛カギリナシ。然ルニ此親種ヲ世繼ニタテント思ヒ玉フニヨツテ、兄ノ三人父ト不和ニナリ、次第ニツノリテ、兄三人ヲニクミウトンジ玉フ事甚シ。三男種吉ハ草野永久ガ養子トナリテ、彼家ニ行玉フニ依テ、子細ナク、長久シ、中務太輔鎮永ト云フ。入道シテ宗揚ト號シ、子供モアマタマフケ玉フ。シカルニ一男二男ハ父ノ惡ミツヨケレバ、身ノヲキドコ

ロモナキヤウナルガ、弘治三年八月七日ノ事ナルニ、二人ヲ殺シ玉ハントノ支度ナリト、ツゲシ
 ラスル人アルニ依テ、落行ント思ヒ、立出ラル、ヲ追手ヲカケ、志摩郡岐志浦ニテ、追ツメテ討取
 ケリ。サテモ此二人ハ武勇スグレタル壯士ナルニ、後妻ノサカシラニテ、故ナク討レ玉フ事、ヲシ
 マヌ人ハナカリケリ。四男親種ハ了榮ノ家督ニ立レケルガ、イカナル故ニカアリケン。高祖ノ伊
 勢城戸ロニテ、自害シ果玉ヒヌ。原田ノ家斷絶ニ及フニ依テ、三男鎮永ノ嫡子ヲ親種ノ養子トシ、
 原田ノ家督ニ立玉フ。五郎右衛門尉信種ト云是ナリ。龍造寺隆信隣境ヲ掠メテ、武威マス、盛
 ナルニ依テ、龍造寺ニ降り、信ノ一字ヲ得テ、信種ト申ケル。天正十五年秀吉公ニ降参シ玉ハザル
 ニ依テ、領知盡ク召放サレ、立寄方ナク、肥後國加藤主計頭ニ仕ヘテ、彼國ニテヲハリ玉フトイヘ
 リ。右或人ヨリシルシ給ル處如件 或人語云。原田下總守親種ハ、永祿八年ニ立花鑑載ニ一味シ、
 立花ニ籠城セラル。鑑載生害ニ及テ、原田ハ出奔シテ、流牢セラレケルガ、後ニ高祖ニ歸城アリ。其後
 又大友ニ謀叛セラル、ニヨリテ、大友ヨリ高祖ヲセメラル。原田力盡テ、城ヲ出テ、出奔シテ高良
 山ニ入り、此所ニテ殺サレ玉フト云リ。他家ノコトナレバ、何レ實説ト云事ヲシラザルナリ。

一本書に志摩郡草場村柑子岳の城に白杵紹察云々
 此紹察ハ白杵新助入道也 コレヨリ以下寫本
紙破レテコレナシ
 一本書に小金丸等
 是ハ志摩郡小金丸村尾山ノ城主ヲ、小金丸民部少輔良種ト云。委キ由來ヲイマタコレヲ聞ズ。故

ニ不記之。

一本書に諸將思ひく、に城廓を構と云々。

右ニ記ス諸城主ハ、國中ニテ大身ト云人々ナリ。其外小身ノ城主ト云テ、カキアゲ城ニコモリ居
 テ、アレヘ付キ、コレニツキテ、世ヲワタル人々アマタアリ。聞及フ處、少々コレヲ記ス。

怡土郡 一吉井村ニ 吉井左京亮

同郡 一深江岳城二重岳トモ云 深江豊前守草野黨也

同 一長石城 西左京允

同 一加布里城 岩熊河内守

同 一有田城 有田因幡守

同 一篠原城 波多江上總守鎮種

志摩郡 一志摩城 大友侍古庄能登守

同 一元岡城 元岡右衛門太夫

那珂郡 一猫峠城不入道村 山田兵部丞

同 一白水城 白水十郎左衛門

三笠郡 一天拜山城 筑紫城代帆足備後守

上座郡 一白木岳城 白木玄番允

一 同 烏岳城 寶珠山 森了心

一 同 松尾城 實志山山城守

一 鞍手郡 雲取城 永満寺村 麻生鎮益

右如件永祿天正ノ間ノ城主ナリ。

一 本書に大友左衛門尉義鎮は、先祖能直より廿一代と云々。

此大友家ノ事、普ク人ノシル處ナレバ、是ヲシルスニ及バストイヘドモ、ツイデヲ以テ以、聞書ニ見ヘタル處ヲ、有増書付ル者也。抑此大友家ト云ハ、淡海公不比等元祖ナリ。夫ヨリ七代ヲ依藤太秀郷ト云フ。秀郷ヨリ十代ニ當テ、左近將監能直ト云リ。此能直ノ子細ヲ尋ルニ、源頼朝伊豆ノ國ニ流人トナリテ、オハシマス時、御側ニサフラハレケル女房ノハラニ出來玉フ御子ヲ、一法師丸ト申ケリ。本妻時政ノ御息女ニイマダ男子出生マシマサヌニ依テ、時宜ノ遠慮ヲ思召テ、齊院次官親能養育シテ子トシ奉リケリ。成長マシマスニ隨ヒテ、容儀才覺人ニコヘ玉フニヨリテ、頼朝寵愛淺カラズ。御側去ズノ近習ナリ。奥州泰衡退治ノ時モ、高名人ニスグレタレバ、勳功ノ賞トシテ、建久七年ニ至テ、豊後ノ國ヲアテ行ハレテ、鎮西ノ奉行ニ補セラル。御母ハ刀禰四郎太夫平經家ノ娘ナルニヨツテ、刀禰ノ局ト申ケリ。此局ノ母ハ、親能ノ妻女ト兄弟ナリ。是ニヨツテ其縁アルヲ以テ、親能ニ預ケ玉ハル處ナリ。能直ノ實父頼朝ハ源氏ナリ。養父親能ハ藤原也。母ノ姓ハ平

大友氏

義鑑

義鎮

ナリ。故ニ世ノ人大友ノ三姓ト申ス事ハ、此能直ニ始マレリ。シカルニ能直ヨリ七代ノ後胤式部丞氏泰ハ、尊氏西國ニ御下向ノ時、無二ノ忠勤ヲ盡サレタルニ依テ、氏族ノ思ヒヲナシ、姓ヲ源ニアラタメラルヘキトノ仰セニ依テ、實父ノ姓ニ立カヘリ玉ヘリ。夫ヨリ十二代ヲ修理太夫義鑑ト云フ。天文十六年ニ上洛マシマシテ、將軍義輝公ニ御禮ヲ申シ玉フニ、將軍御感悅淺カラズ。從三位ニ叙セラレ、左馬頭ニ任ゼラレテ、九州ノ探題ニ補セラレケリ。從三位ノ高位ニ叙セラル、事、大友家ニ於テ是ヲ始トス。嫡男ヲ五郎義鎮ト申ス。二男ヲ八郎殿ト申ケリ。八郎殿ノ御母ハ、御傍去ズノ女房ニテ、義鑑ノ御寵愛ナラフ方ナキ御事也。サルニ依テ五郎殿ヲ退ケ、八郎殿ヲ世ニ立玉ハント思召ケル處ニ、又御母入田丹後ト云家臣ヲタノミ、八郎殿ヲ世ニ立玉フヤウニト、手ヲ盡シ玉フニヨリテ、入田タノマレテ、義鑑ニサマ、申ケレバ、イヨ、八郎殿ヲ御世繼ト思召シ定メ玉ヒテケリ。斯テ天文十九年ノ事ナルガ、齋藤播磨守、小佐井大和守、津久見美作守、田口玄番頭四人ノ家老ヲメサレテ、義鑑ヲホセケルハ、五郎ガ有様ハ、家ヲ繼ベキ器量ナラズ。八郎ハ天晴大將ノ器量ニソナハリタリト覺ヘタリ。シカレバ當家長久ノ爲ナレバ、八郎ヲ世ニ立ント思フハイカニト、仰セ出サル。四人是ヲ承テ、是ハ以ノ外ノ御事ヲ承リ候モノカナ。五郎殿イヅクニ不足モ候ハヌニ、今嫡子ヲ捨玉ハントノ御事、且ハ御家ノ衰微ト覺ヘ候。是ヲ推量仕ルニ、入田丹後辭事ヲ申上ルニテゾ候ラン。我々ドモハ、サラニ同意仕ラジト、苦々布申テ立ニケリ。其後九月二日ノ事ナルニ、又四人ノ人々ヲメス。美作、玄番ハ煩候トテマイラズ。播磨、大和ハ參リケルニ、兩人

トモニ自キリテコロシ玉フ。美作、玄番是ヲ聞テ、サ思ヒツル事ヨトテ、急ギ城中ニハセイリ、美作ハ簾中ニ入テ、八郎殿御母トモニ斬弑ス。玄番ハ常ノ所ニ馳入り、ヨシアキヲ斬テ害シ奉ル。アリアフ人々拔ツレテ、玄番モ美作モキラレケリ。カクテ五郎義鎮ハ別府ノ湯ニ御座アリケルガ、此由ヲ聞召シ、イソギ府内ニ歸リ玉ヒテ、戸次伯耆守鑑連齋藤右衛門尉鎮實ニ仰セ付ラレケレバ、兩人承リテ、入田ガ一族ヲ殺サントス。入田丹後ハ馬ニ打乗テ、北テ肥後ニゾ行ニケル。肥後國阿蘇惟豊ハ、入田ガ舅ナリケレバ、是ヲタノンデ、命ヲツナガントス。惟豊聞テ、主君ヲ弑スヤウニ爲タルハ、自コレヲコロスナリ。君ヲコロス者ヲバ、天是ヲユルシ玉ハズ。我ハサル無道ナル者ニ、與同スル事ハナルマジトテ、入田ヲ斬テ、其首ヲ府内ヘゾ送リケル。角テ義鎮家督ニ立玉ヒ、武威サカシニテハシマシテ、九州悉ク平ギ、皆其旗下ニ伺候セズトイフ事ナシ。然ニ永祿ノ頃ニ至テ、驕ノ心ツキ玉ヒテ、遊樂ヲ專トシ、諫臣ヲ遠ケ、佞臣ヲ近ケ、侍女傍ニミチクテ、亂舞酒宴夜ヲ明シ、日ヲ暮シテ、アラヌ有様ニ成リ玉フ。直ナル者ハ殺サレ、曲レル者ハ威ヲ振フ。行迹サナガラ狂人ノ如ナリ。永祿五年ノ事ナルニ、或夜頓ニウセ玉ヒテ、アリ所ヲ知人ナシ。内外駭キ騷テ、尋ネ奉レドモ、見ヘ玉ハズ。サテハ天狗ニ抓レ玉フカト、肥後ノ阿蘇豊前ノ彦山、其外深山幽谷、アラユル所ヲ尋ネテモ、見タルト云人モナシ。斯テ百餘日ヲ過ケルニ、或人申様、探題ハ安賀江ニオハシマスト申シケレバ、人々到テ見之ニ、茫然トシテコ、ニ御座アリケリ。人ヲモ見知玉ハズ、一言ヲモ出シ玉ハズ、只ウカクト眠リ玉フバカリナリ。夫ヨリ藥ヲス、メ、祈禱ナドシテ、ヤウクニ正氣ニ

カヘリオハシマス、サラニ本府ニ歸ラセ玉ヘトイヘドモ、歸ルマジトノ玉フ。只此所ニオハシマサントアリケレバ、此安賀江ハキハメテ賤キ田舎トイヒ、殊ニセバキ所ナレバ、セメテ丹生島ニ移ラセ玉ヘト申上ル。ヤウクニ申宥テ、丹生島ニ屋形ヲ立テ、ウツラセ玉ヒ、ソコニテ入道セサセ玉ヒテ、宗麟ト申ケリ。斯テ丹生嶋ニ三年オハシマシテ、永祿八年ニ、本府ニ歸ラセ玉ヒケリ。此後ハ昔ニ立歸リテ、政道タダシクマシマスニ依テ、九州其德ニナツヒテ、治メ玉フ處七ヶ國ニ至リ、庶民皆歡樂セリ。然ルニ天正五年ニ至テ、此春ヨリ又驕リノ心、日々ニタカブリ、悪行日々ニカサナル。諸老諫メ奉ルトイヘドモ、耳ニモ聞入レ玉ハズ。其濫行ト云フモノ、言ニモノベガタシ。天正六年ニ、嶋津ガ日向ヲ斬取ヲ制セントテ、馬ヲ出サル、トイヘドモ、佞臣田原紹忍ガ策ツタナキニヨリテ、日向ノ耳川ニテ後レテ取リ、究竟ノ人々討死ス。先手ノ大將齋藤鎮實ヲ始トシテ、吉弘、田北、臼杵、荻野、佐伯、小佐井、吉岡、清水、蒲池ナド、一人當千ト呼レシモノ、悉ク討死ス。此外ノ侍ハ、カゾフルニイトマアラズ。角テノチハ、大友ノ鋒先鈍クナリテ、嶋津龍造寺ニ馬ヲツナグ人々、九州ニ殘ル人ナクゾ見ヘニケル。天正七年正月十一日ニ、以探題職、嫡男義統ニユヅリ玉フ。右大友家ノ大抵如此ナリ。委キ事ハコレヲ知ズ。

一嶋津義久 此嶋津ノ元祖ヲ尋ルニ、賴朝公ノ思ヒ人、丹後ノ局ト云ハ、并ナキ御寵愛ナリ。御台所ノ御嫉妬故、追ヒ出サレ、上洛アリ。其頃局懷胎ナリ。流牢ノ身ノ祈誓トシテ、津國住吉ニ參詣アリ。此所ニテ俄ニ産ノ心地マシクテ、社頭ニシテ男子誕生アリ。夫ヨリ住吉ノ里ニ住居シテ、此男子

ヲ養育シ玉フ。後ニ召返サレテ、鎌倉ニ下リ玉ヒ、畠山重忠ニ預ケ置玉フ。頼朝公奥州ノ泰衡退治ノ時、重忠ニ先陣ヲ賜ハリケリ。件若君十三歳ニナリ玉フヲ、大將軍ニ立テ、大手ニ向テ有忠功。歸陣ノ後、若君ヲ重忠ニ賜ハル。則、鞏君トシテ、カシヅキ奉ル。又三郎忠久ト云ハ、此事ナリ。奥州ニテノ勳功ノ賞トシテ、大隅薩摩ヲ忠久ニアテ行ハル。夫ヨリ代々相續シテ、義久ニ至レリ。

一本書に大友怒りて、嶋津を伐んとて、日向迄働き給ふと云々

此條本書ニ不委、日向表ノ働ノ事、或人ノ覺書ノ内ヲ少々シルス事如左。抑嶋津ト大友ト鉾楯ノ起リハ、大友家九州ノ探題トシテ、諸侍下知ヲウクル事年久シ、然ルニ近年嶋津義久、九州ノ探題ノ御教書ヲ頂戴スト云テ、大友ノ下知ニシタガハズ、剩ヘ近國ノ諸城主ヲ手ニツケントス。故ニ九州ノ兩探題ト世ニモテハヤス。是第一ニ大友遺恨ヲ挾サム處ナリ、其外五ニ違亂ニ及フ事多之。就中日向國縣ノ城主伊藤入道嶋津ニ追出サレテ、豊後ニ來リ、大友ニ申スヤウ、我々カク流牢ノ身ト成テ候。探題ノ御事ナレバ、訴ヘ申處ナリ。偏ニ御影ヲ以テ、本領ニ還住スルヤウニ頼ミ奉ル、ト申ケレドモ、是ヲ扶ントスルハ、大義ノ思立ナレバ、宗麟サシテ取上不給。シカルニ田原紹仁ノ申サル、事ハ、何事モト、ノフ由ヲ、伊藤聞付テ、紹仁ニ申入ルハ、御肝煎ヲ以テ、本領ニ還住仕ルニ於テハ、某本領ノ内、過半ヲ御邊ニマイラスベシ。是非ニ此事ヲ頼存ルト申ケレバ、紹仁大慾心ノ深キ者ナレバ、則、請負、宗麟ニ色々ニ取ナシテ、申ニヨリ、宗麟納得シ玉ヒ、伊藤ニ對シ、義理ノ弓矢ト思召、三老七家ノ人々ニ被仰合、シカレドモ、諸老會テ同意セズ。只今隣境シツカ、ナラザル時節

ニ、手モトヲ置テ、遠方ニ大兵ヲムケラレン事、當然ニアラズト、色々理ヲセメテ、止メ奉レドモ、紹忍サマトスカシ申ニ依テ、既ニ出勢ニ相究ル。斯テ天正六年八月十三日、宗麟豊後ヲ御立アリ。三老七家先手トシテ、其勢都合五萬餘騎。九月十八日、大隅高城ニ押ツメ、是ヲセムル。二ノ丸ハ攻敗リ、本丸ニ追込、今一揉ト見ユル處ニ、嶋津義久、高城ノ後詰トシテ、二萬五千ヲ率シテ、日向ノ佐土原ニ押寄スル。宗麟是ヲ聞玉ヒ、高城ノ寄手ニ下知セラレケルハ、後詰ノ大勢ニ後ヲツ、マレテハ、進退度ヲ失ナハンハ、治定ナリ。急ギ圍ヲ解テ、引取ヘシト有ケレハ、加程シツメタル城ヲ打捨、十月二十七日、耳川マデ引テソナヘタリ。嶋津勢ハ十一月五日ニ耳川ニ押付、川ノ南ニソナヘヲ立ル。大友勢ハ川ノ北ニ其間一里ヲ隔テ備ヘタリ。大友ノ本陣ハ、武志賀ト云所ニオハシマス。吉弘、齋藤、田北、白杵、佐伯、戸次ノ諸大將、色々智略ヲメグラシ、サテ本陣ニ使ヲ立テ、御勢ヲ此方ヘス、メ玉ヒテ、先手ノ跡ヲクロメ玉ヘト申セドモ、宗麟同意オハシマサズ。先手ノ人々腹ヲ立、是ハ紹忍ガ逸設ケニ、遠々ト本陣ヲ構ヘシメタルニテゾ有ラン。此度ノ軍ハ、ハカトシキ事ハヨモアラジ。然レバ、此度打死ト相究ルソノ場ナリト、先手ノ諸將ハ、一樣ニ思ヒ切テゾ候ヒケル。角テ十一月十日ノ夜、イマダ明ザルニ、川ヲ渡シテ嶋津カ兵ト相戦フ。卯ノ刻ヨリ未ノ刻ニ至テ、追ツ返シツ戦ケルニ、敵味方ツカレハテ、相引ニ引テ退ニケリ。嶋津ガ勢ハ一里ヲ去テ、猿ガ馬場ニ勢ヲマトメ、味方ハ耳川ニ有テ備ヘタリ。明レバ十一日、兩陣ウチヨセ、火花ヲチラシテ相戦フ。吉弘、田北、戸次、白杵ハ、マシクラニ嶋津ガ本陣ニ切カ、ツテ混ヒ々ト馬ヨリヲ立、鎧オツトリテ、一文字ニ

ツイテカ、ル。此時島津突立ラレ、半町バカリシサリケルニ、義久ノ馬印、左ニナビキ、右ニ傾キ、唯今崩レント見ユル處ニ、田北紹忍ハ國勢五十四頭ヲ引率シ、ハルカノ西ニヒカヘタルガ、敵ノ馬印ノ亂ル、ヲ紹忍ガ臆病眼ニ、味方負テ、西ニ向テ、敵ノ馬印ス、ムト見テ、ステ鞭ヲ打テ、北ニケリ。サテコソ、味方裏崩スルヲ見テ、一支ヘモセス、突崩サレ、大崩レシテ、ニゲテユク。吉弘、臼杵、田北、佐伯、小佐井、吉岡、山下ノ八頭、カク有ベシト兼テ思シ事ナレドモ、今暫紹忍^{ウラ}怵ヘタランニハ、島津ヲ首ニシテ見シモノヲト、躍アガツテゾ怒リケル。思儲ケシ討死ハ、唯今ゾト廣言シテ、思ヒノニ討死ス。其外ノ討死數シラズ。紹忍ハ北テ武志賀ニイタリ、宗麟ヲス、メオシタテ、同十四日ニ豊後ノ臼杵マデ引取ケル。此度島津ガ方ニ討取首三千五百餘トゾ聞ヘケル。其外討ステノ雜兵、數モ涯リモナカリケルト記シケリ。猶モ委キ事ハ、永々シケレバコレヲ略ス。

一本書に龍造寺隆信の先祖

此條又略セリ。今本書ニ見エタル處、相違ナキナリ。然ルニ有田九左衛門ガ嫡子ヲ信家ト云。天文ノ末九左衛門信吉死シ、ヤガテ嫡子信家モ早世シケリ。隆信ハ十二歳ヨリ出家サセントテ、龍造寺ニヤリテ、經ヲナラハセケルガ、父モ死シ、兄モ死シケレバ、寺ヲ出テ、兄ノ跡ヲツイデ、隆信ト號ス。龍造寺ニテ盛長スルニ依テ、則寺號ヲ氏トセリ。生レツキ勇氣アリテ、所々ヲ斬取ントスルニ依テ、國人殺サントス。力及バズ。遁テ筑後ニ至リ、築川ノ城主蒲池鑑盛ヲ頼ミテ、警ヲ防グ。築川ノ近所一ツ木ト云所ニ、幸福寺ト云禪寺アリ。此寺ニ入テ、カクレキタリ。從者只一人アリ。彈介ト云。主

從二人ハ此寺ニテ、月日ヲ送ル。斯テ後様々ニ智略ヲ廻シ、追出シタル國人ト、中ヲナチリ、ツイニ本領ニ還住ス。娘一人有ケルガ、隱レナキ美女ナリ。是ヲ蓮池ノ城主小田重之ト云モノニヤリタリ。重之ハ國士ノ中ニテ、第一ノ大身ナリ。重之ノ親子ノ契約タリトイヘドモ、隆信ガ虎狼心アルコトヲ、兼テ知ニ依テ、終ニ舅ニ對面セズ。シカレバ隆信色々ニ云テ、重之ヲ招ケドモ、竟ニ來ラズ。コ、ニ於テ隆信ハ虛病ヲ構ヘ、スデニ死ニ及ベリ。今生ノ暇乞セント、娘ニイハセテ、重之ヲタバカリヨセテ、情ナクモ刺殺ス。其後重之カ領知ヲ取テ、漸ク大身トナレリ。永祿ノ末ニ、秋月筑紫ハ大友ニソムクニヨリテ、筑紫ニタヨリテ、大友領ヲ所々押領ス。武威日ヲ遂テサカンナルニヨリ、八重、犬塚、有田、賀江、横竹、馬場、高木、修行、神代、須古、内田ナドノ小身、皆其威ヲ恐レテ、旗下ニ畏ル。コ、ニ於テ肥前五郡ヲ進退ス。其後薩摩ト肥後ノ國ヲ争テ、合戦度々ニ及ベリ。イツハツベキトモ見エザルニヨリテ、和談ヲ以、菊池川ヲ堺トシテ、半國ヅ、ヲ進退セントノ約束ニテ、合戦ハヤミニケリ。隆信義ニハ並ブ人ナキ勇者ナレドモ、仁ニハ曾テウトク、情ナキ事ドモ積リケレバ、旗下ノ諸將、カレガ暴逆ニアキ果ケリ。サテコソヨリ、島津ニ内通スル人多キ中ニ、高木ノ郡有馬左衛門佐、反逆ノヨシヲ聞付、隆信大兵ヲ引率シテ、是ヲセメラル。薩摩ヨリ加勢ヲ有馬ニサシムケテ、大ナル合戦アリ。隆信運ツキテ、コノ時ウタレ玉ヒケリ。是ハ天正十三年七月廿九日ノ事ナリト。或人ノ物語ニ聞處ヲアラマシシルス。未知實否。

一本書ニ周防國には大内左京太夫義隆と云々

大内氏

此大内殿ノ事ハ、世ニアマネク知事ナレドモ、此老人實正ノ事ヲシラヌニ依テ、或人ニ尋不ケレバ、委ク書付玉ハル。其中ニテ、少々ツミ取テ、コヽニ記ス。抑大内家ノ元祖ハ、馬韓國ノ御門齋明王ノ第三ノ御子琳聖ト申アリ。我朝推古天皇ノ定居元年辛未ノ年ニ、本朝ニ渡リ玉ヒ、周防國佐波郡多々良濱ニツキ玉ヒテ御座ス。推古天皇ノ勅ニ依テ、長門國ニ移リ、大内縣ニ移リテ住シ玉ヘリ。此太子ヨリ七代ニ當ルヲ正恒ト云。此時始テ多々良ノ姓ヲ玉ハル。正恒ヨリ十代ニ當ルヲ周防權守滿盛ト云。壽永ノ頃、大内介ト號ス。是大内ト云ノハジメナリ。元暦ノ頃、賴朝ニ忠アルヲ以テ、長門國ヲ賜ハル。滿盛ヨリ七代ニ當テ、左京太夫義弘ハ周防、長門、石見、豊前四ヶ國ヲ領シ玉フ。明德ノ亂ニ、公方家ニ於テ無類忠ヲヌキンデ、和泉、紀、井兩國ヲ恩補セラレ、六ヶ國ノ大名ナリ。義弘ノ嫡男持世、太宰少貳嘉賴追討ノ賞ニ、筑前少貳ノ領分持世ニ下シ行ハル。持世ヨリ三代左京太夫義興ニ至テ周防、長門、豊前、安藝、石見、山城七ヶ國ヲ領シテ、管領ニ補セラル。其嫡男太宰大貳義隆ノ代ニ、山城ハ三好ニトラレ、備後ヲ斬取玉ヒテ、七ヶ國ヲ保チ玉フト聞處如件。シカレバ此老人昔聞置處ハ、筑前國元ハ大内殿御領國タリトイヘドモ、義隆武ニウトクオハシマス。大友殿其武威ヲ振ヒ玉フニ依テ、筑前ノ諸城主、悉旗下ニ不從者ハキリ取テ、皆大内殿ノ手ヲハナル。係リケレトモ大内殿此國ニ手ヲ出サル、事モナクテ、坐ナガラ國ヲ失ヒ玉フ。サレドモ宗像殿ハ大友ニシタガヒ不給ニ依テ、漸宗像郡ヲ大内殿御抱ヘノ分トシテ、其外ニ鞍手、粕屋ノ兩郡ノ内ニ、少々殘ル庄郷ニ、代官ヲ召置レタルハカリナリ。是ヲサヘ斬取ントテ、立花ニ城主ヲスユオイテ、ヤ

義興
義隆

大内と宗
像氏

ハ、モスレバ、シエタゲケルヲ、宗像殿ヨリ人數ヲ出シ、追拂フテゾ抱ヘ玉フ。アサマシクオトロヘハテタル大内領ナリ。本書ニ云。秋月、原田、麻生、筑紫、杉、大鶴、小田部、曲淵、占部、小金丸等ノ城主モ、始コソアレ、近年ニ至テハ、皆悉ク大友ニ從フ。其中ニ占部ハ大友ニ降ラズ。殊ニ尙安ハ興氏卿ノ次男氏繁ノ聲ナレバ、彌一心ナク宗像殿ニ從ヒ奉テ、大内殿ノ味方ト成テ、二張ノ弓ヲヒク事ナシ。一本書に宗像殿も近代に至ては、寇を防んため、大内殿に従ひ玉ふと云々

此事委細ナラザルニ依テ、聞及處ヲ記ス者ナリ。抑筑前國ヲ大内殿賜ラセ玉ヒテ後、社家領ノ外ハ、皆大内殿ノ御進退ナリ。然レバ御領國ノ分内ナレバ、宗像殿モ彼家ニ從ヒテ、違儀ニ及バズ。社務末代ニ及テ、私欲ヲ專トシ玉ヒ、氏族ノ中ニテ、度々錯亂ノ事アリテ、彌身ヲ縮メ玉フニ依テ、當家零落云ニ言葉ナシ。正氏ノ御代ニ至テ、内敵ノ騷動モ治リ、偏ヘニ大内殿ニ從ヒ玉フニ依テ、防州ニ在館シ玉ヒ、深川、黒川ノ兩庄ヲ得玉ヘバ、終ニハ御家人ノ如クニ仕エ玉フ。義隆御生害ノ時、氏男モ同ク生害アリテ後、氏貞當國御入城ノ砌リヨリ、四五年ノ間ハ陶尾張守ニ下知ヲ承ル處ナリ。此騷亂ノ間、宗像代々ノ御家人カタク守テ、大友ニトラレズ、就中占部ハ大身タルニ依テ、許斐一城ヲ持堅メテ、大友家ヲ拒ギトム。陶生害ノ後、氏貞モ御幼少ナレバ、大友ニ降ラン事ヲ、無念ニ思ヒ、毛利殿ヲ頼ミテ、後ヲクロメ、持コタエタル處ニ、天正六年耳川敗北ノ後、大友ノ武威散々ヲトロヘケレバ、諸方ノ手遣モナリ玉ハズ。然レバ當家ハ永祿十二年ニ、大友ト和睦ナリ。此時分毛利輝元ノ御代トナリテ、元就御在世ノヤウニモオハシマサズ。氏貞モ御成長アリテ、武威專ラ盛ナ

レバ、元龜三年ノ比ヨリ、サシテ毛利殿ヲ頼ミ玉フニ及バズ。本領ノ内ヲ切返シ玉ヒ、自立シテオハシマス。此時分大友ヨリハ、中々手ヲサス事モナルマジキニ、殊ニ和睦ノ事ナレバ、家中安穩土民平安ナリ。氏貞御不幸ニオハシマシテ、早ク御逝去アルニ依テ、御家督モオハシマサズ。社務ノ代斷絶ニ及ブ事、偏ニ時節ノ到來、力ニ不及處ナリ。

宗像記第七 占部尙持没落、并氏貞嶽山開城之事

許斐岳の城は、天文のはしめ、占部壹岐守新たに是を構へてより、數十年已來大内殿に従ひて、忠節をつくしける。然るに天文廿三年に至て、立花井樓山の城主但馬守鑑載、白嶽の奴留湯融泉と相計て、岩屋の高橋鑑種に牒し合せ、豊後に勢をこふて、許斐の城を攻て、麻生隆實、占部尙安をうたんとす。占部麻生是を聞て、此大兵を我小勢を以てふせぐべきにあらず。中國に加勢をこはんとすれば、大内と毛利の銚楯なれば、かなふべきにあらず。岳山の勢も、中國に至て、毛利に合力す。進退茲に究りぬ。一先城を開て、時節を待にしかずとて、大島へ渡りけり。かくて許斐の城には、奴留湯入道、麻生鎮氏入替りて、豊後の勢を催し、岳山の城をせめければ、氏貞今年は十歳にておはしませば、御乳母上いだきかかへて、大島にのがれ給ふ。又麻生家助を攻ければ、是も城を開て、彦島に遁れ行て、七年の春秋を送りけり。豊後勢は氏貞をもらし參らせし事を無念に思ひ、兵船をそろへ、大島にせめよするといへども、終にせめとる事はならざりけり。此大島といふは、第二宮にてわたらせ玉へば、宗像殿ぞいはひ祭り給ひける。此故に島の者共、氏貞を大事の人にし奉り、

皆身命をなげうつて、ふせぎければ、敵兵を船よりおろしたつる事もなかりけり。かくて弘治元年に甲斐守尙安、勝嶋に押渡て、神の湊を従へ、茲にかりそめの城をかまへて、時節を待て、立花をねらひける。右馬介尙持はかりことある者にて、郎等の弘中三郎、繩分彦太郎を近付て申やう、我此小勢を以て、許斐の奴留湯、麻生鎮氏を攻ん事は、蟻螂が斧をあぐるにひとしかるべし。毛利殿に加勢を乞むも、今は石州出雲の御合戦の最中なり。ざりとて空敷年月を送り、我祖父の取立給ふ城に、敵を入置は無念なり。いかにもして計略をめぐらし、奴留湯、麻生を伐て、城を取返すやう有んと評説す。神屋主馬允といふ者罷出て申けるは、爰に某存する旨の候。某他國の者と申て、奴留湯に奉公し、敵の油斷を見て、注進し候はん時、押寄て討取給はん事いと安かるべくや候はんと申す。此儀尤しかるべしと、各一同に申ければ、主馬允は下人の姿に出立、許斐に到て、在所のものを頼て、敵の方に申けるは、某は肥前晴氣の者にて候か、主人の爲に商ひを致し、所々に往來仕る處に、盗人に剝取れ、加様の躰に成て候。在所に歸り度は候へ共、盗人に取れたると申は假ことにて、みだりに失ひ候かと、主人折檻いたし候はんは必定と覺へて候へば、罷歸ん事は不成候。願くは此御城中に召抱えられて、命をつなぎ申やうに、ひらに奉頼と、さも誠しげに、方便ければ、城中の者共、不便におもひ様々に才覺して、奉公に出しける。主馬はおもひの儘に奉公に出て、門の番役をつとめける。城中の作法には、門木戸を酉の刻より鑰をおろし、其鑰どもを取上、朝の卯の刻に鑰を出して、門戸を開く。其上夜廻りの武士、所々番人しばらくも怠りなかりければ、中々左

右なく窺ひよるべき様なくぞ見へたりける。或時尙持が忍びの者、此門外を通りけるに、折節早朝の事なりしが、主馬允門を開くと、いなやに彼者を見付、手に持たる鎧を取はづしたる躰にて、門より外に落しけり。され共人餘多見ければ、頓て取て内にいる。彼の忍びのもの、此ありさまは不審なりと思ひ、立廻りて是を見るに、春雨の名残に、土濡ふて、いまだ乾かざるに、鎧の形うつりけるを見付て、其鎧の形を寫し取て、尙持にかくと申ければ、尙持大に悦て、急ぎ鍛冶を召よせ、此鎧を作らせける。さらば夜討の用意をせよとて、人々に示しけるは、鎧のわたがみに、相印をつくべし。素膚の者は、皆一様にたすきをかけて、たすきに相印を付、又相詞を以戦ふべしと、約をかたく定めて、三百餘人を引具し、弘治二年三月廿七日の夜半計に、許斐の麓に忍びよる。ひそかに使を以て、主馬允に件の相鎧を投入せとらせつつ、今や門を開くと、相待といへとも、主馬は夜廻の隙を窺ひ居て、曉になるまで門を開かず。既に横雲引渡す比、此門を開きければ、人々城中に亂入て、鬨をどつと揚たりけり。城中には思ひもよらぬ事なれば、上を下へと騒動し、十方を失ふ計なり。太刀よ刀よ、弓よ物の具よと、ひしめき廻る計にて、敵にかけあふ儀勢はなし。され共取合せたる人々、まじぐらに成て、かけ合せれども、待備たる敵の中に、二人三人かけ入たらんに、なじかは以てたまるべき。皆矢にはに討殺さるる者、百六十餘人に及べり。續て出る人々、命を惜まず戦へども、三百餘人備を立て、名乗懸く、鋒を揃へて攻戦へば、討るゝ者數しらす。今は叶じと思ひつゝ、我先にと落行ける。尙持元來案内はよく知たり。甲の丸に

責入れば、鎮氏も暫く支へて防ぎけれ共、或は討れ、或は落行ければ、力不及、主従六七人、峰を下りに落行けり。吉原源内左衛門典通是を見て、箭打つがひ、さし取引つめ射たりけるに、一人も不殘射殺さる。かくて尙持はおもひの儘に、此城を取返し、會稽の恥を雪ぎぬと、悦ぶ事は限なし。此由かくと毛利殿に注進したりければ、元就父子大に賞し玉ひ、感悦の狀を給りける。其狀に曰。去三月廿八日許斐岳被切執之刻、切入城内甲丸、防戦被疵、右指被勦、粉骨之次第、注進到來、畢誠軍勞、忠心之所致、頼鋪存候、彌御馳走、肝要候、猶氏貞令申候、恐々謹言、六月廿八日隆元元就 占部右馬助殿へと書れける。かくて許斐の城を堅固にこしらへ、甲斐守尙安守りけるに、翌年四月十八日豊後勢大に起て、許斐表に攻來る。尙安一族の輩、四百餘騎にて楯籠る。已に敵陣鬨をあぐれば、城にも鬨を合せける。其日は終日せめけれども、中々攻入べきやうなかりければ、引取て人馬に息をつがせ、明る十九日吉弘鑑理、奴留湯主水、立花但馬、千五百餘騎を、三手に分て、三方より攻上る。城中には人數すくなく、防ぎ兼たる有様なり。其比右馬助尙持は、毛利の出雲に發向し玉ふを助けんとして、中國に渡て不有合。又宗像の勢は、元就石見へ御働の比より、悉く發向す。麻生元鎮も中國にあり。今此城に有合輩は、占部尙安を大將として、舍弟左馬助重安、次男源内左衛門貞安、一族に占部織部貞治、同民部貞盛、河津新四郎隆家、彼是合せて五百に足らぬ勢にて、此大勢を防ぎけるこそ由々敷けれ。敵はあらてを入替く、攻たりけるに、兩日の戦ひに討るゝ者、數をしらす。敵も城中も、今日に至て、つかれはてければ、相引に引退きて、暫く息をぞつぎにける。寄手の人々云

様、是程の小城に小勢にて、かゝえたらんを、日數を経て、攻兼たりといはれんは、無念の次第ならずや。此度は只一手に成て、採つぶせ者共とて、面もふらず攻上る。尙安は眼をいからし、拳を握て、人々に云やう、小勢を以て大敵に當るは、尋常にては叶ふべからず。精兵の射手はなきか。あれ射拂ふて、亂るゝ處を打て出て追拂へ。今日を限りの命にて、活んと思ふ事有べからずと、躍り揚りて喚はりけるに、寄手進んで攻上るを、百餘人の精兵、箭種を限りと射たりける。的に成て立並んだる寄手なれば、空矢は一もなかりけり。散々に射立られ、忽足次しどろになるを、尙安きつと見て、時分はよきぞと喚て、眞先に討て出る。續く兵、面もふらず、一度にさつと馳下す。うけ太刀に成たる敵共は、一支もたもたず、一揉にまくり立られ、むら／＼はつと引退く。黒なし返せと喚れ共、引立たる大勢なれば、一返しもかへさず、東西に亂れちる。吉弘はさすがの者といへども、立花の城迄、跡をも不願引て入。味方は勝にのつて、米多比、薦野、青柳の邊迄、追討して、首を手々に提げ、氣色奪てぞ歸りける。此由毛利家へ注進しければ、元就父子書を以、賞美し給ふ事不淺。其書に云去月十八九兩日、豊家衆、至許斐山、取掛之處、各依御在城、被碎手、敵數人被仕付、被得勝利之趣、在關之奉行、注進到來候、不始于今、御粉骨之次第、殊三ヶ年御籠嶋、自他以無比類候、誠神妙之至候、仍雲石堺一城取立、令普請、相調之、令歸陣候條、其國々行不可有遅々候、可御心安候、是非御堅固之儀、肝要候、猶從奉行共所可申候、恐々謹言、五月廿九日 隆元元就 占部甲斐殿とぞ書れける。去る天文廿年に大内殿は御自害、氏雄は討死し給ふ。後宗像一味の諸將、僉議して云様、今迄は大内殿

を頼み奉りしに、如斯の御仕方也。今後は大友より手入をし給はんは、必定也。然る時は大友に隨ひなば、數年の鬱憤に領知を剝取、ついには殺され、すなほに立ん事有べからず。陶は氏雄の御敵なり。所詮毛利殿に従ふべし。元就は無双の大將と聞ゆれば、行末頼母敷覺ると、一同に申合せて、毛利が味方にぞ參りける。毛利殿は境をへだて、味方を得給ふ事淺からぬ御悦びとぞ聞えける。

本書第七占部尙持没落付氏貞岳山開城之事

一、此篇合戰ノ次第、本書ノ如シ。其内少々相違ノ事モ有之。又年號相違ナリ。故ニ今改正之。
 一、大友義鎮武威近國ニ輝キケレバ、筑ノ前後、肥ノ前後ノ諸城主、皆大友ニクダルト雖モ、宗像遂ニ彼手ニ屬セズ。然ハ宗像ヲ手ニ入テ、三牧ヲモ取ニ於テハ、筑前一國殘處ナシ。宗像ヲ取ニハ、許斐ノ城指寄ナレバ、此城ヲ攻落シ、夫ヨリ宗像山鹿黨ヲ惣押ニセント、議定セラレタルト也。サルニ依テ、永祿二年九月二十五日、立花ノ城主、但馬守鑑載、奴留湯融泉、并麻生鎮氏ニ豊後勢ヲ付テ、許斐ヲ攻ラル。許斐ノ城主、占部尙安、無勢ナルニ依テ、始終タモチ難シト詮議シテ、城ヲアケテ、大嶋へ退ク。許斐ノ城ニ奴留湯融泉、麻生鎮氏入替ル。其後白山ノ城ニ押寄テ、攻メントスルヨシ聞エケリ。氏貞今年十五歳也。殊ニ白山ノ城、要害堅固ナラズ。人數ハ去年ヨリ中國毛利殿ニ加勢トシテ、上セ置玉ヘバ、此城無勢ニテ保チ難シトテ、大嶋へ御渡海アリ。夫ヨリ山家城ニ押寄ケレバ、家助モ城ヲ明テ、長門ノ彦嶋へ落行ケレバ、宗像三牧ハ案ノ如ク、大友ノ手ニ安々ト取レケリ。斯テ永祿三年ニ占部甲斐守尙安、勝島ニ取渡リ、夫ヨリ神湊ノ草崎ノ城ヲ拵エテ楯籠リ、時節ヲ見

同四年

合スル處ニ、尙安ガ嫡男右馬助尙持、智略ヲ廻シ、同年三月廿七日手勢三百ニ、大嶋ヨリノ加勢ノ勢ヲ合セテ、千餘騎ニテ夜籠ニ押寄、手モナク許斐ノ城ヲ取返シケリ。合戦ノ次第ハ、本書ニ見エタル如ク、相違ナシ。同四年四月十八日豊後勢許斐ニヨセ來ルトイヘドモ、占部尙安四百餘騎ヲテ籠トイヘドモ、多勢ニ圍マレ、既ニ難儀ニ及ブ處ニ、尙安勇ヲ勵シ、竟ニ大敵ヲ追崩ス。其合戦ノ次第、如本書無相違。

一、本書に毛利殿を頼む事。

此事本書ノ趣、少相違アリ。天文二十年氏貞當國へ御下向ノ事、專ラ陶尾張守ノ結構ナリ。然ルニ依テ陶在世ノ内ハ、諸事陶ヨリノ裁判ニテ、ウシロヲクロメ玉ヘリ。サルニ依テ天文二十三年ニ石州津和野三本松ノ城主吉見三河守謀叛ノ時ニ、陶討手ニムカハル、時、氏貞ヨリノ加勢トシテ、吉田占部、石松ヲ大將トシテ、三百騎ヲ相添へ、上セ玉フ。其時吉原善三郎働キ有ニ依テ、氏貞ヨリ仰トシテ、感狀ヲ給ル。其狀ニ曰。

天文二十三年四月於石州津和野責口要害、執相之時被疵左足由、粉骨神妙之趣能々相心得可申旨候、恐々謹言。

七月十三日

吉原善三郎殿

尙秀、秀時、氏備三人連判ノ狀ナリ。弘治元年陶生害ノ後、大友ヨリ當家ヲ討取ルベキ様子ナレバ、御家人等評儀スルハ、尾張守殿ヲ後楯ニシタル時分ハ、大友ヨリ聊爾ノ御働キモアルマジト思

フ處ニ、陶殿御生害ノ後ハ、後楯コレ無キニヨリテ、必定大友ヨリ手ヲ入ラルベシ。然トテ今大友ニシタカフモノナラバ、當家ノ領地ハ剝取レン事治定ナリ。殊ニ大友近年ニ至テ、作法亂レ、惡逆無道ノ名ヲ得玉ヒヌレバ、當國ノ城主大方ハ、大友ノ手ヲ離ル、人コレ多シ。所詮毛利殿ヲ頼ミ奉ラントテ、使ヲ以テ頼奉リヌ。因之永祿元年ニ元就雲州御働キノ時、氏貞卿ヨリ加勢ノ人數ヲ出シ玉ヒ、後ニハ人質ヲモツカハサレタル事也。右如件。又合戦ノ次第ハ、聞及フ處ト本書ノ趣無相違也。

宗像記第八 多賀隆忠合戦付許斐氏任謀叛之事。

弘治三年多賀美作守隆忠は、大内殿滅亡の後、大友に降参す。斯て隆忠大勢を率し、立花に出張し、許斐の城をせめんとす。占部右馬助尙時、此由を聞て、何條隆忠か大友に降参して、忠節がほに此城を攻んといふこそ奇怪なれ。よせ付ては無念なりと、七月八日日本木の郷に出張して、合戦數刻に及ぶといへども、勝負更に決しがたき處に、占部尙安二百計にて、横合に馬を入る。隆忠不怵こゝろ一度にどつと崩れて、右往左往に敗北す。味方機に乗て、追詰ぐ討ほどに、隆忠は畝町の川端にて、取つてかへし戦ひけれ共、大勢に取こめられて討れにけり。多賀彦四郎も返し合せ、勇を振ふといへ共、終に討れて失にけり。近年毛利方と大友方軍始りてより、筑前の諸將、敵となり、味方となり、變化日々に改りて、軍のやむ事はなかりけり。許斐三河守氏任は、許斐氏の嫡流なり。宗像の庶

多賀隆忠

流に深田美作守氏俊か親族にてぞ候ひける。天文より弘治に至て、宗像の家の執權の衆中にて、威勢有事双びなし。同年十月の事なるに、彼氏任は、一家の輩に、許斐左馬太夫氏備、同安藝守氏鏡、同宮内少輔氏清、同兵部少輔氏則、同興八氏種、同五郎氏信等、其外一族彼是あまた集めて申けるは、氏貞いまだ若年にて、東西をわきまへ給はず。此時節に謀叛し、氏貞を殺し奉ん事いと安し。手にたつものとは、許斐城の占部一人也。かれを討て、立花に一味し、宗像領を知行して、一門榮花にほこり、面々にも過分の地を領せさせ申べし。いづれも一味同意し給はゞ、近日に思ひ立んとぞ申ける。人々一同に申けるは、是は思もよらぬ事を承候物かな。抑宗像の御家を、主人とあふぎ奉る事、何十代と云事をしらす。我々が一族も、又何十代といふ事をしらす。御家人なり。然るに家人として、主人を倒し申さん事、田嶋の御神の神慮に背きて、御罪を蒙ん事疑ひなし。此事におゐては、是非共に思ひ留り給ふべし。さなきに於ては、此者共は曾て同意すべからずと、皆其座を立て歸りけり。氏任興をさまし、兎やせん角やせんと、思ひ煩ふ處に、此事かくれなかりければ、今はのがれぬ處と思ひ、同意の輩二百餘人をかり集めて、十月十日許斐岳に取掛る。右馬助尙持馳向て、合戦火花を散らして、時をうつす。其日は寒氣つよく、雲降りて、敵も味方も手足こぼえて、太刀の柄を握り得ず。西風はげしければ、眼を開て向ふ事ならず。十方にくれたる、有様なり。尙安申やう、味方の面々風上に廻て戦へと、身をもみさいを振て下知すれば、一揉もんでは引退き、退ては風上に廻り、敵を風下に見て戦ひければ、一たまりもたまらず討るゝ者限りなし。氏任かなはじと

おもひ東郷をさして引退く、占部續て追懸れば、氏任取てかへし、命を限りに攻戦ふ。いつ勝負あるべし共見へざる處に、岳山在番の面々、此由を聞て、馳來る人々には、許斐、吉田、占部、大和、普喜、伊規須、竹井、竹松、別所、薦田、牧、秋山、其外の人々は、刀鍛冶、稻光、太郎、左衛門、金剛、兵衛、盛高、都合、其勢三百餘り。追々に馳着て、氏任を中に取込、一人も漏さず討取けり。氏任が首をば、吉原源内、左衛門尉討取けり。人々申けるは、今度の合戦は、氏任一人の心にては不可有。立花が内通と覺たり。いざや立花をせめんと、宗像勢は立花におしよする。此事立花に聞えければ、青柳の郷へ打出て、一さゝえしけれ共、一もみにも破れて引退く。宗像勢はつゞひて立花の麓に攻よせ、十餘日迄攻ければ、此城終にはかゝはり難くぞ見へにける。立花にたもちがたく覺へければ、高橋に斯と注進す。高橋頓て大勢を率し、後詰をしければ、宗像の人々、此勢兵を以て、高橋の新手に當ん事、中々叶ひつべくも覺へずとて、十一月三日にかこみをといて引退く。高橋が後詰なかりせば、落城すべき物なるをと、残りおほくぞ引取る。

本書第八 多賀隆忠合戦付許斐氏任謀叛之事

一本書に多賀美作守隆忠大友に降參と云々。

此多賀美作守ハ元來大内殿ノ侍ナリ。大内領筑前ノ内ニ大分有之ニ依テ、美作守ヲ檢斷職トシテ、當國ニ召置レ、宰府ニ住居ナリ。去ニ依テ大内殿生害ノ砌モ、手ニ不合。剩へ義隆滅亡ノ後、大友ニ降參ナリ。委キ事ハ不知之。サテ又此度ノ合戦ノ次第ハ、無相違ナリ。

一、本書に近年毛利方と大友方軍始と云々。
毛利ト大友ト直ニ合戦アル事ハ、永祿ノ末ノ事也。矛楯ノ事ハ、義長御生害ノ時ヨリ、筑前ノ内ノ大内旗下ノ諸將、皆毛利家ニ付屬スルニ依テ、大友家ノ諸將サシタル遺恨アラズトイヘドモ、兩方ニ祖イテ、小セリ合止事ナシ。又豊前門司ノ城ヲ争テ取合アリ、彼是騷動一日モ兵器ヲ置事ナシト、聞及ブ處ナリ。
一、此隆忠合戦ノ事ハ、弘治三年七月ノ事也、前ノ許斐城合戦ヨリハ、以前ノ事ナリ。作者失念ニテ、年序前後ス。

一、本書ニ許斐三河守氏任謀叛ノ事、并ニ合戦ノ次第無相違、此内ニ氏貞未ダ若年ト云云。此年氏貞十三歳ニナラセ玉ヒケリ。此時氏任一家ノ内、左馬太夫氏備、同安藝守氏鏡ナドハ、執權ノ隨一ナレバ、一所ニ心ヲ合セタランニ於テハ、氏貞ノ御滅亡ウタガヒアルマジキ時節ナリ。氏任ガ此企ト云モ、畢竟ノ所ハ、民部少輔氏續ノ餘類ナラント云人モアリケリ。
一、本書に十月十日許斐岳に取掛と云々。

氏任許斐ニ取カクル子細ハ、許斐城ハ占部ガ居城ナリ。先此城ニ取カケ、不意ヲ討テ占部ガ大勢ヲダニ亡スモノナラバ、其外ノ小臣微勢ノ方々ハ、討トモ手間ハ入マジ。又同意スル者モ可有之。夫ヨリ白山ニ取カケバ、唯一揉ト思ニ依テナリ。占部尙安ハ氏族多キ其中ニ、一ノ大身ニテ有勢ノ者ナリ。此合戦ノ事程チカケレバ、葛山ニ聞付テ在番ノ人々カケ合セ、氏任ヲ中ニ取込、討取ケ

リ。此時分ハ氏貞ハ白山ニ御座アリテ、葛山ノ城ニハ番人ヲ召置レテ、守ラセ玉ヒケリ。

一、本書に立花の麓にせめよせ、十餘日迄せめけると云々。

此時占部ハ氏任ヲ討テ、早引取ラント云ニ、葛山又ハ在々ノ御家人馳集リタル人々、一同ニ申ケルハ、氏任僅ノ勢ヲ以テ、大敵ニ當ラント思フハ、子細アルベシ。定テ立花ノ内通ニテアルベシ。今日ノ軍、明日ニノブル者ナラバ、立花ヨリ人数ヲ出サントノ内通ナルベシ。イザ面々此大敵ニ、立花ニ一搦ツケント云出シケルニ、此儀イカト思フ人アリテモ、弱氣ト思ハレン耻シサニ、皆尤ト申ケリ。立花ノ城ト云ハ、國中ニテモ無双ノ要害ナルニ、宗像ノ一手ヲ以テ攻落サン事ハ、誠ニ蟻螂カ斧トヤランモ此事ナルベシ。立花勢青柳マデ少々指出ストイヘドモ、アヒシラヒタル計ニテ、ヤガテ城ニ引入ケリ。夫ヨリ宗像勢ハ、立花ノフモトニ押寄ルトイヘドモ、大海ニ手ヲアテタルヤウニテ、サシタル事モナク、十日餘リコレ有事ハ、引取ベキ汐相ナケレバナリ。カ、ル處ニ岩屋ノ高橋、後卷スト云出シタルチシホニシテ、引取ケルト申傳ヘタリ。本書高橋ガ後詰ナカリセバ、落城スベキト云事、案内シラヌ人ハ、サコソアラメト思フベケレドモ、是ハ過分ノ申狀カナト、覺ル人モ候ヒナン。加様ノ率爾ノハタラキ、後ノサハギト成タルナリ。

宗像記第九 古賀原合戦之事

斯て人々評定するは、立花此度の無念を散ぜんと思ひ、よせ來らんは治定なり。油断をなす處に

あらずと、所々に遠見の番を置いて守らせける。吉原源内左衛門典通は、高宮に有て、歩卒を所々に分ちおいて、守らせけるが、翌年正月二十二日遠見のものはせ歸りて申けるは、立花の城より其勢二三百もや候覽。此方に向て繰出し候と申けり。さらばとて其様を見せけるに、敵は小勢なり。人數の繰やう皆北へさがりて候へば、赤馬に寄するとは見えす。此城に向ふ事必定なりと申ける。扱此城には侍十騎にも足らず。雑兵合て五六十人ばかりなり。是にてはいかゞせんと云處に、尙持相圖の貝を吹て、人數を集む。在々所々の諸侍には、大丸光岡朝町、大穂、畝町、野坂、本木、内殿、舍利藏、久末、八並、村山、田福間、手光、津屋崎、荒路、宮地、用山、大炊、田久間、東郷の人々馳集る。立花勢はずで、互に遠矢にぞゐたりける。味方の精兵手たれの人々、心を鎮て射たりけるに、手負死人は多かりけり。敵の方にも精兵多しと見ゆる。中に何者とは知らず、三町餘を射通し、占部尙安が扣へたるに、大の矢來て、彼か着たる甲の立物、三本菖蒲を射削りて、其矢はかしこへ落たりけり。尙安其矢を取て見るに、普通とは見えす。少しつま寄て、弓取直し、打つがひ、よつ引てどうと放つに、又三町餘を射通し、奴留湯が鎧の袖に丁と當る。敵の人々是を見て、世には精兵も多きものにてぞ有らん。昔の物語に聞傳へしを、今見る事の不思議さよと、一度にどつと感じける。かくて味方は後馳に馳集りて、今は其勢三百計に成にければ、いつ迄かためらふべきと、ときを揚て突てかゝる。敵もさゝへて、爰を専途と攻戰ふ。天地も震動し、東西も暗く成て、高煙を立て、四五度か程操合しに、敵

遂にかけまけて、立花を指て引立けり。味方勝に乗て、是を追ふ事急にして、かしこ爰の切所く、に追つめ、數十人討取、勝鬨を揚てぞ歸りける。夫より後は、輒く窺ふべきやうもなかりければ、寄來音もせざりけり。

本書第九 古賀原合戦之事

一此合戦ノ事、本書ニ記ス處、無相違也。吉原源内左衛門ハ其頃畝町鳥ノ巢村ノ高宮山ノ取出ニ、在城アルニ依テ、方角ノ手寄ナレハ、油斷ナク遠見ヲ置ルベシト、各詮議シテ如此也。此戦ノ事ハ、奴留湯融泉ガ所爲ナリ。其故如何ト云ニ、去年宗像勢、立花ニヨセシ時、白嶽ノ奴留湯ガ構ヘラセメタルニ依テ、許斐ヲ威サント思フ計ニテ、指タル議勢ニハアラズ。然ルニ占部取アヘズ、人數ヲ出シ、古賀原ニテ取合アリ。吉原源内左衛門働アルニ依テ、氏貞卿ヨリ感狀ヲ下サル、其狀ニ曰。於去二日村山田郷古賀原立花衆懸合、遂防戦、敵一人射付之由、石川圖書申之、忠儀寔感悦也、彌可抽馳走事、肝要候、謹言

正月廿八日 氏貞 吉原源内左衛門トノヘ

此外ニモ感狀アリトイヘトモ、繁多ナルニ依テ、略之。

吉原源内左衛門典通 嫡子七郎繁通ト云。

宗像記第十 殺宗像氏續事

宗像氏繼は、御一子にてまし／＼ける。氏雄討死し給ふ後は、世の中懶く思召に、人々の賞翫も、昔に引替たる有様なれば、方に心うく思召て、家領僅に二十五町有けるを、弟の氏康に譲りあたへて、其身は世を捨人のごとくにて、彦山に行き、座主の坊に立入てぞおはしける。かゝる處に、岳山の人々申様、近年は兵革打續て、謀叛逆心の人の多くて、やゝもすれば當家をほろぼさんとす。是併氏貞御幼少におはします故なり。氏繼は、隱遁の身と成玉ふといへども、いかなる人にかたらはせ給ひ、終には當家のあたとやなりたまはざらん、おぼつかなし。所詮ころし參らせて、當家の安穩を專にせばやとぞ僉議しける。氏康此事を聞て思ふやう、是は人の上ならず、終には我身の上となるべし。所詮氏繼を害し奉り、我二心なき處をあらはし、身を全うせんにはしかじと、おもひすまして、人々にいふやう、氏繼を討給ふべきの條、何の子細はあらじと存するなり。乍去我等に仰付けられんに於ては、たばかりよせて、ころし申さん事いと安く候べし。人手にかけ申さんも、且は本意なく覺え候とぞ申ける。此儀尤しかるべくとありければ、彦山に行むかひ、たばかりよせて討にける。依之氏康には五拾町を參らせ、都合七拾五町を領し、家の執權に加り、忠をもつはら勵まし、戦功も度々おはしけり。され共いか成故か候ひけん。元龜の始に至て、氏貞の御心に背いて、終に害せられ給ひけり。氏繼うたれ給ひしより、今年十三年に當りけるが、彼むくいにてやおはすらんとぞ申ける。

本書第十 弑宗像氏續事

此一篇本書ニ記ス處不委。又大ニ相違ノ事相見エタリ。古人ノ物語ニ聞傳ル處ヲ記ス事如左。
一 宗像民部少輔氏續ト云ハ、刑部少輔正氏ノ伯父也。永正二年ニ社務職補任アリ。僅カ一年在職アリテ、甥ノ正氏ニ職ヲ譲リ玉ヒケリ。シカルニ正氏御世繼ノ御子マシマサヌニ依テ、氏繼ノ御子氏光ヲ養ヒ、御息女ニ合セテ、家督ニ立ラレ、御名ヲ氏男ト改ラル。其後黒川ノ御下腹ニ、男子出生マシ／＼ケル。カ、ル處ニ氏男家督相續ノ後五年ニシテ、防州ニ亂ノ時、義隆ニ從ヒテ、同御生害アリ。爰ニ陶尾張守ノ計ヒトシテ、正氏ノ御下腹ノ鍋壽殿ヲ、押テ宗像ニ下シ、家督ニ立ントス。サテ又宗像ニアル御家人ハ、氏續ニ示シ合セ、氏續ノ御末子千代松殿ヲ世ニ立ントス。氏續悦ビ同意マシマスニ依テ、内意ハ是ニ治定ス。斯ル處ニ鍋壽殿、御下向アリ。寺内治部允御モリタルガ、陶尾張守ヲ權ニシテ、中々同意セズ。千代松殿ヲ押込ントス。是ヨリ家中ニツニ分レタリ。シカルニ氏續張本トシテ、吉田佐渡入道宗榮、同内藏丞、其外ノ人々評定シテ、鍋壽殿ヲ初メ、寺内治部、其外一味ノ輩ヲ討ントタクミケリ。此事ヲ寺内平三聞付、談合ノ座ニカケ付、其一座ノ者ヲ討取ヌ。
此事前ノ第カクテ密談ノ事アラハレケレバ、寺内用心キビシカリケレバ、謀リ討事モ不叶。顯ニ推寄ンハ力不足。氏續方ノ人々、沖ニモ不出、磯ニモ不着、中有ニ迷フ舟ノ如ニテ、一二人或ハ二人アソコ爰ニ寄合テ、囁キタル計ナリ。氏續今ハ不叶ト見切玉ヒヌ。サテ爰ニ居タランニ於テ

ハ、殺サレナンハ治定也ト思シ召、密ニ遁レ出テ、何國トモナク身ヲ隠シ玉ヒケリ。忍ビノ事ナレバ、千代松殿ヲ捨置玉フ。千代松殿ノ御母辨ノ上臈ハ、身ノ置處モナキ儘ニ、只アキレ玉フ計也。先暫トヤ思ヒ玉ヒケン。千代松殿ヲ具シ奉リ、鞍手ノ沼口ニカクレオハシマス。寺内ハ氏續ヲ送シ參ラセシ事ヲ、無念ニ思ヒ、御座アル所ヲ方々ニ聞立ケレバ、彦山ニ入セ玉フト聞テ、倍ハ力ニ不
及、他國トイヒ、清淨決戒ノ御山ト云ヒ、人力ノ及ブ處ニアラズ。サテ置ナンハ行末オソロシ。如何セント案ジ煩フ計リナリ。急ギ防州ニ上テ、陶ニカクト申ケレバ、陶以ノ外ニ怒ヲナシ、然ラバ彦山座主ノ坊ニ案内ヲトゲ、押寄可討取ト下知セラル。尙秀、直頼、良喜中國ニ有ケルカ、此由ヲ宗像ニ申下ス處ニ、在所ノ人々下知ヲ承リテ、急ギ彦山ニ行向フベシト、評議ストイヘドモ、人數モ召具セント、寺内ハ在所ノ人々ト、詮議マチノニテ、コトユカズ。土橋越前守氏康申ケルハ、人數召具シ、氏續ヲ討ンニ、子細アラジト存ル。乍去大勢ヲ催サン條、世上ノ聞エ穩便ナラズ。某ニ被仰付候ハンニ於テハ、ヒソカニ行キ向ヒ、タバカリテ可討取ト申ケリ。此儀尤然ルベシトテ、又中國ニ此由ヲ申送ル。兎角ニ日數オシ移リテ、秋ノ頃ニナリヌレバ、氏康宗像ヲ立テ、彦山ニ行向フ。彼ノ山ニ至ルトイヘドモ、氏續深ク隠レオハシマスニ依テ、難尋會。様々ニ尋ネケルニ、玉屋谷杉坊ニマシマス事ヲ聞出シ、彼坊ニ押寄ケルニ、亭心得テ背戸口ヨリ落シ奉ル。追手ノ人々案内ヲ能々聞置ケレバ、背戸口ノ方ニモ、人ヲ廻シ伏ヲキタリ。是ヲバ知玉ハズ、ニゲ出テ、大竹藪ノ中へ入玉フヲ追付藪ノ中ニテ害シ奉リケリ。此由急ギ註進スレバ、宗像ノ人々悦ブ事限ナシ。サテ

氏續

千代松母子

圓通院

又千代松殿ハ、今三歳ノ嬰兒タリトハイヘドモ、助ケ置ベキ事ナラズトテ、討手ノ人ヲサシムケラル。此事カクレナケレバ、辨ノ上臈聞付、暫シ遁レヤセント、千代松殿ヲ抱キ奉テ、イツクトモナク落行玉フヲ、追手ノ人々尋ケルニ、若宮へ落行玉フト云ニヨリテ、跡ヲ慕ヒ、追カケ、山口ニテ追付ヌ。又若宮ヲ渡シ玉ヘト旬リケレドモ、辨ノ上臈ヒシト抱キ堅メテ、中々放チ玉ハズ。唯泣シホレテ候ハレケル。追手ノ人々腹ヲ立、上臈ト共ニ害シ奉レト旬リケレドモ、更ニ放チモヤラネバ、二人共ニ討テケリ。即其所ニ二人ノカラダヲ埋メテ、シルシニ松ヲウエテ歸リケリ。角テ後山田ノ御靈アレ玉フニ付テ、此靈ヲモ神ニ祝ントテ、山口村ウツレ木ノ畑ト云處ニ、ホコヲヲ建テ、今宮殿トゾ崇ケル。其後彼御菩提ノ爲トテ、山口村ニ寺ヲ建、氏續並ニ千代松殿ノ御寺ト號シ、追福作善アラレケリ。圓通院ト申ハ是ナリ。氏貞卿御逝去ノ後、御後室ノ御方ヨリ、今宮殿ニ御供料ヲ寄附シ玉フ。其文ニ曰。

今宮殿 御寄附坪付

夜須郡二百町内田數坪付之事

合

前田六反坪之内

一二反

四反坪之内

壹段

以上三段

下宇良庄屋名

今福村慶福寺分

宗像記 宗像記追考

右坪付如件 天正十六年十月二日
 秀賀豊福式部卿 尙宗石松對馬守 宗金吉田伯耆入道 賢安占部越後守 氏備許斐左馬太夫
 右五人ノ連判ナリ。

然レバ氏貞卿御逝去ノ後、増福寺ニモ本尊地藏ヲ造立セラレテ、佛供料ヲ付ラレ、此宮ニモ神宮田ヲ付玉フ謂レハ、山田ノ御靈ノ御崇リト覺エテ、様々ノ不思議折々現レヌ。氏貞モサル故ニヤ、御煩ヒ度々ナルニ、其度ゴトニ御心ニカ、ル事ドモ多カリケリ。既ニ御最期ト申時モ、不思議ノ事ドモ有之テ、終ニ世ヲ早ウシマシケリ。加様ノ事ニテ、御後室殊ノ外御氣ニカケ玉ヒ、御靈ヲナダメラレンノ結構也。然レバ山田ノ御靈ノミナラズ、氏續御父子ノ御靈モ立交リテ、アヤシキ事モ多カルナド、人々囁キケレバ、如此ノ御ハカラヒナリト申ケリ。
 一土橋越前守氏康ハ、伯父氏續ヲ討テ、當家忠功ノ人ナリトテ、氏續ノ舊領五拾町ヲ宛テ行ハル。氏康本領トモニ七拾五町ヲ領シ、奉行人ニ列座シテ諸公事ヲ裁判シ、世ニアリ顔ニ立交リ玉ヒケリ。永祿四年ニ豊後勢赤馬表ヘヨセ來ル時モ、一番ニ打テ出テ、其働キモ神妙ナレバ氏貞モ御心トケ玉ヒ、奉行人モ馳走シ、評定ノ座ニツキ玉フニモ、座上ニ請ジナド、面目アルフルマヒ也。實モ御一族トイヒ、人ガラト云、オロソカナラヌ事ドモナリシニ、或時イヅクニ行玉フトモナク、頓ニ見エ玉ハズ。一兩日コソ何クニカ行玉ヒツラント云計ナルガ、日數經ルニ隨テ、人々驚キ、近郷近里ヲ尋ネケレドモ、見タルト云人モナカリケレバ、確不審シ、近國ニ至ル迄、馳テ尋求レドモ、見エ

ズ。扱ハ天狗ニトラレ玉ヒテ、イカナル處ニ果玉ヒヌルカナド、云沙汰シテ、三年ハ打過ヌ。四年ト云春、忽然ト出玉ヒケリ。人々悦ビ玉フトイヘドモ、何トヤランオソロシク、苦笑ヒノ爲體ナリ。今迄ノオハシマシ處ヲ尋ルニモ、シカトアル事モノ玉ズ。顔ヤセ、眼トガリテ、見ルニオソロシサハ、マサリケリ。後々ハ其時ノヤウニモナクテ、人々ニモ立交リ、昔ニカハラヌ有様ナリ。何タル事ヤラン、兩手ノ指屈リテ、曾テノビズ。生薑ノ如クニ成ケルガ、ソレトテモ鎗ナド取テツカヒ玉フニ、神變ノ早業ヲシ玉ヒテ、目ヲ駭ス。或ハ壁ヲツタヒ、横ニ走り玉フガ、七八間ハ飛ガゴトクニ走リ玉フ。或ハ遠キ處ノ事ヲモ、居ナガラ知リテノ玉フニ、少シモタカハズ。明日ノ事ヲ今日ヨリシリ、或ハ病ノ吉凶ヲシリ、命期ノ長短ヲ申玉フニ、違フ事ナシカ、レバ人々却テ恐オノ、キ、生天狗トゾ申ケル。心猛ウオハシマセバ、御氣ニ背キナバ、アダニヤアハント、恐ヲナス事大形ナラズ。少ノ事ニ付テ、腹立玉フト見ユル時ハ、當家ヲ傾ケテ、倒サンモ吾儘ナリ、奉行役人ヲ倒シハ、マシテ容易シナンドト、アラヌ廣言ヲ吐捨玉フ。氏貞此事ヲ聞シ召シ、是ハ大ナル妖也。活テ置ニ於テハ、凶事忽來ルベシトテ、吉田伊賀守致勝、同河内守守道、兩人ニ仰セ付ラレテ、討テ捨ヨトアリケルニ、兩人ノワザ及ビ難シト、辭退シケレドモ、強テ仰ヲ蒙ルニヨリ、畏テ色々工夫ヲ廻ラシ、永祿八年正月二十日ニ、氏康ヲスカシ出シ、田嶋ノ宿ニ至ル時、草坂口ヲ行處ヲ、兩人ニテ狭ミ、終ニ討取奉リケリ。未來ヲ知リテ悟リ明ス天狗ノ眷屬タリトハ申セドモ、謀ニハヤスカリケリ。氏續ハ氏康ノ伯父ニテマシマスヲ、申シ乞テ討タリシハ、忠節ニ似タリトイヘドモ、究竟ハ我身ヲ立ント

ノ所業ナリ。此惡業身ニ酬イテ、氏續ノ十三年ニアタリ、月ハカハレド日ハ不易、ウタレ玉フツ哀レナル。本書ニ御事ヲ記ストイヘドモ、相違也。

一本書に氏續の家領僅に二十五町と云々。

是相違ナリ。氏續ノ隱居料ハ五十町也。氏康ノ私領ハ二十五町ナリ。然ルニ氏續ヲ討タル勸賞トシテ、隱居料五十町ヲ氏康ニ下シ賜ル。私領ヲ合セテ七十五町ヲ領セラレ。

宗像記追考記卷之三終

宗像記追考卷第四目錄

宗像記第十一豊後勢攻赤馬許斐兩城之事

同 十二大友與毛利和談之事

同 十三飯盛合戰之事

同 十四戸次道雪與氏貞縁組之事

同 十五大友家衰微之事

同 十六小金原合戰之事

宗像記第十一豊後勢攻赤馬許斐兩城事

大友よし鎮は宗像殿の毛利に一味し給ふをせめんとて、立花の勢を案内者とし、都合三千餘騎

赤馬

許斐

長尾原

を催し、永祿三年の秋、赤馬表へさしむけらる。赤馬嶽山の城には、宗像氏貞在城なるが、今年は十七歳にてぞおはしける。武勇ならびなき聞え有て、御家人共皆武をたしなむ事、先代にこえたり。大友勢赤馬へ向ふよし聞えしかは、馳集る人々には、越前守氏康、深田美作守氏俊、占部大膳種安、吉田伯耆守重致、寺内備後守尙秀、國分若狭守直頼、仲村筑後守尙道、寺内豊前守秀郷、吉田和泉守秀時、同駿河守入道良喜、石松加賀守秀兼、同對馬守尙宗、小樋對馬守秀盛、占部下總守貞康、大和治部允貞、秀神屋彈正晴氣、宮内金丸力丸、市丸薄、赤馬、普喜、溫科、唐防、門司、須藤、明石、田中、本田、大神、圓城寺、仲原、寺原、早川、深川、鮎川、小寺、加藤、都合其勢二千餘騎にて、此城を堅めたり。許斐には占部甲斐守尙安一族のもの馳集りて、三萬餘騎にて、楯籠る。吉原の里城には、占部右馬助尙持一族の輩五百餘騎にて堅めける。八月十六日に豊後勢嶽山の城におし寄て、時の聲天地に響きてあげければ、城にも同く鬨の聲を合せける。氏貞のたまふは、敵は思しよりは小勢なるぞ。切て出て追拂へ、もの共と下知し給へば、一番に越前守氏安切て出る。かたき味方入亂て、火花をちらして戦ひける。二番には深田氏俊、三番は占部種安控へたり。抑よせての先陣は、戸次丹後守鑑連、二陣は奴留湯入道融泉、三陣は立花但馬守鑑載なり。奴留湯主水は三陣の後に、はるかに引退て、備を立る。其跡に高橋三河守そなへを堅うしてひかへたり。奴留湯主水思ふやう、赤馬表の戦ひ心元なく覺れば、後詰をやせん。又許斐へや取かけんと、しばしたためらう所に、尙持の嫡子宮若丸、生年十五に成けるか、長尾原に打出、奴留湯か陣に打てかゝる。奴留湯是を見て、敵は小勢なり。取込て討取、

一人ももらすなと、混々^{ひま}と取まき、鋒を揃へてせめ戦ふ。かゝる所に宮若が大伯父占部左馬助重安、伯父源内右衛門貞安、郎従に石松源兵衛常世、十右衛門、桑野、松澤など、一騎當千の兵、一所に集り、十方にわかれ、死を恐れず、生を忘れて戦ければ、みや若は立所に堅陣を打破て、數人を討取、初軍の門出よしと悦び、勝鬨をどつとあげ、許斐をさして引取處に、立花勢是を見て、敵にきおひを付る口惜さよ、付入て此城を落せ者どもと下知して、一文字におし向ふ。右馬助尙持三百餘騎にて打て出、赤馬表に於て、兩陣火を散して、互に命を塵芥にして、せめ戦ふ事數刻に及びければ、人馬の息をやすめんと、相引に暫く引退く。かゝる處に但馬守あきとしは、長尾原に出て、尙持を圍まんとす。高橋は直に許斐に向ふて、城をせめんとおしよする。占部甲斐守は備をとゝのへて、堅く守る。諸方一度に亂れ立て、いづれをそれと、わきまへたる方はなし。かゝる處に嶽山の合戦、氏貞勝給ひぬと聞ゆる處に、勝鬨の聲、山河を動して聞えければ、よせて氣を損じ、心おくれ、但馬守は立花の城へ引取り、明る十七日立花あきとし、奴留湯入道は千五百餘騎を引率して、昨日の鬱憤を散せんと、吉原の里城に押寄せ、鬨をどつとぞ揚げる。城中には占部左馬助重安、同源内右衛門貞安、同日向守短安、同民部貞盛、同喜三守益、同喜三郎貞勝、同織部貞治、同藤兵衛重次、河津新四郎隆家、深川右京進貞國、郎従には廣中三郎、繩分彦太郎、石松、桑野、吉原など、鬼神をあざむく兵等五百餘騎、同く鬨を合する程こそおそろしけれ。門木戸を開て切て出る。兩陣双をまじへ、攻戦ふ事良久し。尙安荒手を入替へ戦けるに、寄手こらへず足なみしどろに見えければ、爰を揉

やとて、一揉もんで攻ければ、敵たちまち敗軍して、ちり／＼に引てさる。尙持いよ／＼勢に乗て、扇を揚てすゝむれば、人々にぐるを追事甚急なり。かゝる處に黒糸のよろひ着たる武者、仆れふして有けるを、尙持何心もなく死人と思ひて、歩みかゝる處、彼武者つと起あがり、尙持か左の足を蹠^{さばす}より切落す。尙持きつと見て、空死とはしらず、不覺をしつる無念さよといふ儘に、押へて頸をかき落し、立あがりて行んとすれ共、歩行すべきやうはなし。されども太刀を杖につき、許斐の城の半途迄は行けれども、次第によりは、氣力盡て、そこにて空しく成りにけり。惜哉此年三拾四に成けるが、武勇に肩をならぶ人もなかりけるに、かく徒に成ぬるこそ不便なれ。父の尙安は敵を追拂ひ、あまた分捕して、安堵の思ひをなしける處に、尙持が死したるよしを聞て、彼所に立越、尙持か手を取ていふやう、氣色はいかゝ覺るぞ、かたきは皆討取たり。宮若も堅固なるぞ。心易く思ふべし。いかに／＼と申せども、はや事きれぬれば、更に答はなかりけり。尙安泪を流て、武士の戦場にて死する事は、元よりのならひといひながら、我已に老となりて、杖柱とも頼みつるに、今日より後は、老の力をいかゞせんともだへこがれけるこそ理りなれ。かくて氏貞は大敵を追退け、嶽山の城を堅固に持玉ひて、近境より手をさす人もなかりけり。

本書第十一豊後勢攻赤馬許斐兩城事

一本書に岳山の城には宗像氏貞在城と云々

此事相違ナリ。氏貞卿當國へ御入部ノ時、白山ノ城ニ御入アリ。是ハ先考正氏ノ御隠居所ナレバナリ。其後、葛山ノ城ニ御移リアルヘキノ處ニ、嫡庶ノ相論ニテ、物忿ナレハ、兎角ニ時節推移ル。又葛山修造アリテ、御移リ有ントノ事ナルニ、連年ノ干戈ニ取紛レテ、其事ユカズ。永祿五年迄十二年ノ間ハ、白山ニ御座有ケリ。此合戦ハ永祿三年ノ事ナレバ、未ダ白山御在城ノ時ナリ。葛山ノ城ニハ、番人ヲ召置ル、ノ處ニ、豊後勢寄せ來ルトイヘバ、懸入人々本書ニ云カ如シ。此時氏貞卿ハ御籠リ有ベキト思シ召ス處ニ、昨日迄御味方ニ參ル人モ、今日ハ御敵トナル時節ナレバ、跡ノ事無覺東思召、先御人數計被差遣、氏貞卿ハ白山ノ城堅固ニ被仰付、御在城ニテ、葛山ニハ御入無之也。此合戦ハ前後ニ無之大合戦ナリ、宗像勢粉骨推身此時ニ極レリ。サスガ豊後ノ大將モ、手ヲ碎カレケレ共、兩日ノセリ合ニ打負テ引レシ事、オソラクハ宗像勢ノ高名無比類處ナリ。

一本書ニ云、越前守氏康ヲ初メ、深田、占部、吉田、寺内ヨリ段々ノ人々、雜兵共ニ二千餘騎トハイヘ共、都合ハ二千五六百餘騎モアラントイヘリ。許斐ノ城ニハ占部尙安一族共ニ三百餘騎トイヘ共、雜兵彼是八百計トイヘリ。吉原ノ里城ヲバ、占部尙持五百餘騎トアレ共、是ハ三百計モ有ベキカ。俄ノ事ナレバ、シカトアル着到モナシ。此里城ニ尙持下知ヲ以テ、持口トモヲ定メ、宮若十四ノ時、是ヲ大將ト定メ置テ、尙持手勢五十許ニテ、赤間表ニ打出シナリ。

一本書ニ氏貞ノ玉フハ、敵ハ小勢ナルゾ。切テ出テ追拂ヘト云々。
是ハ氏貞ノ下知シ玉フニ非ス。敵惣勢三千トイヘ共、大略五千餘モアラント云リ。備ヲ段々ニ立

タル故ニ、小勢ノ様ニ見エタリ。是ヲ氏康小勢ナルゾ。切テ出ヨト下知シテ、一番ニ駈出ル。夫ヨリ續イテ出ケレハ、留ムベキヤウモナク、殊ニ若武者ナドハ、待兼タルヤウスニテ、我劣ラジト打出ルニヨリ、老軍モ持收ムル事ナラザリシナリ。數刻戦ヒケルガ、勝負モ更ニ不見、相引ニシテ人馬ノ息休メケルガ、又立直シ、入亂ケルニ、終ニハ豊後勢敗北也。此合戦ニ付テ、様々委キ事共雖有之、不能盡之、故略之。大抵本書ニ見エタル如クナリ。

一宮若丸長尾原ニ打出ル事、

宮若丸初軍ノ事ナレバ、敵ニ早ク逢ン事ヲ願ヒ、駈出スヲ、左馬助重安見テ、是ハ何タル事ゾ。左ハセヌモノゾ、留レト制シケレ共、耳ニモ不聞入、駈出スニ依テ、不及力、重安モ駈出ケリ。其時城内惣懸リニセント見エケルヲ、源内右衛門貞安、制シテ申ヤウ、左様ニ城ヲ明ケテ出タランニ、敵入替リナバ、如何セント思フニカ。各留リ、持口ヲ能々堅メ給ヘト、制シ置テ出ニケリ。宮若ニ隨テ出タル者八十許、奴留湯主水ガ手ヘ討テカ、ル。奴留湯小勢ナルヲ見テ、引包ントテ、備サハギケレバ、此騒ギヲ討テ取レト云程コソアレ。八十許ノ者、縦横ニ駈立ケレハ、奴留湯カ勢亂レサハイデ、一町計追立ラル。其時左馬助源内左衛門ハ、時分ハヨキゾ、此汐ニ引取レトテ、宮若ヲ推立、靜々ト引取ケリ。城ヨリ是ヲ見テ、門ヲ開テ出向フ。奴留湯カ勢、跡ヲ慕トイヘ共、早ク引テ城ニ入ケレハ、手ヲ失ヒケリ。右馬助尙持、三百餘騎ニテ打出ルト、本書ニアリ。是ハ此處ニテノ事ナラズ。右ニ云吉原ノ城ヨリ打出テ、赤馬表ニテノ働ナリ。

一明ル十七日合戦ノ事、本書ノ趣無相違
細碎ノ事ハ不遑毛舉也。此時尙持働之事無比類敵ヲ追崩シ、大利ヲ得ノ處ニ、不慮ノ仕合ニテ、討
死スルナリ。

一此合戦ノ時分迄ハ、氏貞卿ノ御人數モ寡カリシガ、段々ニ侍ヲ御取立アリ。又斷絶ノ家ヲモ起
シ給フニ依テ、天正ノ比ニ至テ、過分ノ人數ヲ持玉ヘリ。其比ノ人數左ニ記ス。此ニ不入事ナレ共、
事ノ次デニ如此ナリ。

天正十三年
人數着到

天正十三年乙酉年御人數着到ノ面

田島衆

深田中務少輔	許斐宮内少輔	占部日向守
占部彌九郎	嶺土佐守	嶺修理進
晴氣孫六	小寺神佐	許斐宗玄
嶺十郎跡	許斐與八	吉田神六
吉田民部丞	吉武右馬允	市丸源次郎
嶺又三郎	石松主計允	久原左馬允
石松源内兵衛	石田余三	早川彦左衛門
久原十郎	田中源兵衛	田中新右衛門

森源左衛門	市丸左衛門	占部彌三郎
常子善内	常子彦五郎	城戸三郎左衛門
柴田與三左衛門	嶺彌次郎	馬場豊前守
脇田民部丞	白水藏	辻野平兵衛
河東郷衆		
占部織部丞	池浦源五郎	薄善右衛門
薄彌右衛門	阿部善九郎	田中九郎兵衛
番匠大工	占部彌三郎跡	
阿部善左衛門		
河西郷衆		
吉田右馬之助	大和彈正忠	吉田市助
占部平三郎跡	吉田式部丞	吉田孫左衛門
副田新次郎	副田八郎	
上八郷衆		
占部八郎	吉田兵部少輔	吉田四郎兵衛
大森彦五郎	須川藤兵衛	石松右馬之允
馬場又右衛門	吉田源兵衛	石田與三郎

遠藤源十郎

松澤孫次郎

遠藤善三郎

唐防與四郎

赤馬六郎左衛門

三光院

田野鄉衆

吉田主殿助

池浦源六

吉田土佐守

力丸新兵衛

門司源三

常子清三郎

伊規須助左衛門

藤田右京丞跡

池田鄉衆

吉田大炊助

石津兵庫允

吉田內藏太夫

木原新右衛門

牧千三郎

山田與市

廣渡平三郎

秋山彌五郎

阿部新左衛門

牧喜助

久原神兵衛

怒山鄉衆

廣渡監物

唐防新八

牧四郎左衛門

小樋內藏助

唐防帶刀

嶺久左衛門

阿部藤七郎

唐防新八

宮本新右衛門

花田七郎右衛門

唐防新八

別所彦次郎跡

在自鄉衆

唐防主稅允

小樋藏人

唐防帶刀

宮地鄉衆

阿部藤七郎

唐防新八

小樋藏人

唐防新八

鍋田彌八郎

唐防新八

勝浦鄉衆

唐防新八

花田又次郎

唐防新八

本木鄉衆

唐防新八

許斐兵部少輔

吉田勘解由允

吉田喜三郎

吉田縫殿允

大和源助

池浦神五郎跡

市丸彌兵衛

遠藏彦太郎

權藤彌九郎

深坂大藏允

權井新四郎

深坂藤五郎

市丸鬼松丸

深坂藤五郎

內殿鄉衆

深坂藤五郎

大和采女允

深坂藤五郎

村山田鄉衆

深坂藤五郎

許斐左馬太夫

吉田河內守

大和治部允

占部	宮千代	占部	源内右衛門	大和	右近允
石川	圖書助	三井	治部丞	吉原	七郎
遠藤	内藏丞	稻光	左馬允	稻光	源助
別所	小三郎	田中	市允	松井	民部丞
東郷	衆	吉田	平次郎	吉田	新五郎
占部	大膳進	占部	市助	須藤	與四郎
占部	左馬助	占部	支番允	占部	又六郎
占部	彌八郎	青柳	源左衛門	吉原	新左衛門
阿部	喜三郎	長彦	太郎		
久原	村衆	池浦	九郎左衛門		
大和	孫六	嶺兵	庫允	有田	清左衛門
大穗	光岡衆				
石松	宮内少輔				
石松	神兵衛				
曲村	衆				

占部	余次	吉田	與三郎	石松	與市
河崎	與三右衛門	廣渡	藏人	伊規	須主計
石松	小五郎				
野坂	庄衆	米多	比修理進	埴生	左衛門尉
晴氣	次郎	許斐	内藏允	市丸	三郎右衛門
占部	右衛門	森山	神三郎	占部	神三郎
占部	藤人	占部	小七郎	中村	右馬允
大和	新九郎	副田	三郎	花田	善七郎
副田	藤二郎	大和	神右衛門	原	又五郎
堀右	京之進	權藤	源四郎	中村	彌七郎
竹松	助右衛門	柴田	孫十郎	森	源三郎
夏秋	九郎兵衛	入江	次郎左衛門		
藤田	與五郎				
山口	宮永衆				
吉田	木工助	三浦	兵部丞		
鹽川	新四郎			鹽川	平次郎
室木	村衆				